

札幌市子どもの貧困対策計画

平成 30～34 年度
(2018～2022)

札 幌 市

はじめに

すべての子どもは、可能性に満ちたかけがえのない存在であり、自分らしく、豊かに成長し、発達していく権利が認められています。札幌市では、平成 20 年に「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を制定するなど、これまで、子どもが豊かに育つ環境づくりを進めてまいりました。

一方、厚生労働省が発表した国民生活基礎調査による子どもの貧困率は、平成 27 年の数値で 13.9%と、およそ 7 人に 1 人の子どもが平均的な所得の半分に満たない世帯で暮らしていることが確認されました。今や、子どもの貧困は大きな社会問題として認識されています。

このような中、札幌市が実施した子どもやその家族の生活状況等に関する実態調査からは、困難を抱えている世帯において、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境など様々な点で課題を抱えていることが確認されました。

このたび策定した「札幌市子どもの貧困対策計画」は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、困難を抱えている子どもとその家族への支援に全力で取り組んでいくための出発点となるものです。

今後は、この計画を基に、すべての子どもが毎日を安心して過ごしながらか、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現に向けて、市民の皆様とともに全力で取り組んでまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、実態調査にご協力をいただきました皆様や、貴重なご意見をお寄せいただきました支援団体、有識者の皆様をはじめ、市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成 30 年（2018 年）3 月



札幌市長 秋元克広

目次

第1章 計画の策定について

1 計画策定の背景	1
(1) 国の動き	1
(2) 北海道の動き	3
2 本市の計画について	4
(1) 計画策定の趣旨	4
(2) 計画の位置づけ	4
(3) 計画期間	5

第2章 本市の子どもの貧困等の状況

1 実態調査の概要	6
(1) 市民アンケート調査（札幌市子ども・若者生活実態調査）	6
(2) 支援者ヒアリング	8
(3) 座談会	8
2 実態調査の結果	9
(1) 世帯の暮らし向きについて	9
(2) 子ども、保護者の健康状態や生活習慣等について	12
(3) 学習の状況について	16
(4) 進学や将来に対する考え方について	19
(5) 子どもの居場所や経験に関する状況について	23
(6) 社会的孤立の状況について	27
(7) 保護者の就業について	31
3 本市における子どもの貧困の状況・課題	33

第3章 本市の子どもの貧困対策

1 基本理念	36
2 「子どもの貧困」のとらえ方	36
3 計画の対象	36
4 施策の体系	37

第4章 施策の展開

基本施策1 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進	39
基本施策2 子どもの育ちと学びを支える取組の推進	47
基本施策3 困難を抱える若者を支える取組の推進	58

基本施策 4 保護者の就労や生活基盤の確保	61
基本施策 5 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進	65

第5章 計画の推進について

1 成果指標の設定による計画の推進状況の把握	72
2 子どもの貧困の現状と、対策の取組の普及啓発の推進	73
3 計画を推進するための実施体制	73
4 子どもの貧困に関わるデータや情報の収集による実態把握	74

参考資料

1 附属機関における審議について	75
2 市民フォーラムの開催	79
3 パブリックコメント手続	80

第1章 計画の策定について

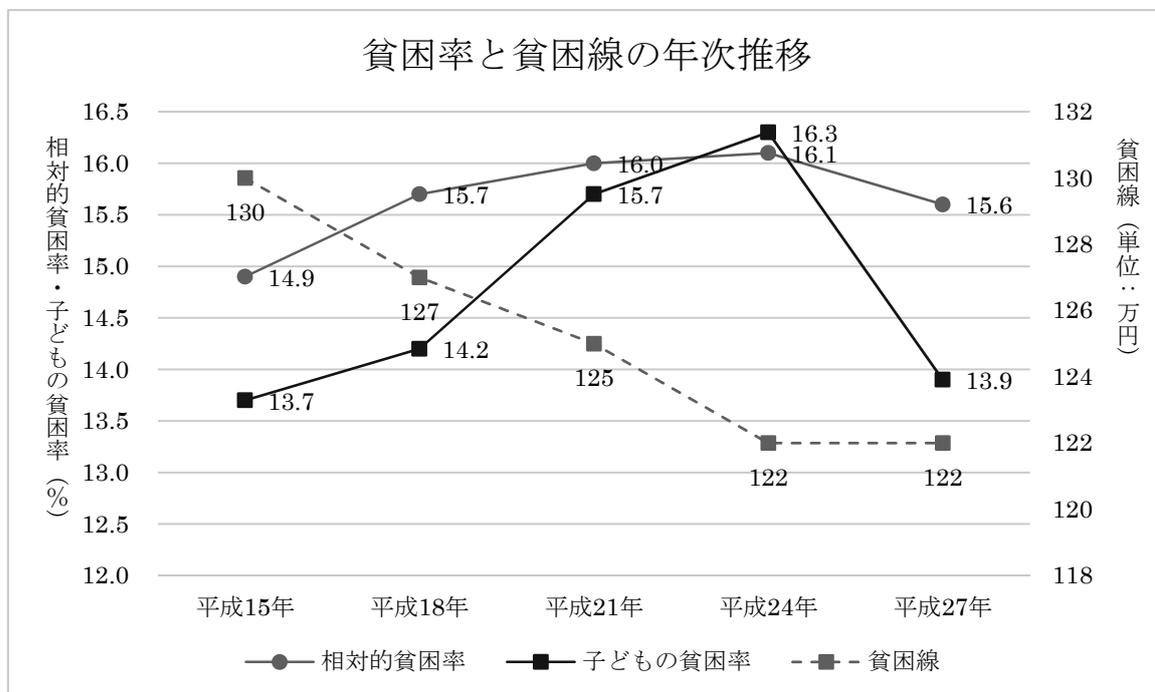
1 計画策定の背景

(1) 国の動き

ア 子どもの貧困率（全国）

平成 28 年国民生活基礎調査（厚生労働省）において、平成 27 年の子どもの貧困率が 13.9%となり、過去最高を更新した平成 24 年に比べて 2.4 ポイント改善が見られたものの、未だ、およそ 7 人に 1 人の子どもが経済的に貧困の状態にあることが確認されました。

これは、17 歳以下の子どものうち、世帯の人数で調整した平均的な所得の半分未満の所得の世帯で暮らしている子どもがおよそ 7 人に 1 人存在することを意味します。



＜資料＞厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査」

＜参考：相対的貧困率・子どもの貧困率について＞

・相対的貧困率

等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）を順に並べ、その中央の所得の額(a)の半分の額(a/2)を貧困線としており、この貧困線に満たない者の割合を相対的貧困率としています。

なお、等価可処分所得の算出にあたっては、光熱水費など世帯人員数が少なくなるにつれて生活コストが割高となる費用があることも考慮して、世帯人員の平方根で割る方法を用いています。

・子どもの貧困率

17 歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

(以上、厚生労働省「国民生活基礎調査(貧困率)よくある質問」より)

※ 本市が実施した市民アンケート調査(6 ページ以降)では、回答される方の負担も考慮して、世帯の収入のみをたずねており、税金や社会保険料などはたずねていません。

このため、この調査の結果からは可処分所得の算出ができないため、本市における国の相対的貧困率、子どもの貧困率に相当する数値等を算出することはできません。

なお、国では国民生活基礎調査に基づく子どもの貧困率を子どもの貧困に関する指標の一つとして採用しています。本市におきましても、この計画の期間を通じて、本市における国の相対的貧困率に相当する数値の算出や、当該数値の指標化について検討していきます。

イ 子どもの貧困対策の推進に関する法律

国においては、平成21年の子どもの貧困率が15.7%と、平成22年OECD(経済協力開発機構)加盟34か国で10番目に高い水準であったことなどを背景として、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることなどにより子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号。以下「貧困対策推進法」という。)を、平成25年6月に制定し、平成26年1月から施行しました。

ウ 子供の貧困対策に関する大綱

貧困対策推進法に基づき、政府として子どもの貧困対策を総合的に推進し、解決に取り組んでいくための基本方針や柱となる施策を示すものとして、平成 26 年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が閣議決定されました。

この大綱では、以下の 10 の基本方針が示されているほか、推進効果の検証・評価のための指標の設定、また指標を改善するための重点施策などが示されています。

<大綱が示す基本方針>

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後 5 年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

(2) 北海道の動き

貧困対策推進法第 9 条第 1 項の規定に基づき、すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長できる社会の実現を目指し、「北海道子どもの貧困対策推進計画」を平成 27 年 12 月に策定しました。

この計画は、平成 27 年度から平成 31 年度を計画期間として、教育、福祉、労働等の各部局が密接な連携を図ったうえで、幅広い分野に渡って策定されている関連分野の計画に基づき推進される施策と連動を図りながら、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済支援等の施策を総合的かつ効果的に推進することとしています。

2 本市の計画について

(1) 計画策定の趣旨

札幌市では、これまでも、国が大綱等で示す教育や生活、就労などの支援に関しては、教育や福祉に関連する施策として実施してきたところであり、また、児童養護施設入所児童等の進学・就労に向けた支援や、生活保護受給世帯等の中学生への学習支援事業の拡充など、子どもの将来がその生まれ育った環境などに左右されることのないよう、困難な状態の連鎖を防ぐための新たな施策についても、取り組んできたところです。

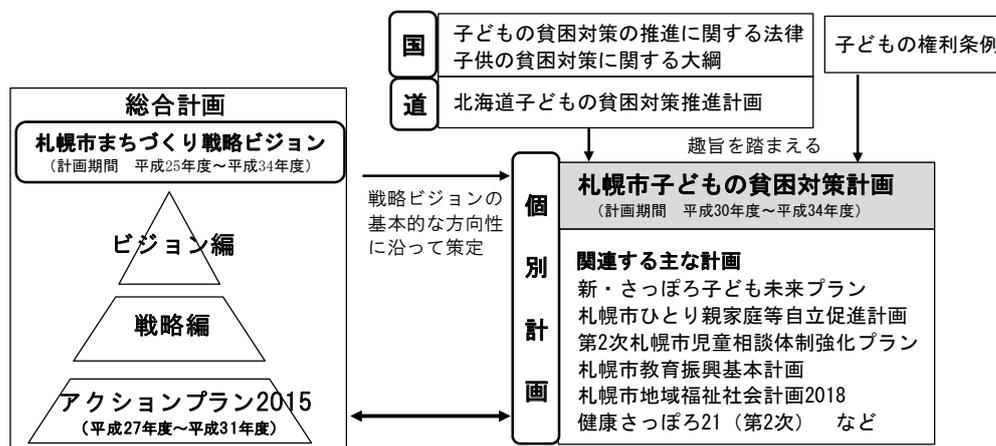
このような中、平成 28 年度に子ども・若者やその世帯の家庭生活、教育、就労等の実態を把握することを目的として実施した実態調査からは、様々な課題が明らかとなったところであり、これらの課題に対応するため、これまで実施してきた事業の拡充や仕組みの見直し、また、新たな事業を構築しました。

これらの取組を体系的に整理し、本市の子どもの貧困対策を計画的に進めることで、困難を抱えている子どもやその世帯をより効果的な支援につなげることを趣旨として、「札幌市子どもの貧困対策計画」を策定することとしました。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、法令、大綱及び北海道が策定した計画を踏まえつつ、札幌市のまちづくりの基本指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向性に沿った個別計画の一つとして策定します。

子どもの貧困対策の取組の観点から、子どもが安心して自分らしく生き、豊かに育ち、参加するという包括的な権利の実現・確保を規定した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」（以下「子どもの権利条例」という。）を踏まえるとともに、多岐にわたる分野と関連があることから、「新・さっぽろ子ども未来プラン」や「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」をはじめとする各分野の個別計画とも考え方や方向性、施策などについて、相互に整合性を図っていきます。



(3) 計画期間

平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間を計画期間とします。

ただし、計画期間中であっても、国の施策の動向や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとします。

<札幌市子どもの権利条例について>

札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）¹」の理念を、より分かりやすく札幌の実態に即したかたちで具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、「子どもの権利条例」を制定し、平成 21 年 4 月に施行しました。

子どもの権利条例では、子どもにとって大切な権利として、4 つの権利を定めています。

<子どもの権利条例で定める 4 つの子どもの権利>

- ・ 安心して生きる権利 → 愛情をもって生まれ、命が守られること
差別を受けることなくいじめや虐待から守られること
- ・ 自分らしく生きる権利 → かけがえのない自分を大切にすること
一人の人間として尊重されること
自由に思いや考えを表現すること
- ・ 豊かに育つ権利 → 学び、遊び、休息すること
様々な芸術や文化、スポーツ、自然に触れ、豊かな感性を育てること
夢に向かってチャレンジすること
- ・ 参加する権利 → 自分に関わることに参加し、意見を表明すること
参加にあたり年齢や成長に応じた適切な配慮を受けること

平成 19 年には、国連総会において、子どもたちが経験する貧困の特殊さにかんがみ、子どもの貧困とは、単にお金がないというだけでなく、国連子どもの権利条約に明記されている生命に対する固有の権利など、すべての権利の否定と考えられる、という定義が採択されています。

札幌市子どもの貧困対策計画では、第一に子どもに視点を置いて、子どもの権利条例で定める安心して生きる権利や豊かに育つ権利など、4 つの権利の趣旨を踏まえ、取組を進めていきます。

¹子どもの権利条約 外務省訳では「児童の権利に関する条約」という。18 歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年 11 月 20 日に国連総会において全会一致で採択され、我が国でも平成 6 年に批准した。この条約は、子どもを単に保護の対象としてだけではなく、権利を行使する主体として位置づけているところに特色がある。

第2章 本市の子どもの貧困等の状況

1 実態調査の概要

本市では、子どもの貧困対策を検討するうえで、子ども・若者やその世帯の生活や教育、就労等の実態を把握するため、市民アンケート調査、支援者ヒアリング、座談会の3つの方法からなる実態調査を行いました。

(1) 市民アンケート調査（札幌市子ども・若者生活実態調査）

市民アンケート調査は、

- ・ 2歳、5歳、小学2年生の保護者
- ・ 小学5年生、中学2年生、高校2年生の保護者及び子ども
- ・ 20歳・24歳の若者

を対象に、平成28年10月から11月にかけて実施しました。

<調査対象年齢の考え方>

各成長段階を7区分〔①乳児、②幼児、③小学生（低学年）、④小学生（高学年）、⑤中学生、⑥高校生、⑦18歳以上〕に分け、0歳から17歳は、概ね3歳ごとの6区分のうち、それぞれ中間の年齢（学年）を各区分の代表年齢とし、18歳以上は、社会的・精神的自立へ移行する年齢層として、置かれている状況（学生、勤労者）の割合が比較的多いと想定される年齢（20歳及び24歳）としました。

<調査対象者選定の考え方>

- ・ 2歳の保護者、20歳・24歳の若者

住民基本台帳から無作為に抽出

- ・ 5歳の保護者

市内5歳児の人口比により各区の配布予定数を算出したうえで、幼稚園と保育所の在籍児数の割合により、14の幼稚園と19の保育所を選定

- ・ 小学2年生の保護者、小学5年生、中学2年生の保護者及び子ども

区別の児童生徒数の比により各区の配布予定数を算出し、地域に偏りが出ないように配慮したうえで、18の小学校と11の中学校を選定

- ・ 高校2年生の保護者及び子ども

道立、市立、私立ごとの在籍生徒数により学校数を算出し、道立7校、市立3校、私立3校を選定

【配布数・回収数】

調査対象	配布・回収方法	配布数		回収数／回収率				マッチング数	マッチング率
		保護者	子ども	保護者		子ども			
2歳	郵送・WEB	2,500	—	1,389	55.6%	—	—	—	—
5歳	機 関 配 布 幼 稚 園 保 育 所 学 校	1,273	—	819	64.3%	—	—	—	—
小2		1,433	—	1,129	78.8%	—	—	—	—
小5		1,426	1,426	989	69.4%	984	69.0%	897	91.2%
中2		1,424	1,424	621	43.6%	614	43.1%	441	71.8%
高2		1,210	1,210	900	74.4%	903	74.6%	842	93.2%
20・24歳	郵送・WEB	—	3,000	—	—	662	22.1%	—	—
合計		9,266	7,060	5,847	63.1%	3,163	44.8%	2,180	87.2%

合計（保護者+子ども）	配布数	16,326	回収数	9,010	回収率	55.2%
-------------	-----	--------	-----	-------	-----	-------

※ 「マッチング数」とは、「保護者の調査票」と「子どもの調査票」について、同一世帯の情報として集計が可能となった数をいい、「マッチング率」とは、子どもの回収数を母数として、マッチング数を除した割合をいいます。

＜市民アンケート調査結果の見方＞

9ページから掲載している実態調査の結果のうち、市民アンケート調査の結果では、困難を抱えている世帯の現状や課題を把握するため、以下の3つの集計結果を掲載し、比較することを基本としています。

- ・ アンケート調査で回答のあった世帯の全体の数値
→ 「全体」と表記
- ・ 回答のあった世帯のうち、「あなたの世帯は住民税非課税世帯²ですか」という問いに対して「非課税世帯である」と回答した世帯の数値
→ 「うち非課税世帯」と表記
- ・ 回答のあった世帯のうち、「家族形態について、もっとも近いものはどれか」という問いに対して「母子世帯」、「祖父母同居の母子世帯」、「父子世帯」、「祖父母同居の父子世帯」のいずれかの回答をした世帯の数値
→ 「うちひとり親世帯」と表記

²住民税非課税世帯 世帯全員の住民税が非課税の世帯

＜市民アンケート調査結果の表示方法＞

- ・ 回答は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で表示しています。
 - ・ 回答は、小数点第2位を四捨五入しているため、回答比率の合計が 100.0%にならない場合があります。
 - ・ 複数回答形式の質問の場合には、すべての選択肢の回答比率を合計すると 100.0%を超えます。
 - ・ 図表及び本文で、選択肢の語句等を一部簡略化している場合があります。
- ※ 「非課税世帯」であると回答した世帯であって、「ひとり親世帯」であると回答した世帯は、双方に数値として含まれています。

(2) 支援者ヒアリング

子ども・若者やその家庭の生活像、既存制度の現状や課題、望ましい支援のあり方などについて、支援をする側の視点からの直接の意見を伺うことを目的に、子どもの成長・発達の段階において関わりの深い 26 の支援機関・団体等を対象として、平成 28 年 6 月から平成 29 年 2 月にかけて実施しました。

(3) 座談会

市民アンケートや支援者ヒアリングではとらえることのできない子どもたちの意見を直接把握することを目的に、児童養護施設入所（経験）者、ひとり親家庭の子ども・若者、生活保護・奨学金の受給（経験）者による座談会を、平成 29 年 3 月から 5 月にかけて計 4 回実施しました。

2 実態調査の結果

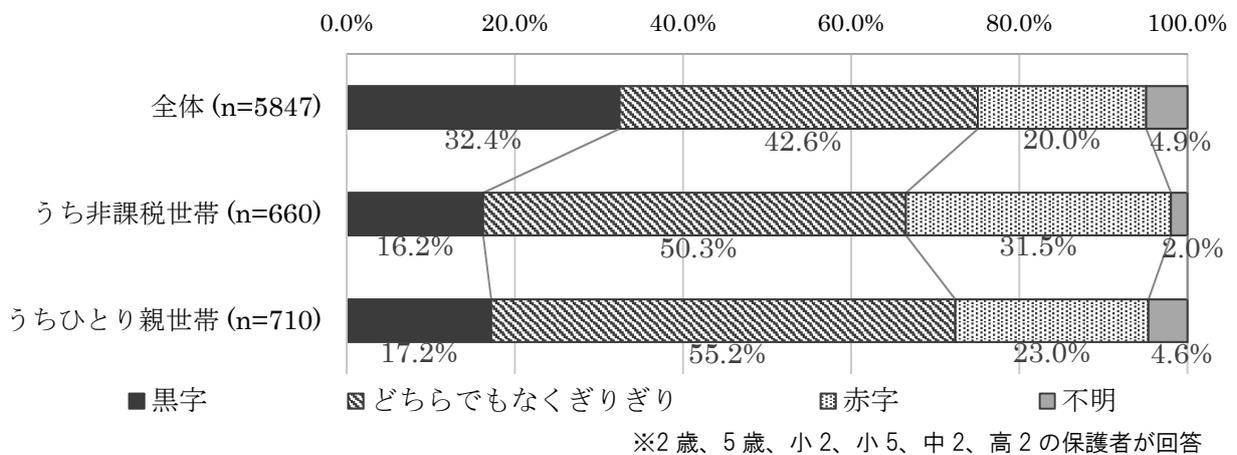
(1) 世帯の暮らし向きについて

市民アンケート調査では、世帯の暮らし向きに関する項目について以下の結果となりました。

【家計の状況】（図表 I - 1）

家計の状況について、「どちらでもなくぎりぎり」、「赤字」を合わせた割合は、世帯全体では 62.6%であるのに対して、非課税世帯では 81.8%、ひとり親世帯では 78.2%となりました。

【図表 I - 1】 家計の状況

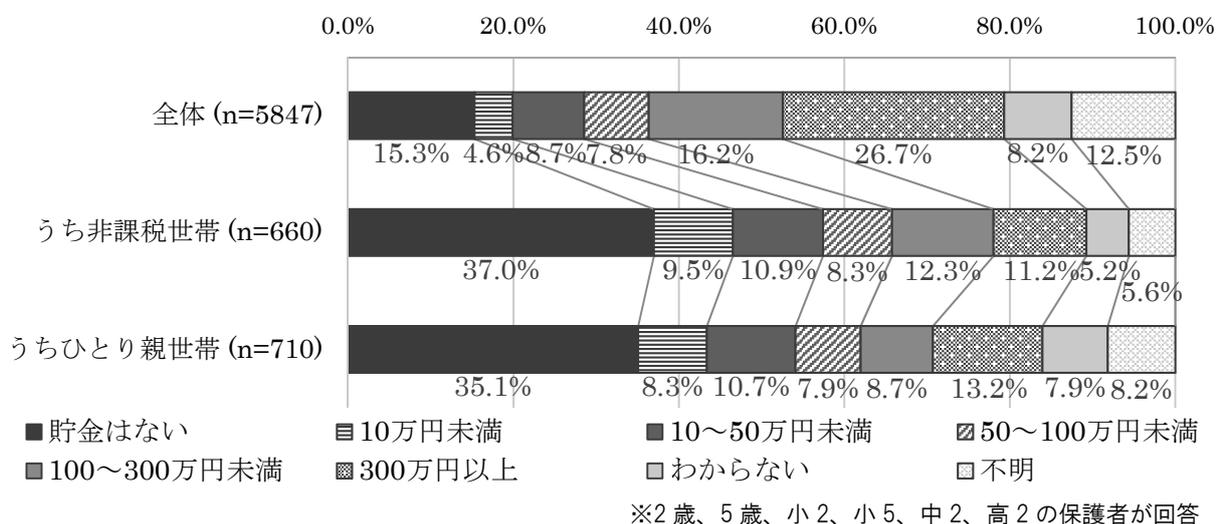


【貯金額】（図表 I - 2）

貯金額について、「貯金はない」の割合は、世帯全体では 15.3%であるのに対して、非課税世帯では 37.0%、ひとり親世帯では 35.1%となりました。

一方、「300万円以上」の割合は、世帯全体では 26.7%であるのに対して、非課税世帯では 11.2%、ひとり親世帯では 13.2%となっています。

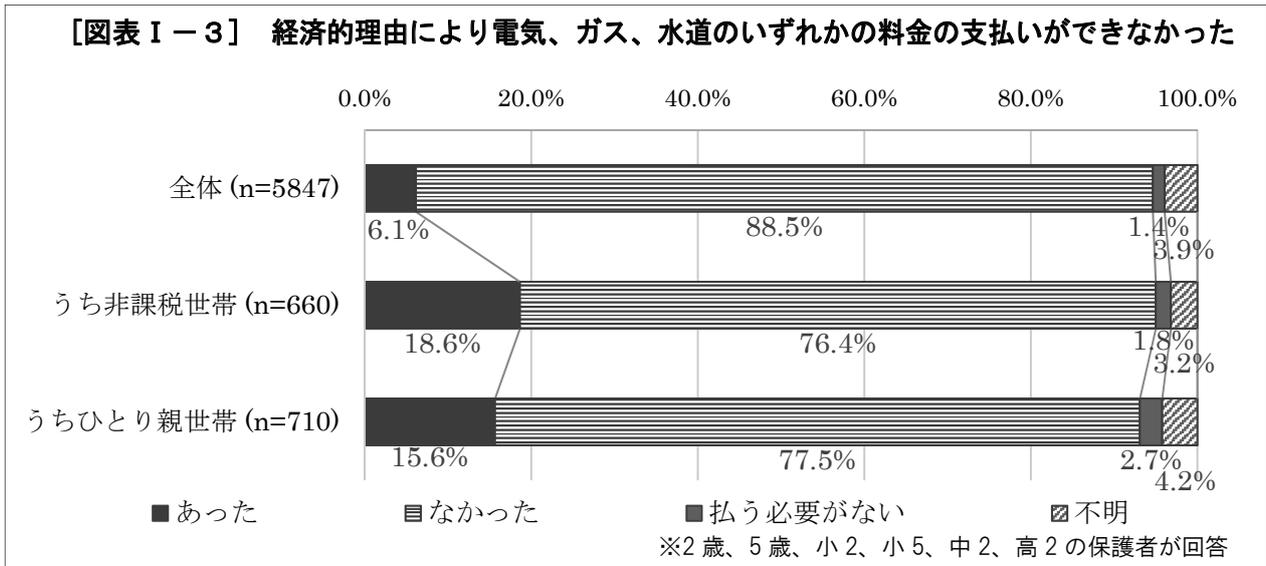
【図表 I - 2】 現在の貯金額



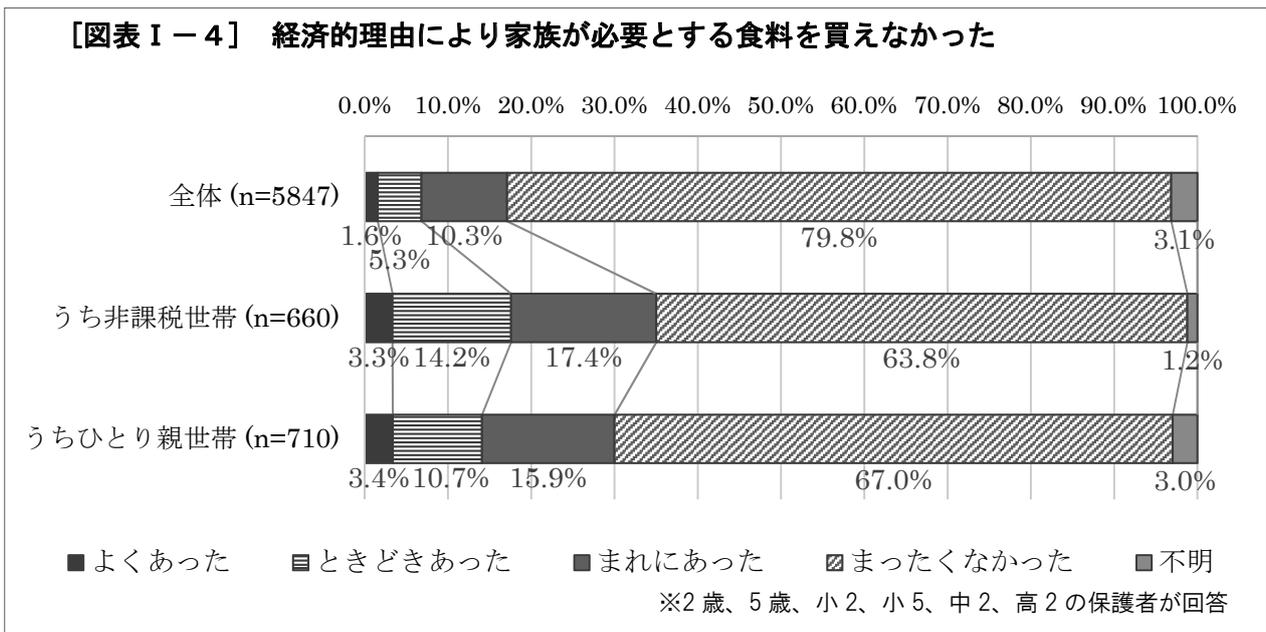
【経済的な理由により制限を受けた経験】（図表 I - 3、4）

暮らしに関わる基本的な事項について、経済的な理由により制限を受けた経験をたずねた項目では、次の結果となりました。

「電気、ガス、水道のいずれかの料金の支払いができなかった」経験では、「あった」の割合は、世帯全体では 6.1%であるのに対して、非課税世帯では 18.6%、ひとり親世帯では 15.6%となりました。



「家族が必要とする食料を買えなかった」経験では、「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」を合わせた割合は、世帯全体では 17.2%であるのに対して、非課税世帯では 34.9%、ひとり親世帯では 30.0%となりました。



支援者ヒアリングでは、世帯の暮らし向きに関して、以下のような意見があげられました。

＜支援者ヒアリングの意見＞

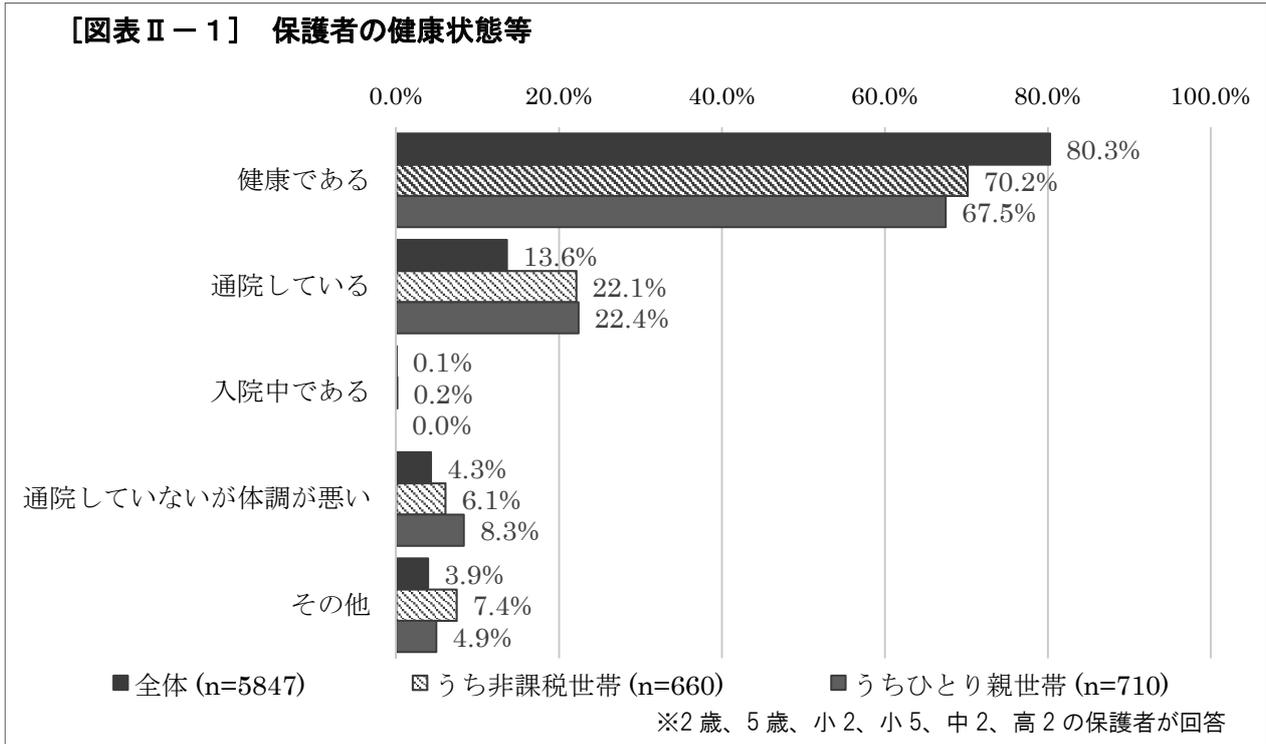
- ・ 特にひとり親家庭は、経済的な困窮状態にある世帯、生活保護受給世帯が多い。今をどうにか生きることには精一杯で、将来にまで考えが及ばないように見える。
- ・ 困窮している家庭では、給食費の滞納があったり、修学旅行の費用が出せなかったりする。
- ・ 障がいの認定もなく、生活保護も受けていない「ぎりぎりの家庭」が一番苦しい状況にある。

(2) 子ども、保護者の健康状態や生活習慣等について

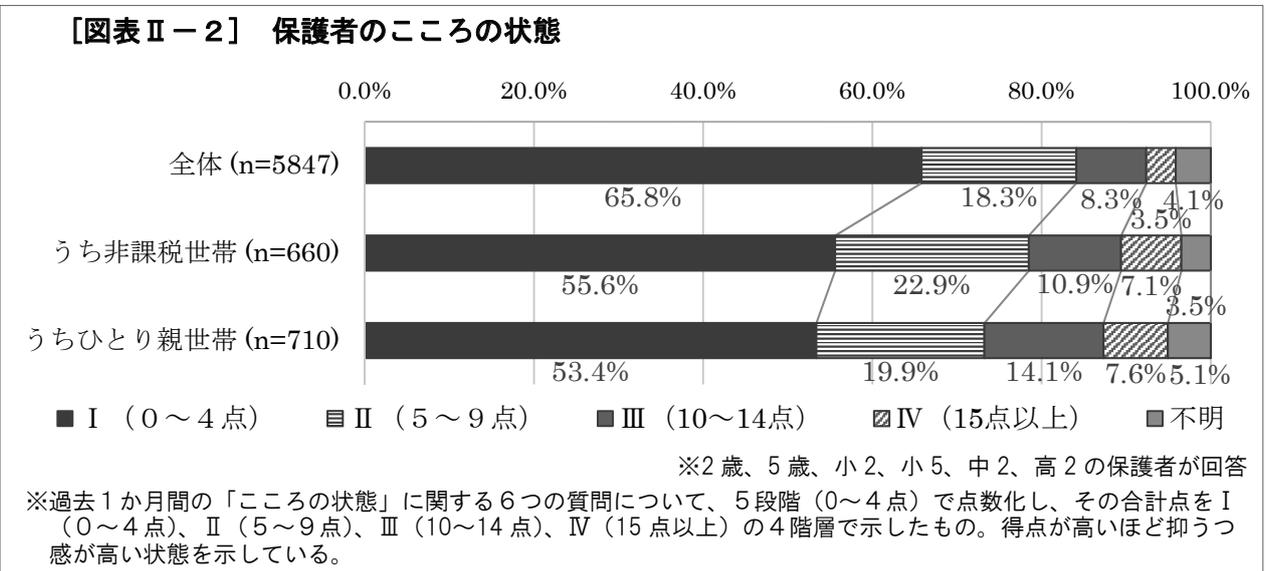
市民アンケート調査では、子ども、保護者の健康状態や生活習慣等に関する項目について以下の結果となりました。

【保護者の健康状態等】(図表Ⅱ-1、2)

「保護者の健康状態等」について、「健康である」の割合は、世帯全体では80.3%であるのに対して、非課税世帯では70.2%、ひとり親世帯では67.5%となりました。

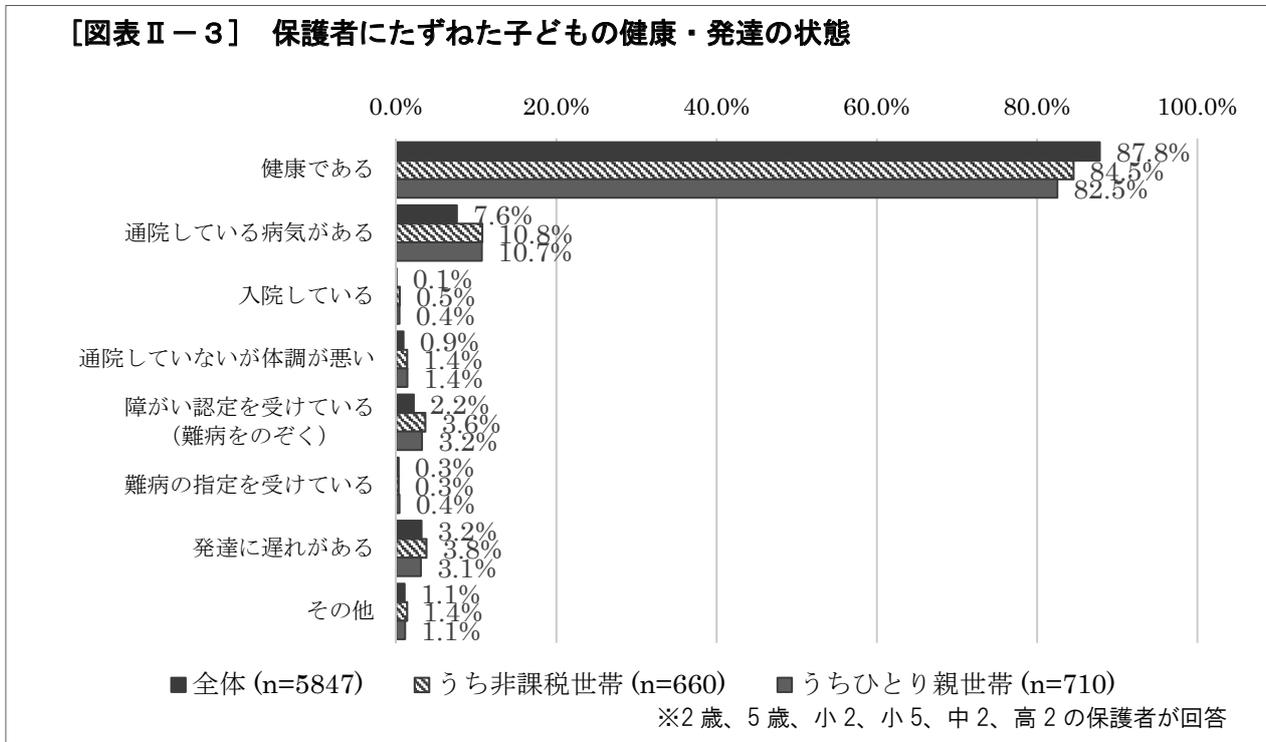


また、「保護者のこころの状態」では、得点が高くなるほど抑うつ感が高い状態を示す項目について、「Ⅳ (15点以上)」(もっとも抑うつ感が高いとされる区分)の割合は、世帯全体では3.5%であるのに対して、非課税世帯では7.1%、ひとり親世帯では7.6%となりました。



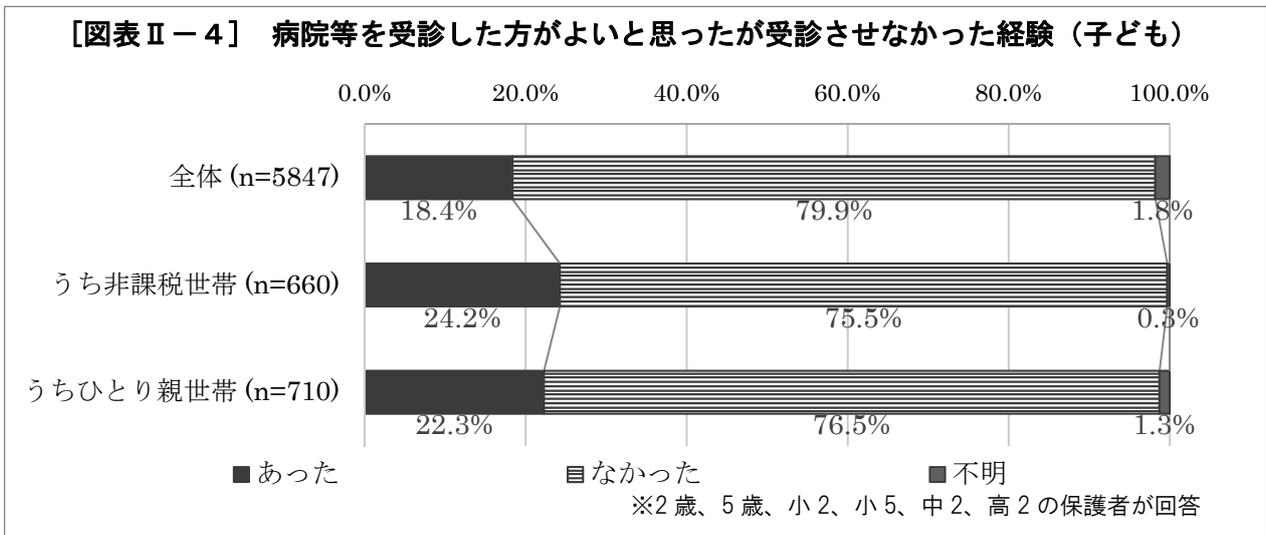
【子どもの健康状態等】（図表Ⅱ－３）

保護者にたずねた「子どもの健康・発達の状態」では、「健康である」の割合は、世帯全体では 87.8%であるのに対して、非課税世帯では 84.5%、ひとり親世帯では 82.5%となりました。



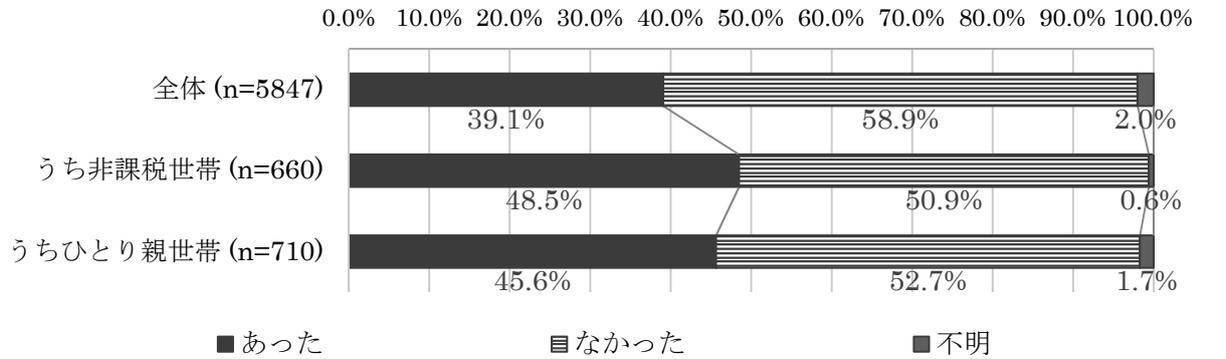
【病院等の受診について】（図表Ⅱ－４、５）

子どもについて、「病院等を受診した方がよいと思ったが受診させなかった経験」では、「あった」の割合は、世帯全体では 18.4%であるのに対して、非課税世帯では 24.2%、ひとり親世帯では 22.3%となりました。



また、保護者自身について、「病院等を受診した方がよいと思ったが受診しなかった経験」では、「あった」の割合は、世帯全体では 39.1%であるのに対して、非課税世帯では 48.5%、ひとり親世帯では 45.6%となりました。

【図表Ⅱ－５】 病院等を受診した方がよいと思ったが受診しなかった経験（保護者）

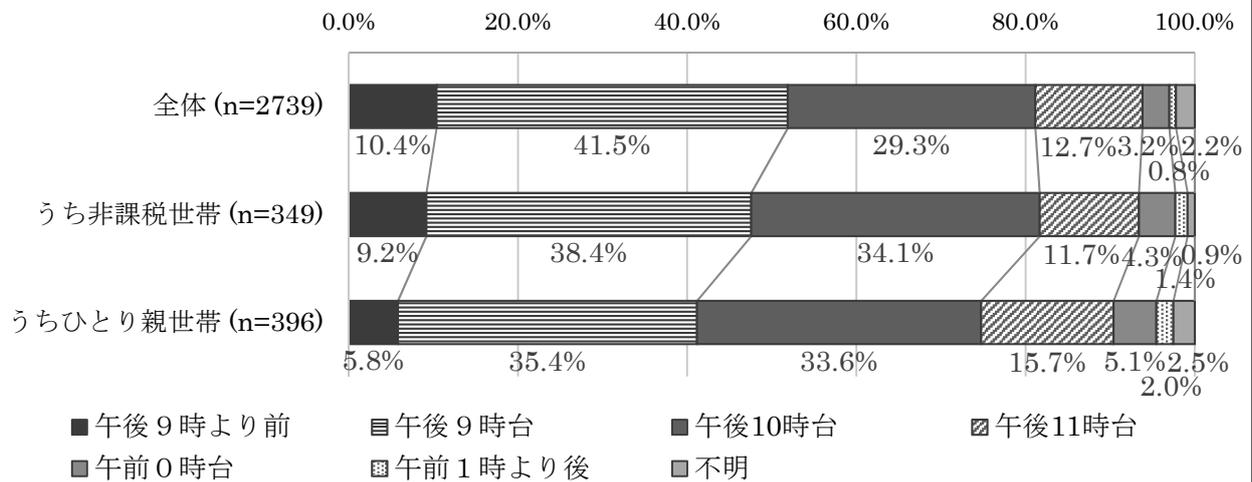


※2歳、5歳、小2、小5、中2、高2の保護者が回答

【子どもの生活習慣等】（図表Ⅱ－６、７）

生活習慣として保護者にたずねた、「翌日に学校がある日の子どもの就寝時間」では、「午後10時台」、「午後11時台」、「午前0時台」、「午前1時より後」を合わせた割合は、世帯全体では 46.0%であるのに対して、非課税世帯では 51.5%、ひとり親世帯では 56.4%となりました。

【図表Ⅱ－６】 翌日に学校がある日の子どもの就寝時間

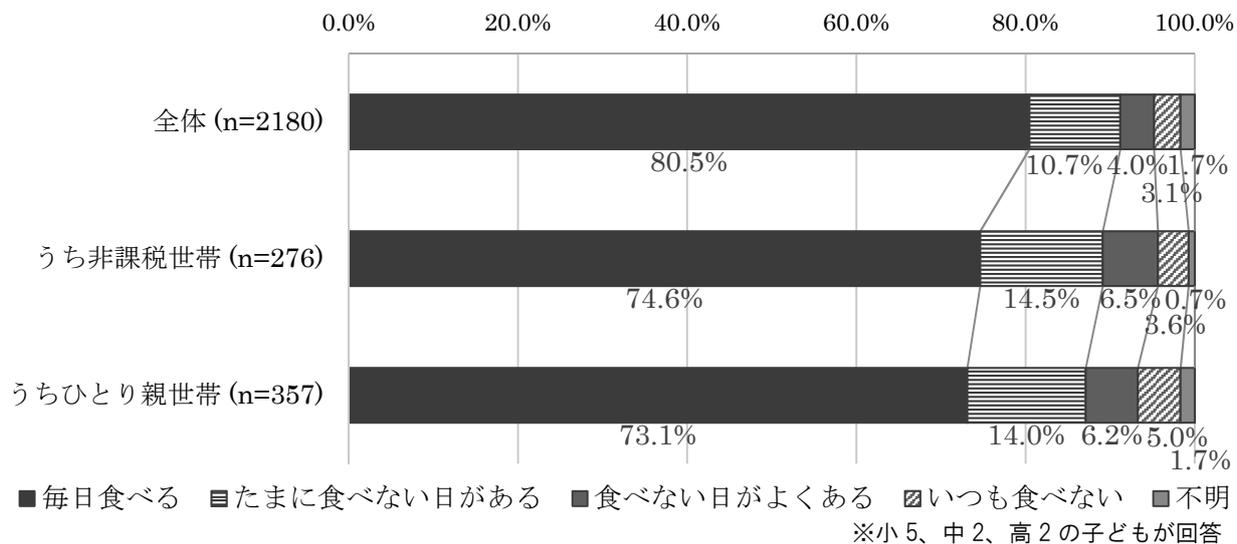


※小2、小5、中2の保護者が回答

子ども自身にたずねた「朝食の摂取状況」では、「毎日食べる」の割合は、世帯全体では80.5%であるのに対して、非課税世帯では74.6%、ひとり親世帯では73.1%となりました。

一方、「食べない日がよくある」または「いつも食べない」と回答した割合は、世帯全体では7.1%、非課税世帯では10.1%、ひとり親世帯では11.2%となりました。

【図表Ⅱ－７】 子どもの朝食の摂取状況



支援者ヒアリングでは、子ども、保護者の健康状態や生活習慣等に関して、以下のような意見があげられました。

＜支援者ヒアリングの意見＞

- ・ 保護者自身が病気や精神疾患を患っている場合、それにより就労が困難となる。
- ・ 保護者にDV経験等がある場合には、その影響により精神的に不安定になりやすい。
- ・ 困難を抱えている世帯では、家に引きこもりがちで運動不足になる子どもや、虫歯が多い子どもが見られる。
- ・ 親の不規則な生活に付き合い、自らも生活リズムが作れず、基本的な生活習慣が身につけていない子どもがいる。
- ・ 生活保護等、一定の行政支援を受けている世帯では、金銭面よりもむしろ食事等の生活面の乱れが深刻になっていると感じる。

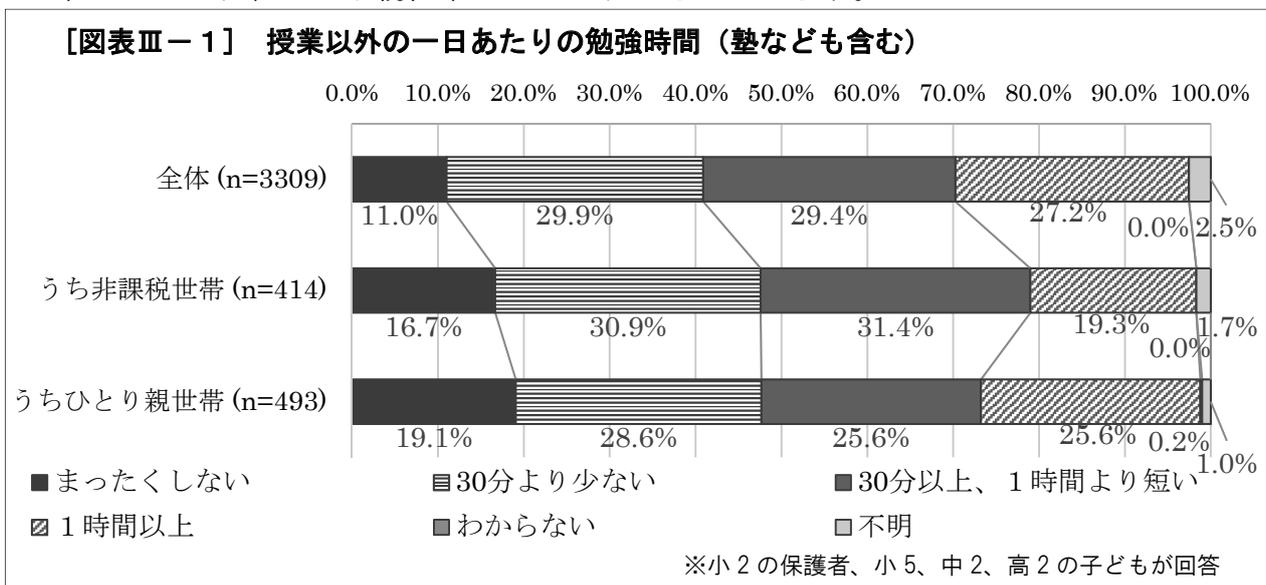
(3) 学習の状況について

市民アンケート調査では、子どもの学習環境や学力に関する項目について以下の結果となりました。

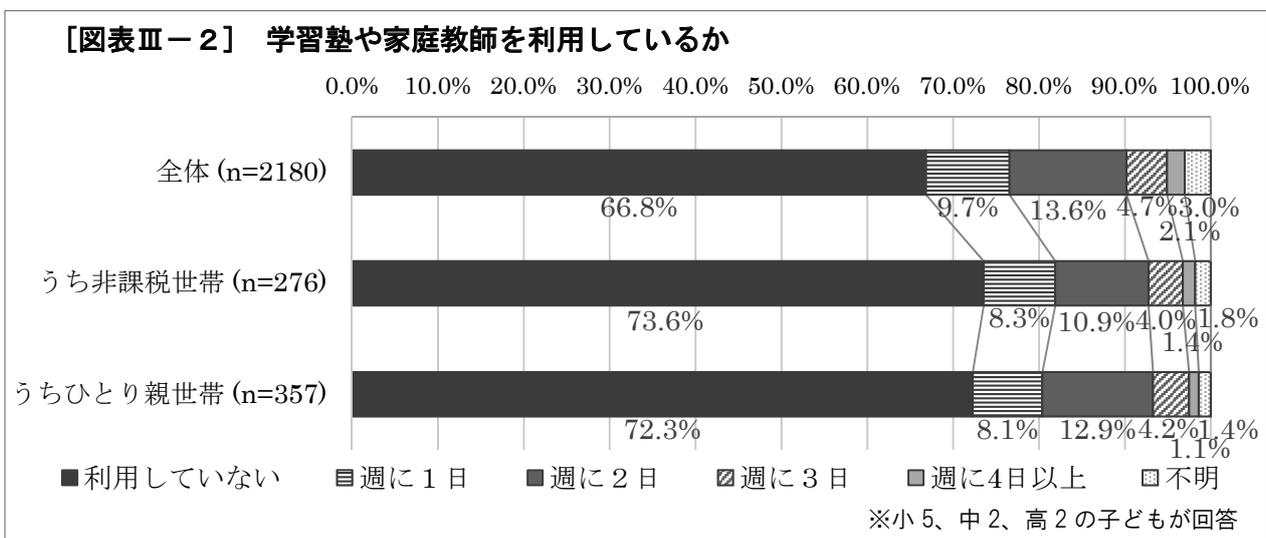
【学習習慣、学習環境】(図表Ⅲ-1～4)

「授業以外の一日あたりの勉強時間」では、「まったくしない」の割合は、世帯全体では11.0%であるのに対して、非課税世帯では16.7%、ひとり親世帯では19.1%となりました。

一方、「1時間以上」の割合は、世帯全体では27.2%であるのに対して、非課税世帯では19.3%、ひとり親世帯では25.6%となっています。

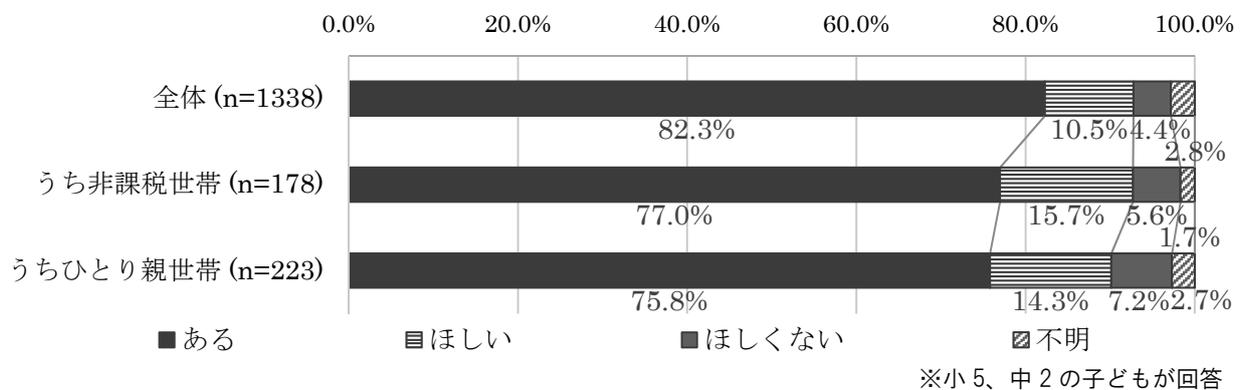


「学習塾や家庭教師を利用しているか」との問いでは、「利用していない」の割合は、世帯全体では66.8%であるのに対して、非課税世帯では73.6%、ひとり親世帯では72.3%となりました。

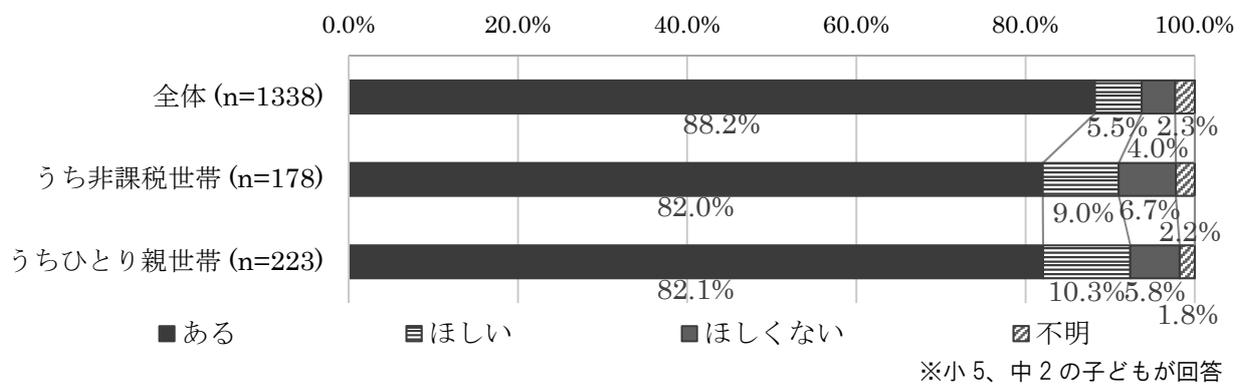


「自分で使うことができる子ども部屋」、「自分専用の勉強机」では、世帯全体と比較して、非課税世帯及びひとり親世帯では、「ある」の割合が低い傾向が見られます。

【図表Ⅲ－３】 自分で使うことができる子ども部屋(きょうだいと一緒に使っている場合を含む)



【図表Ⅲ－４】 自分専用の勉強机

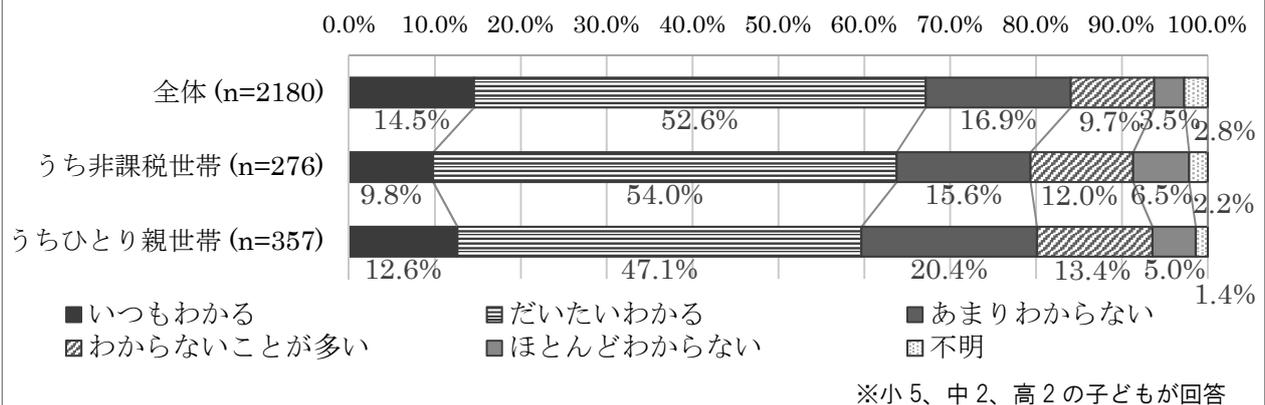


【学習の理解度の状況】(図表Ⅲ－５、６)

「学校の授業でわからないことがあるか」との問いでは、「いつもわかる」、「だいたいわかる」を合わせた割合は、世帯全体では 67.1%であるのに対して、非課税世帯では 63.8%、ひとり親世帯では 59.7%となりました。

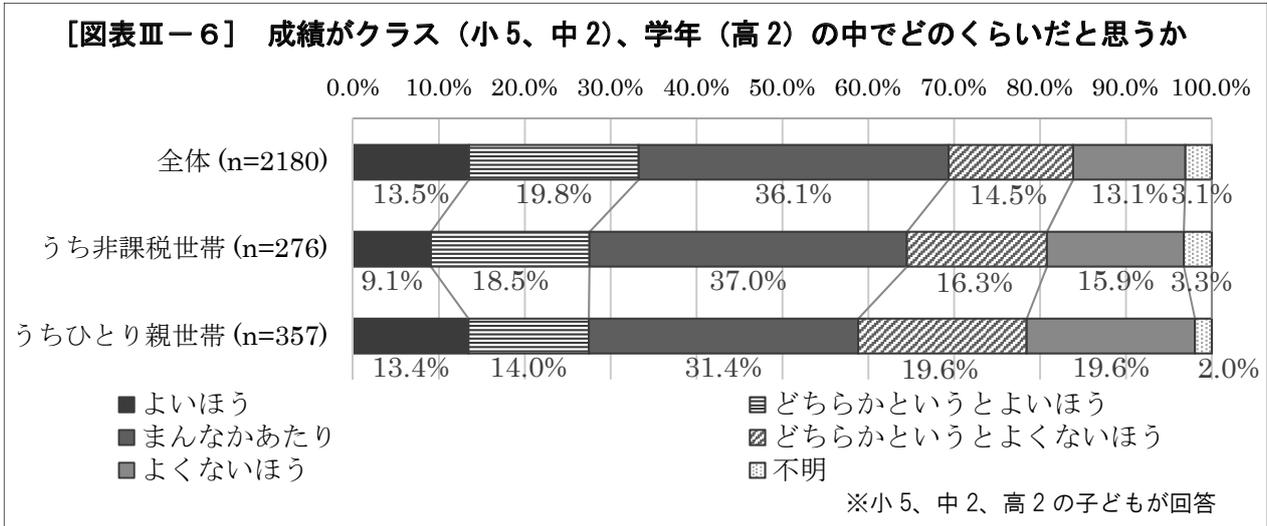
一方、「わからないことが多い」、「ほとんどわからない」を合わせた割合は、世帯全体では 13.2%であるのに対して、非課税世帯では 18.5%、ひとり親世帯では 18.4%となっています。

【図表Ⅲ－５】 学校の授業でわからないことがあるか



また、「成績がクラス、学年の中でどのくらいだと思うか」との問いでは、「よいほう」、「どちらかというといよいほう」を合わせた割合は、世帯全体では 33.3%であるのに対して、非課税世帯では 27.6%、ひとり親世帯では 27.4%となりました。

一方、「どちらかというといよくないほう」、「よくないほう」を合わせた割合は、世帯全体では 27.6%であるのに対して、非課税世帯では 32.2%、ひとり親世帯では 39.2%となっています。



支援者ヒアリング・座談会では、子どもの学習環境や学力に関して、以下のような意見があげられました。

＜支援者ヒアリングの意見＞

- ・ 家に勉強部屋がないなど、学習できる環境が整っておらず、学習の習慣が身についていない子どもがいる。

＜座談会の意見＞

- ・ お金がないと塾にも行けず、学力が上がらない。

(4) 進学や将来に対する考え方について

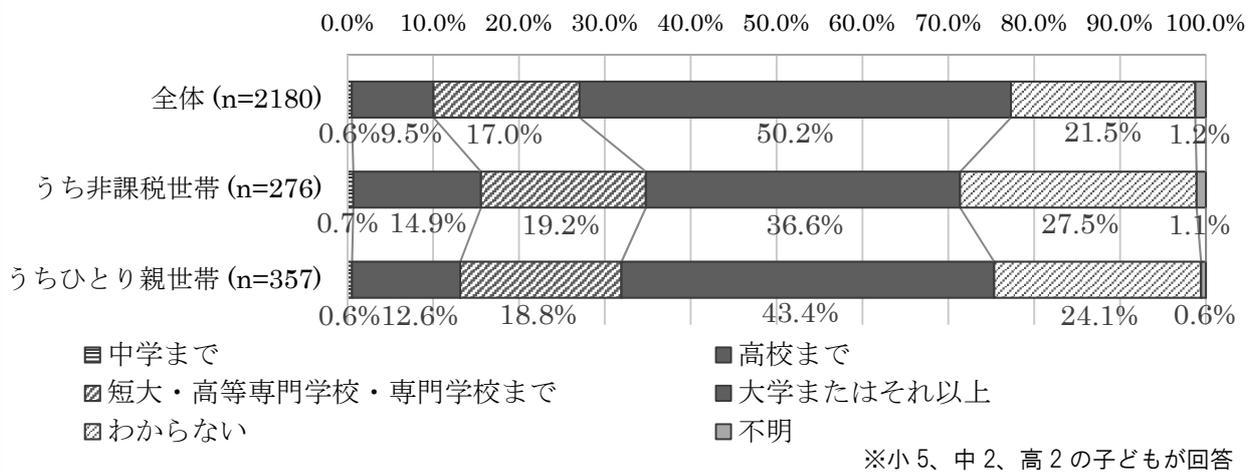
市民アンケート調査では、進学や将来に対する考え方に関する項目について以下の結果となりました。

【進学に対する希望】(図表Ⅳ-1～3)

子ども自身にたずねた「将来どの段階まで進学したいか」との問いでは、「中学まで」、「高校まで」を合わせた割合は、世帯全体では 10.1%であるのに対して、非課税世帯では 15.6%、ひとり親世帯では 13.2%となりました。

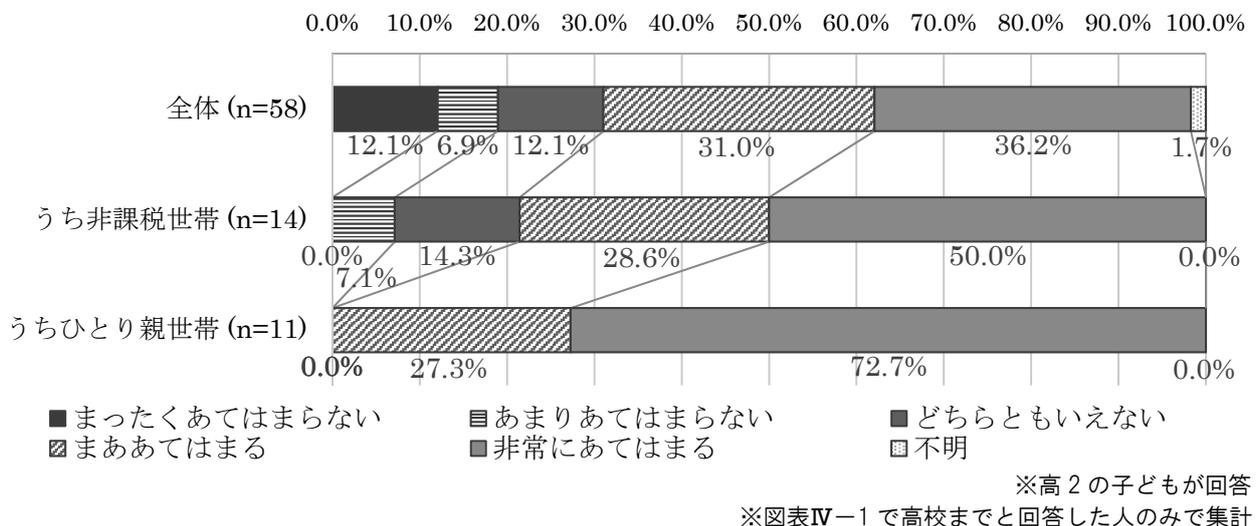
一方、「大学またはそれ以上」の割合は、世帯全体では 50.2%であるのに対して、非課税世帯では 36.6%、ひとり親世帯では 43.4%となっています。

【図表Ⅳ-1】 どの段階まで進学したいか (子どもが回答)



なお、上の図表で「高校まで」と回答した子どものうち、高校2年生の子どもに理由をたずねたところ、特にひとり親世帯では「進学に必要なお金のことが心配だから」という選択肢に「まああてはまる」、「非常にあてはまる」と回答した割合が 100.0%となっています。

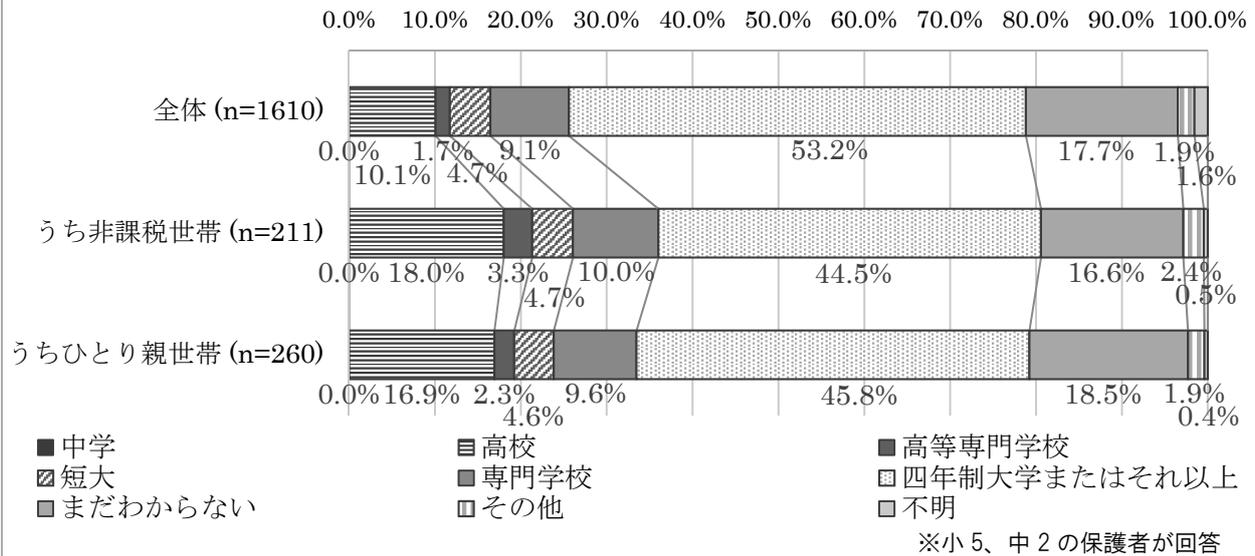
【図表Ⅳ-2】 進学に必要なお金を心配して「高校まで」と回答した割合



また、保護者にたずねた「子どもにどの段階まで教育を受けさせたいか」との問いでは、「中学」、「高校」を合わせた割合は、世帯全体では10.1%であるのに対して、非課税世帯では18.0%、ひとり親世帯では16.9%となりました。

一方、「四年制大学またはそれ以上」の割合は、世帯全体では53.2%であるのに対して、非課税世帯では44.5%、ひとり親世帯では45.8%となっています。

【図表Ⅳ－３】 子どもにどの段階まで教育を受けさせたいか

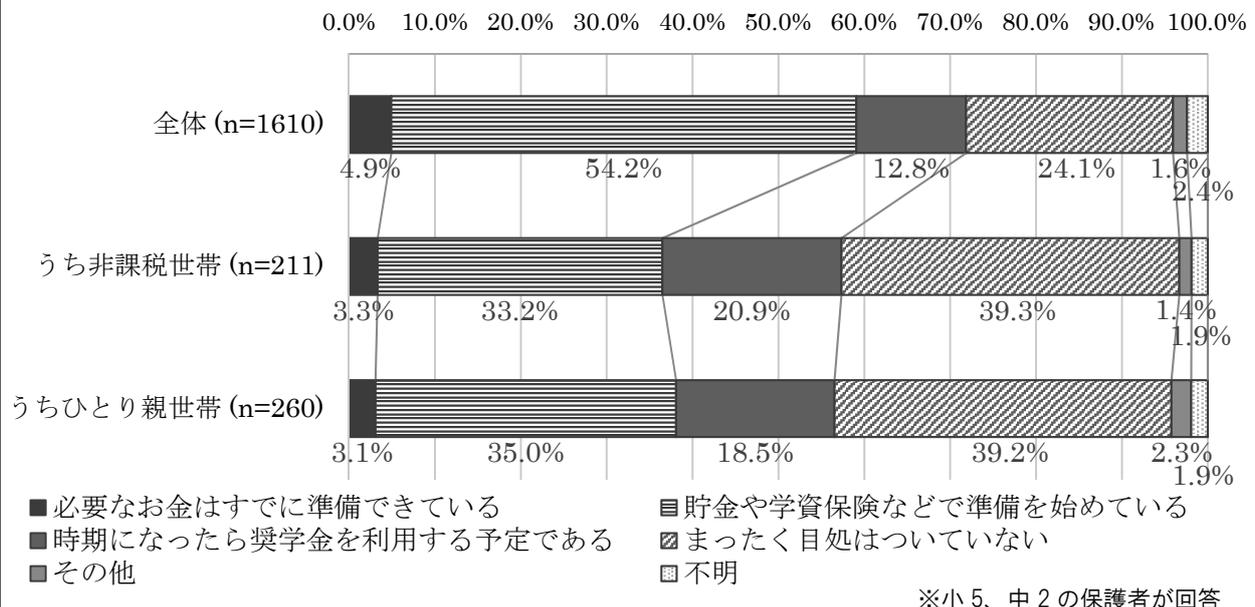


【教育を受けさせるためのお金の準備の状況】（図表Ⅳ－４）

「教育を受けさせるためのお金の準備の状況」では、「時期になったら奨学金を利用する予定である」の割合が世帯全体では12.8%であるのに対して、非課税世帯では20.9%、ひとり親世帯では18.5%となりました。

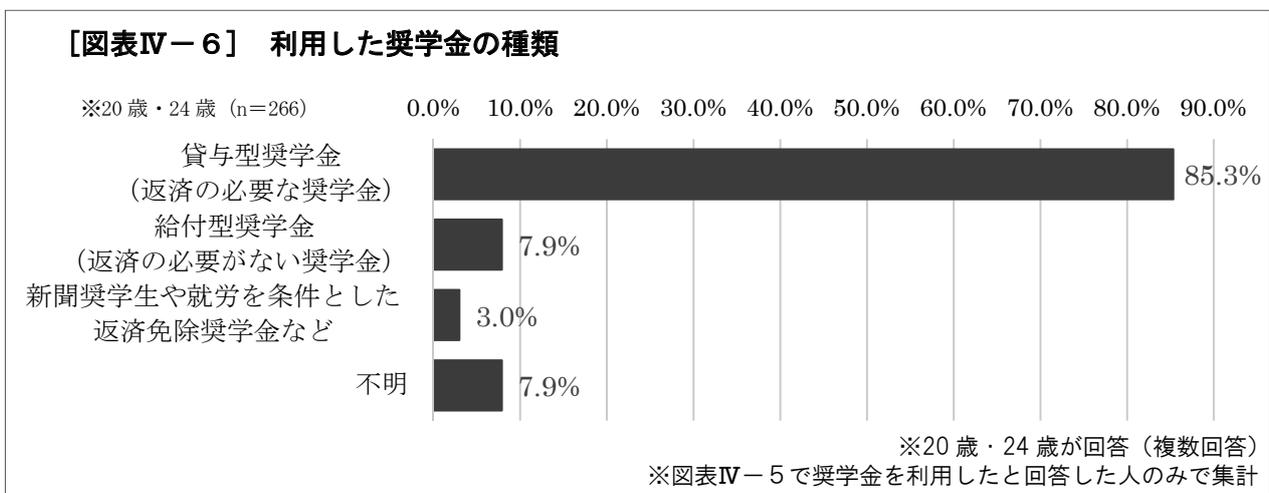
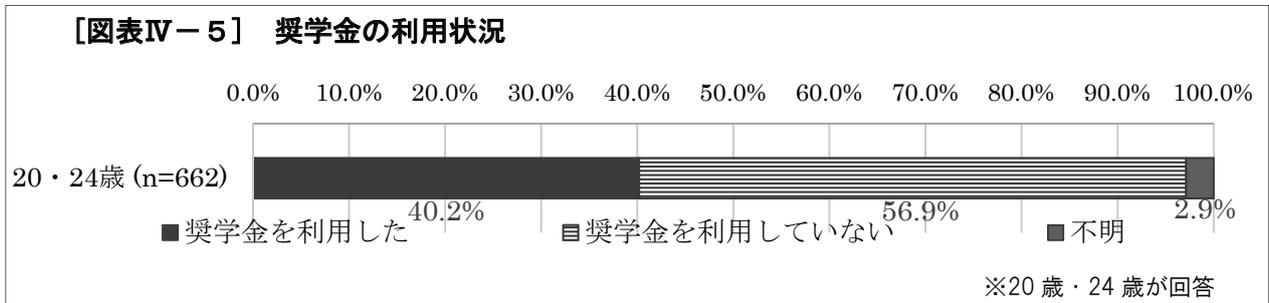
また、「まったく目処はついていない」の割合は、世帯全体では24.1%であるのに対して、非課税世帯では39.3%、ひとり親世帯では39.2%となっています。

【図表Ⅳ－４】 教育を受けさせるためのお金の準備の状況

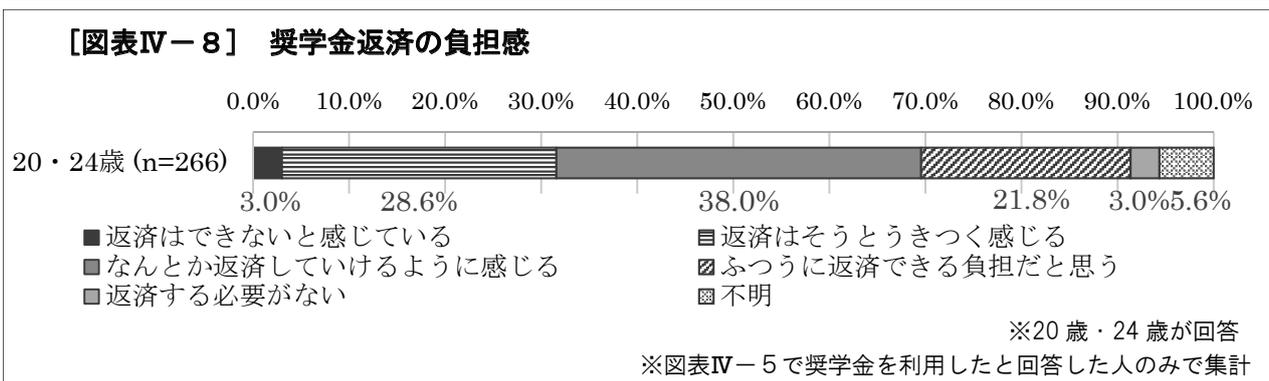
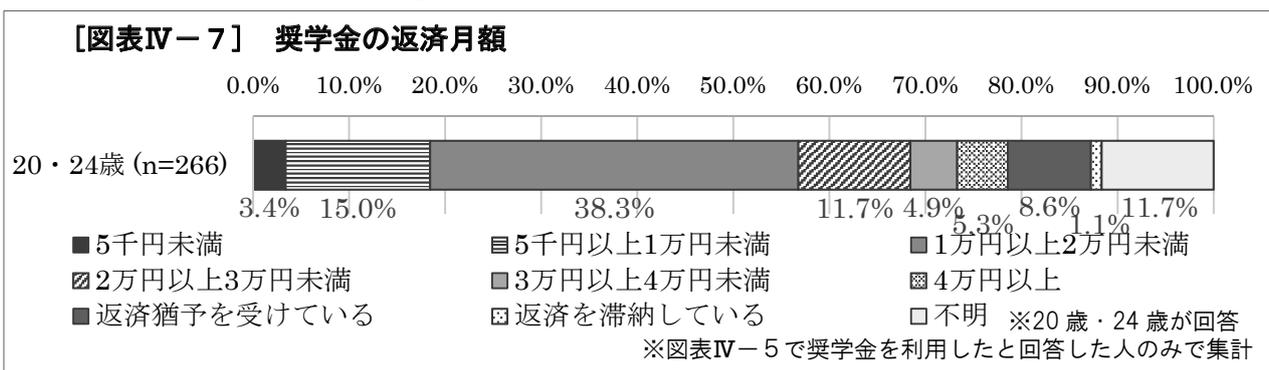


【奨学金の利用状況】（図表Ⅳ－５～８）

20歳・24歳の若者にたずねた「奨学金の利用状況」では、「奨学金を利用した」の割合が40.2%となりました。このうち、「貸与型奨学金（返済の必要な奨学金）」の割合は85.3%となっています。



「奨学金の返済月額」では、「1万円以上2万円未満」の割合が、38.3%と最も高くなりました。また、「奨学金返済の負担感」では、「返済はできないと感じている」、「返済はそうとうきつく感じる」を合わせた割合が、31.6%となっています。



支援者ヒアリング・座談会では、進学や将来に対する考え方に関して、以下のような意見があげられました。

＜支援者ヒアリングの意見＞

- ・ 身近に適切なモデルがないために、進学や就職に対するイメージが持てないことがある。
- ・ 保護者自身が中卒、高卒の場合、子どもにも中学校・高校を卒業したら働いてほしいと考えていることもある。
- ・ 経済的に困窮している世帯では、進学したいが、学費が必要なためアルバイトに迫られ、勉強時間が確保できないという子どもが多い。
- ・ 学業のために受給している奨学金であるが、貸与型の場合、返済のために仕事をかけもちした結果、朝起きられなくなるなど、学業に影響が出たり、困難の先送りのように感じる場合がある。
- ・ 義務教育段階では、子どもに食べさせるといった支援で良いかもしれないが、高校生の段階では、就労支援など、社会的自立に向けた支援が重要となる。
- ・ 児童養護施設に入所している子どもに対しては、退所後の生活や大学進学等への支援が重要になる。

＜座談会の意見＞

- ・ 生活保護を受給していると、進学に壁を感じる。学費の心配があり、高校進学はあきらめた。
- ・ 授業料免除の制度や、奨学金の制度があることが、あまり知られていない。
- ・ 進学等について、相談できる人が必要である。

(5) 子どもの居場所や経験に関する状況について

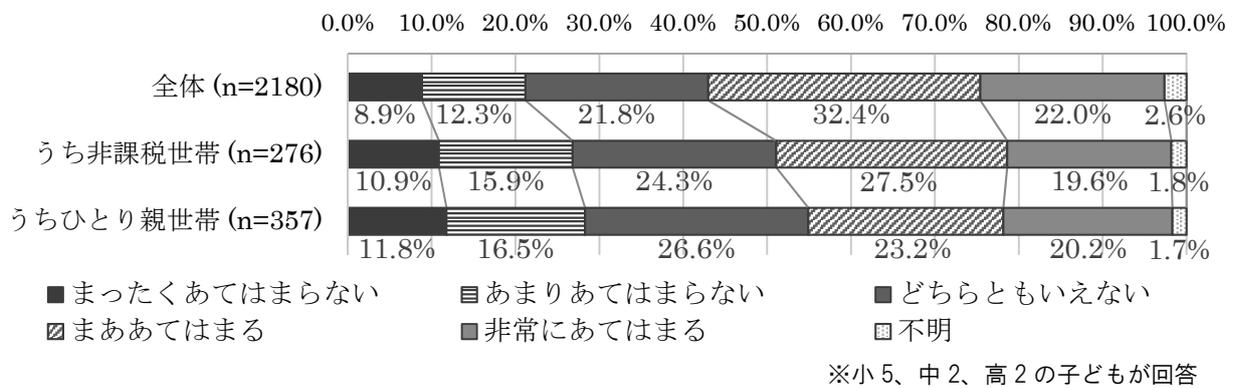
市民アンケート調査では、子どもの居場所や経験に関する項目について以下の結果となりました。

【学校への気持ちについて】(図表V-1、2)

「学校に行くのが楽しみだ」については、「まああてはまる」、「非常にあてはまる」を合わせた割合は、世帯全体では54.4%であるのに対して、非課税世帯では47.1%、ひとり親世帯では43.4%となりました。

一方、「まったくあてはまらない」、「あまりあてはまらない」を合わせた割合は、世帯全体では21.2%であるのに対して、非課税世帯では26.8%、ひとり親世帯では28.3%となっています。

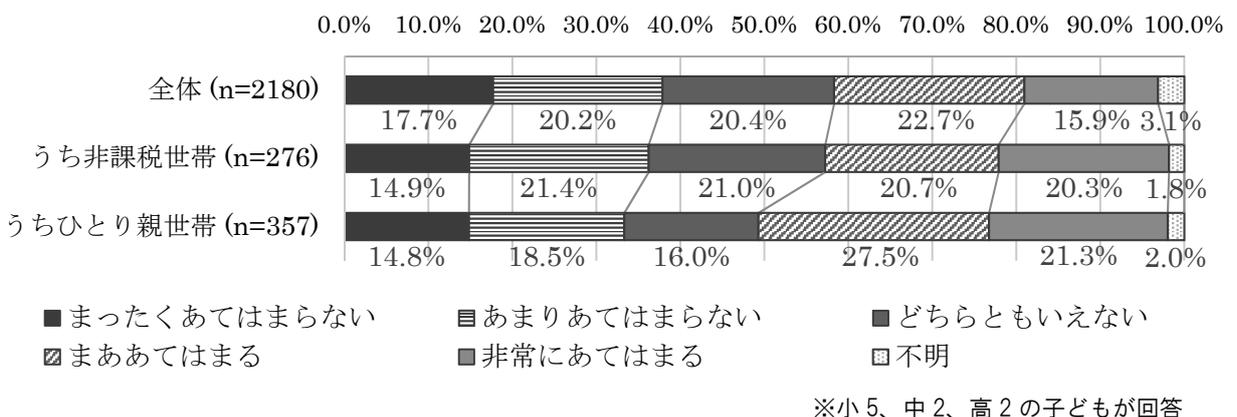
【図表V-1】 学校に行くのが楽しみだ



また、「学校を休みたいと思うことがよくある」については、「まああてはまる」、「非常にあてはまる」を合わせた割合は、世帯全体では38.6%であるのに対して、非課税世帯では41.0%、ひとり親世帯では48.8%となりました。

一方、「まったくあてはまらない」、「あまりあてはまらない」を合わせた割合は、世帯全体では37.9%であるのに対して、非課税世帯では36.3%、ひとり親世帯では33.3%となっています。

【図表V-2】 学校を休みたいと思うことがよくある

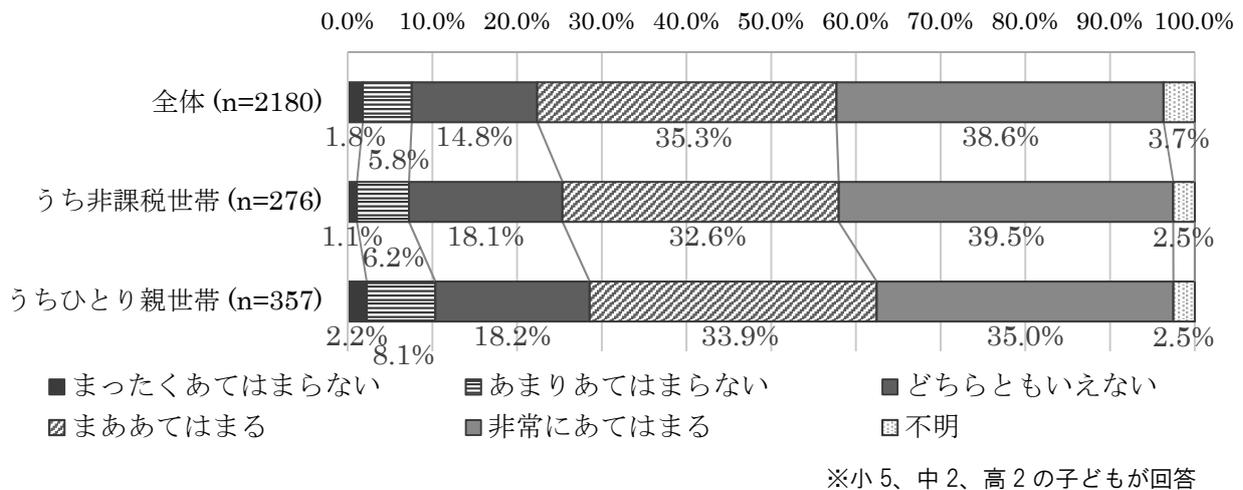


【親子のコミュニケーション】（図表V-3～5）

子ども自身に親のことをたずねた項目では、「親は私の言うことを真剣に聞いてくれる」について、「まああてはまる」、「非常にあてはまる」を合わせた割合は、世帯全体では73.9%であるのに対して、非課税世帯では72.1%、ひとり親世帯では68.9%となりました。

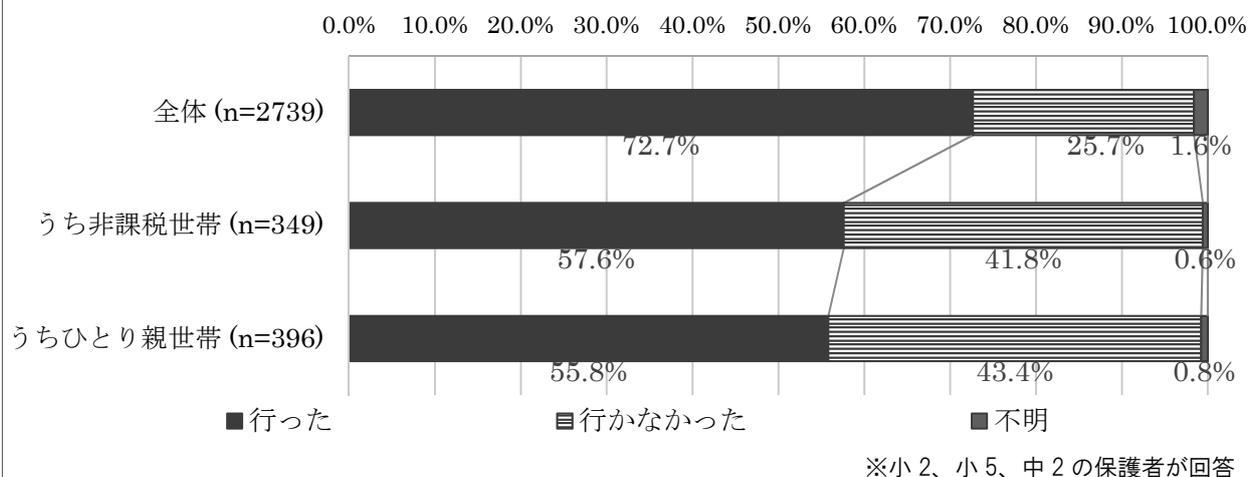
一方、「まったくあてはまらない」、「あまりあてはまらない」を合わせた割合は、世帯全体では7.6%であるのに対して、非課税世帯では7.3%、ひとり親世帯では10.3%となっています。

【図表V-3】 親は私の言うことを真剣に聞いてくれる



保護者にたずねた「過去1年間で親子そろってキャンプや旅行に行ったか」との問いでは、「行った」の割合は、世帯全体では72.7%であるのに対して、非課税世帯では57.6%、ひとり親世帯では55.8%となりました。

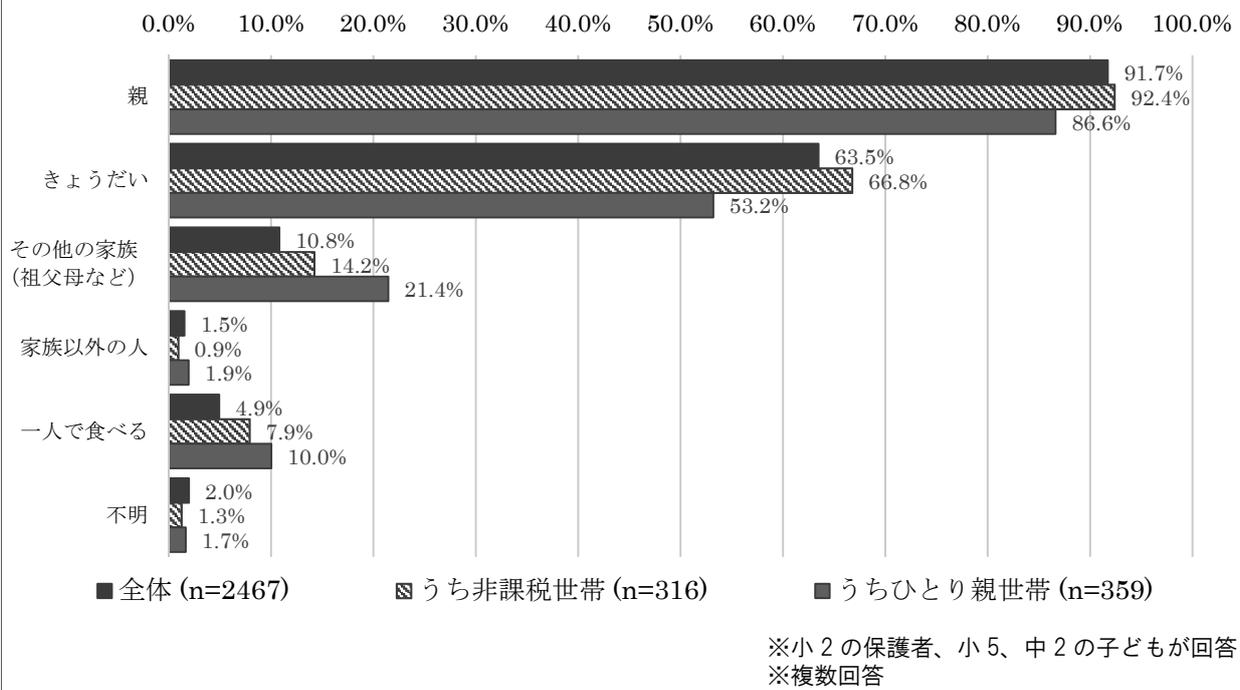
【図表V-4】 過去1年間で親子そろってキャンプや旅行に行ったか



「子どもが平日に夕食を誰と食べるか」との問いでは、「親」の割合は、世帯全体では 91.7%であるのに対して、非課税世帯では 92.4%、ひとり親世帯では 86.6%となりました。

一方、「一人で食べる」の割合は、世帯全体では 4.9%であるのに対して、非課税世帯では 7.9%、ひとり親世帯では 10.0%となっています。

【図表V-5】 子どもが平日に夕食を誰と食べるか



支援者ヒアリング・座談会では、子どもの居場所や経験に関して、以下のような意見があげられました。

＜支援者ヒアリングの意見＞

- ・ 教育や進路のことで親に相談できない子どもがいる。
- ・ 家にも学校にも居場所がないという感覚から、不登校になったり、ネットカフェに通っている子どもがいる。
- ・ 親子で食事をする機会がなかったり、子どもが手作りの料理を食べたことがない。
- ・ 困難を抱えている世帯の子どもたちの成長を考えると、家庭以外でモデルとなる大人と関われる機会が大切であり、親のみ、先生のみとの関わりだけでは不十分である。
- ・ 地域全体で子どもを見守る、育てる仕組みづくりが必要である。

＜座談会の意見＞

- ・ 困難な状況にある子ども・若者にとっては、家や学校以外の居場所が重要である。その場所に行けば、相談できる人、一緒に考えてくれる人とつながることが

でき、将来に向けて必要な情報も得られる。そういったプラットフォームの機能を持った居場所が求められている。

- ・ お金がないことで、子ども時代に経験できるはずの当たり前の経験ができない、あるいは人と出会う機会を奪われるといったことが問題であり、このような状況を踏まえた支援の検討が必要である。

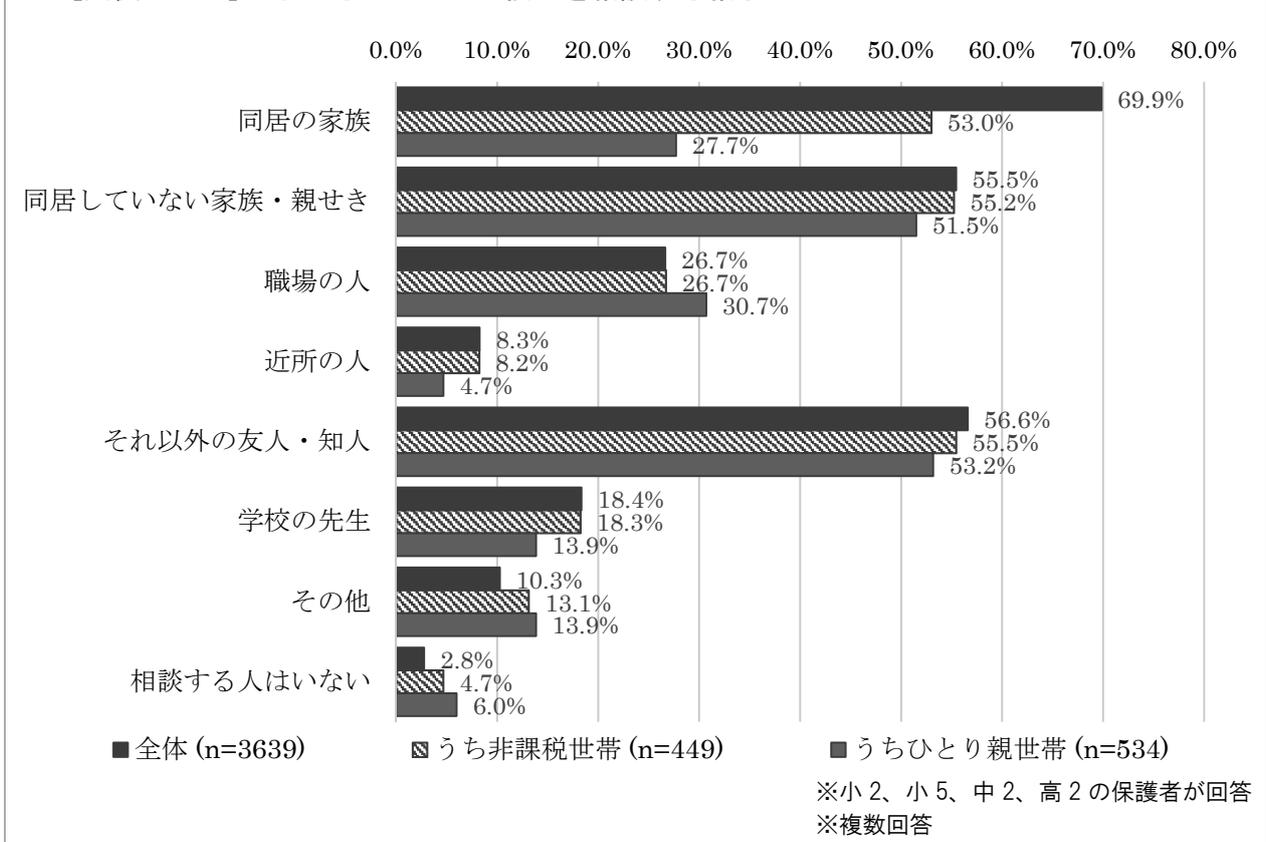
(6) 社会的孤立の状況について

市民アンケート調査では、悩みを相談する相手の有無や、子育てに関する制度や相談先の認知状況など、社会的孤立の状況に関する項目について以下の結果となりました。

【悩みを相談する相手について】(図表Ⅵ-1、2)

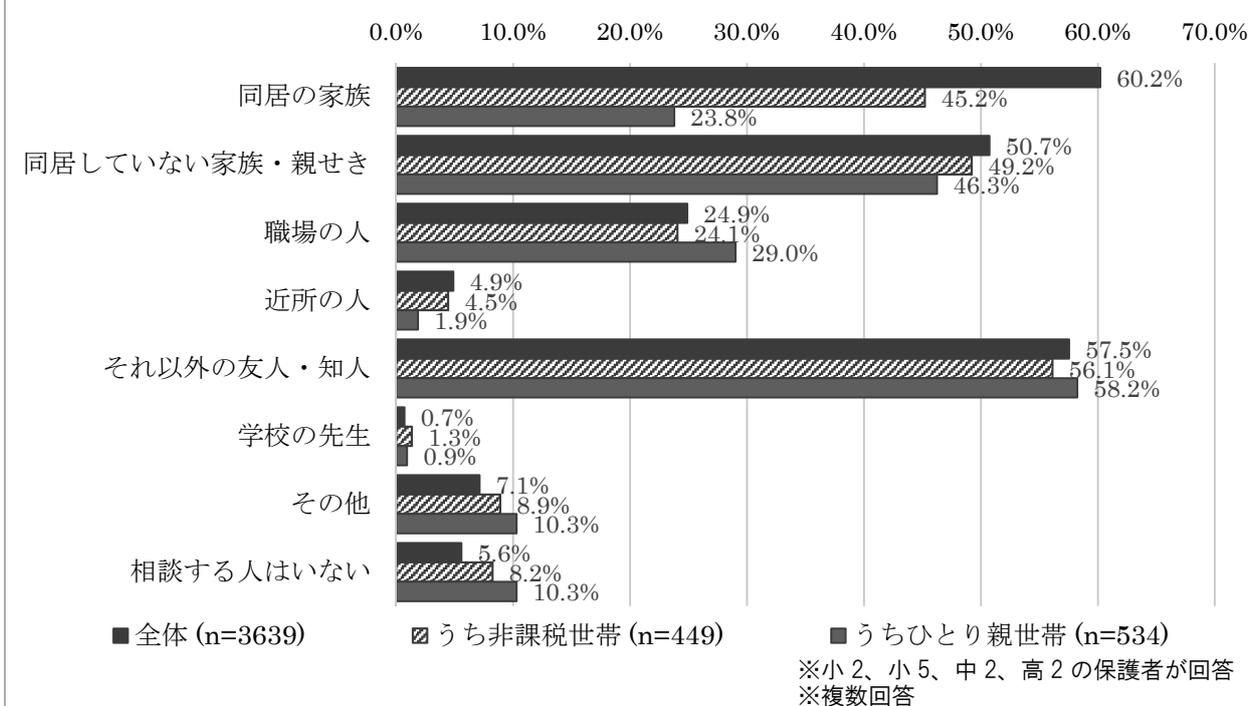
「子どもについての悩みを相談する相手」では、「相談する人はいない」の割合は、世帯全体では2.8%であるのに対して、非課税世帯では4.7%、ひとり親世帯では6.0%となりました。

【図表Ⅵ-1】 子どもについての悩みを相談する相手



また、「保護者自身の悩みを相談する相手」では、「相談する人はいない」の割合は、世帯全体では 5.6%であるのに対して、非課税世帯では 8.2%、ひとり親世帯では 10.3%となっています。

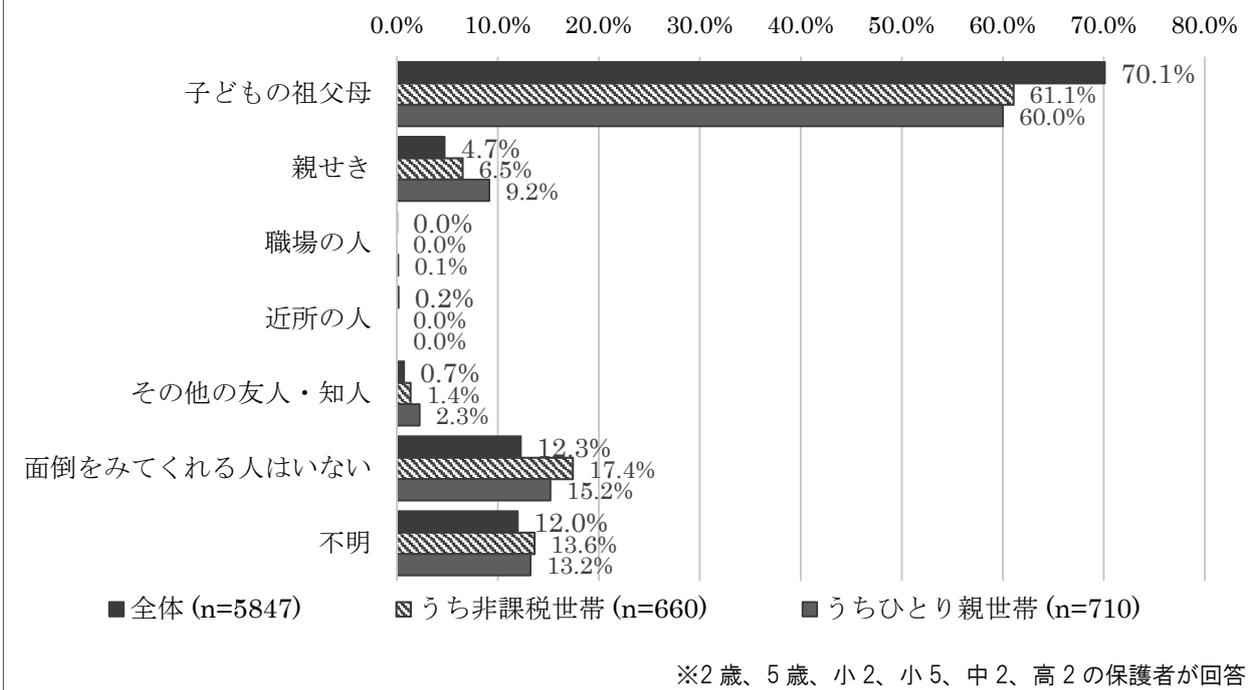
【図表Ⅵ-2】 保護者自身の悩みを相談する相手



【子どもの面倒をみてくれる人について】(図表Ⅵ-3)

「子どもの面倒がみられなくなったときに代わりに面倒をみてくれる人」では、「面倒をみてくれる人はいない」の割合は、世帯全体では 12.3%であるのに対して、非課税世帯では 17.4%、ひとり親世帯では 15.2%となりました。

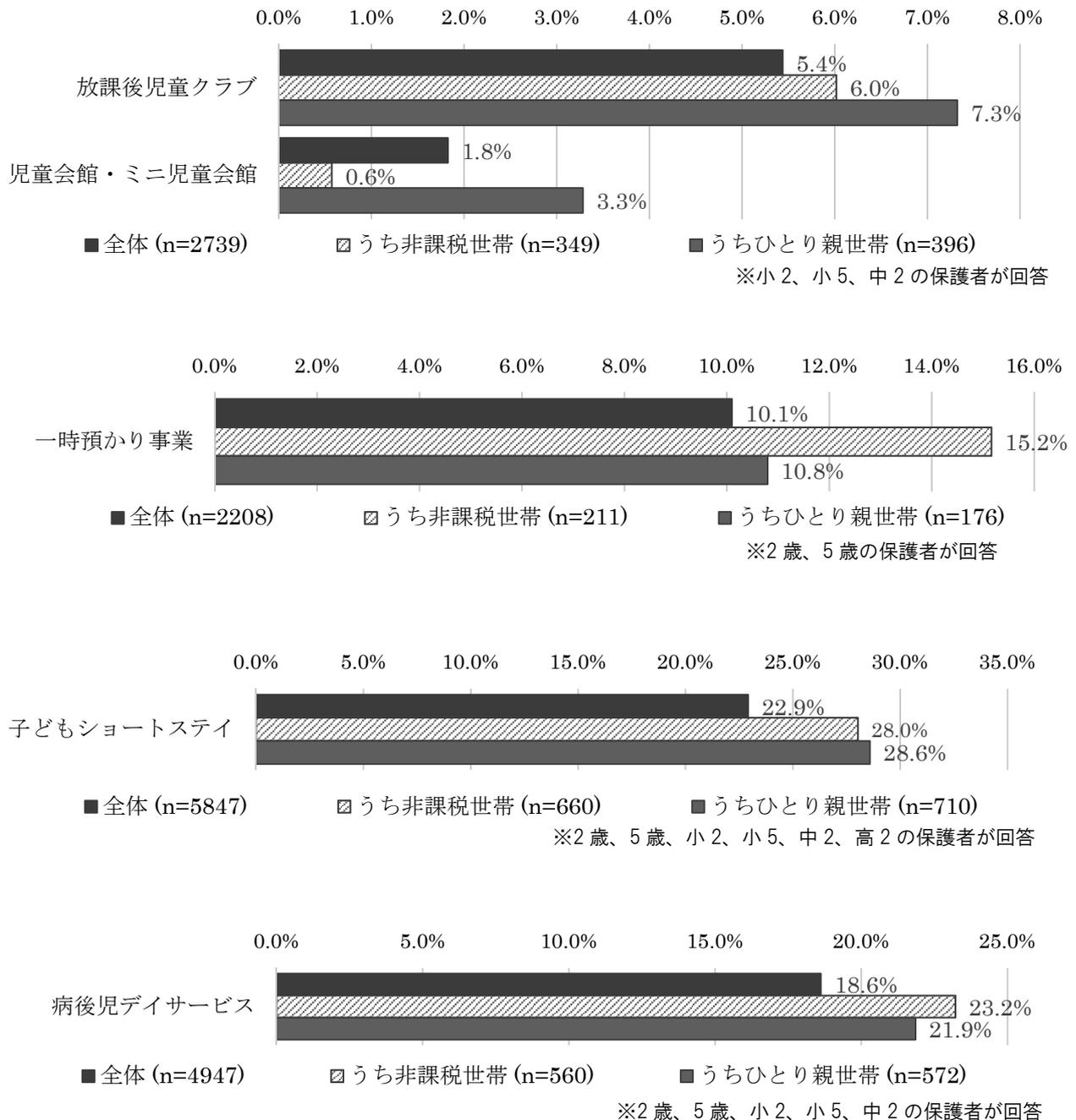
【図表Ⅵ-3】 子どもの面倒がみられなくなったときに代わりに面倒をみてくれる人



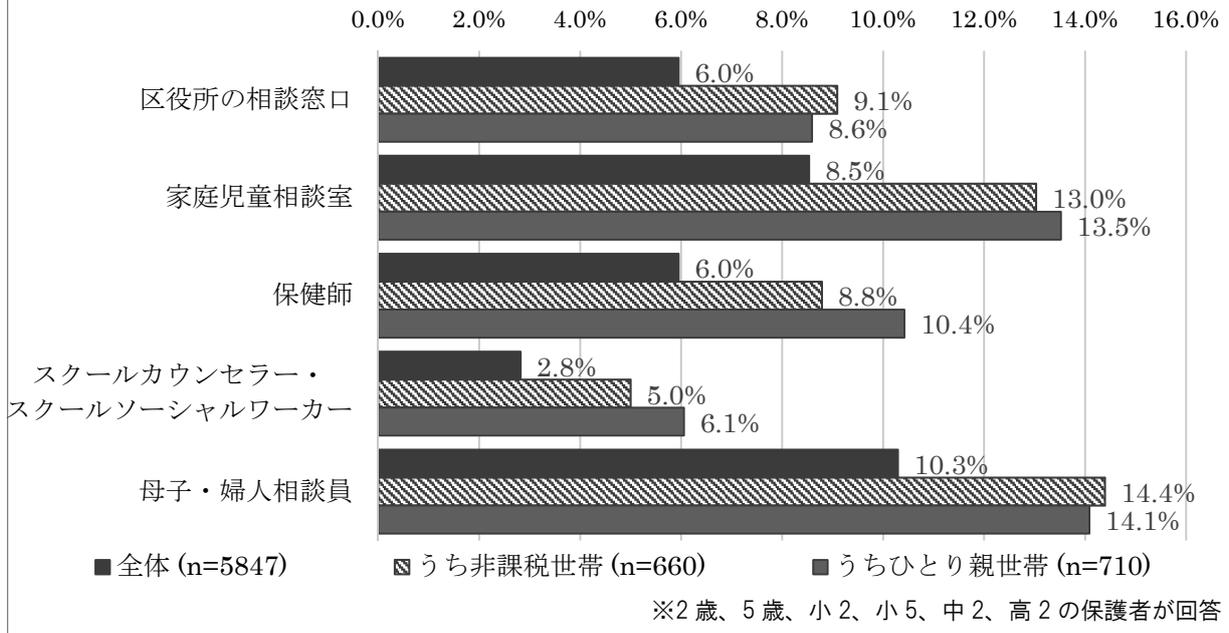
【子育てに関する制度や相談先の認知状況について】（図表Ⅵ-4、5）

子育てに関する制度や相談先について知らなかったと答えた割合は、「放課後児童クラブ」、「児童会館・ミニ児童会館」などの制度や「区役所の相談窓口」、「家庭児童相談室」などの相談先のほとんどの項目で、非課税世帯、ひとり親世帯が世帯全体を上回っています。

【図表Ⅵ-4】 子育てに関する制度やサービスについてまったく知らなかったと答えた割合



【図表VI-5】 相談先や相談方法を知らなかったと答えた割合



支援者ヒアリングでは、悩みを相談する相手の有無や、子育てに関する制度や相談先の認知状況など、社会的孤立の状況に関して、以下のような意見があげられました。

＜支援者ヒアリングの意見＞

- ・ 核家族化の進展の影響により子育ての知恵が伝承されていなかったり、親族から育児の協力が得づらい環境になっていると感じられる。
- ・ 相談したり悩みを話せる相手が限られていたり、周囲に協力を求められる人がいないなどの理由で孤立してしまうと、産後うつに陥りやすくなる。
- ・ 子育ての不安を一人で抱え込むケースが増えている。
- ・ 困っている人は、その様子を周囲には見せない。ただし、一見周囲と関わりたくなさそうな雰囲気を出していたとしても、本当は話を聞いてほしいという場合もある。
- ・ たとえ親からの虐待を受けていたとしても、子どもは他人の前では親を守ろうとする傾向があり、自分からはSOSの声を上げられない場合がある。
- ・ 困難を抱えている家庭であっても、見た目には他の家庭と変わらない場合も多く、外から気づくことが難しい。
- ・ 行政や民間の支援策について知らなかったり、知っていても支援につながりたがらない事例が見受けられる。
- ・ 支援機関に相談に来る人は、交通費の支出もできる、あくまで「相談に来られる人」であり、本当に支援が必要な人の中には、相談に行けない人もいる。
- ・ 困難を抱えている人の中には、区役所の相談窓口に行きづらさ、ハードルの高さを感じている人もいる。

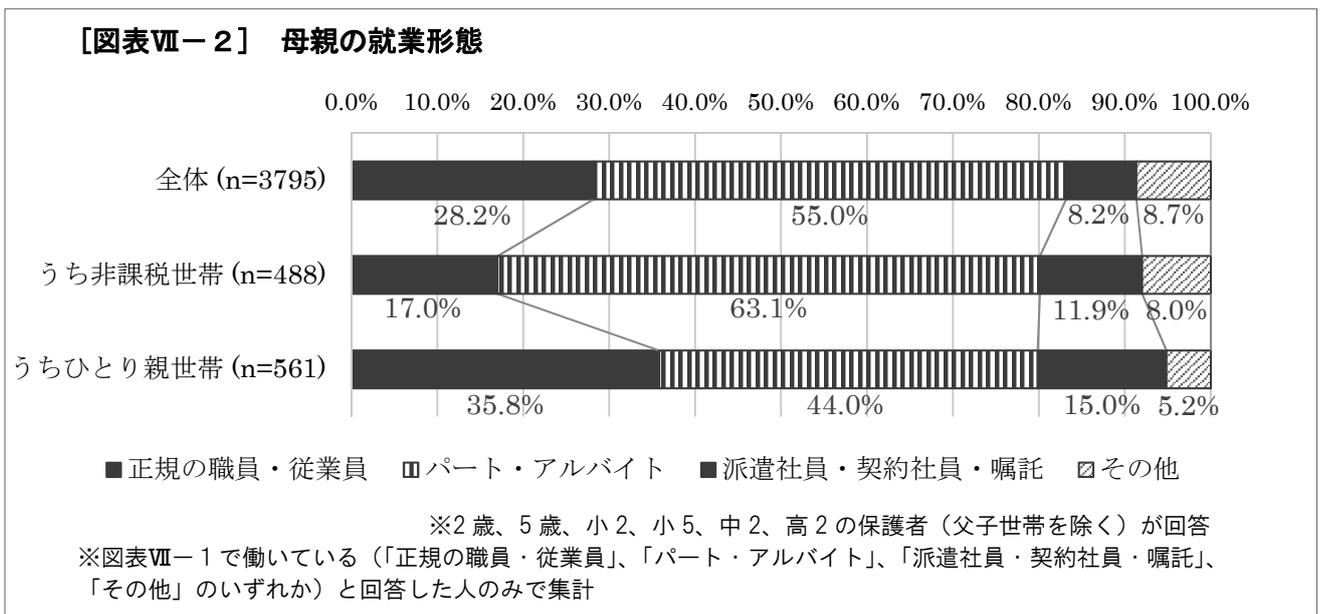
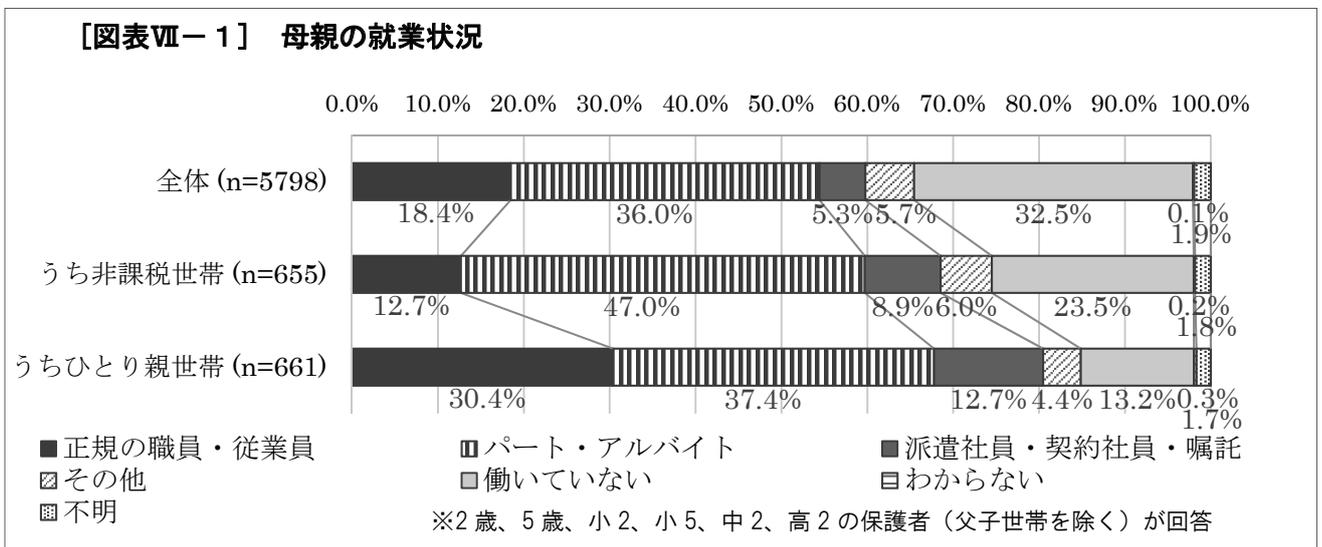
(7) 保護者の就業について

市民アンケート調査では、保護者の就業状況に関する項目について、以下の結果となりました。

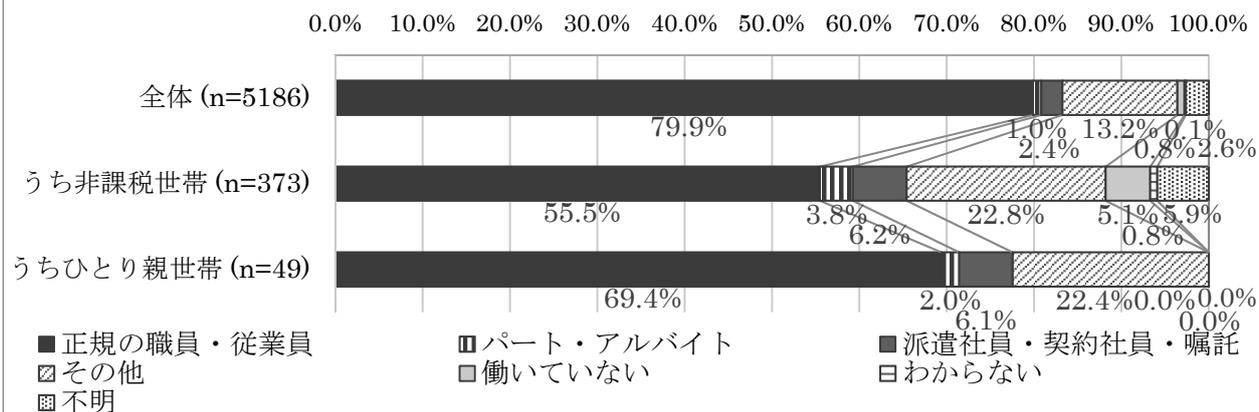
【就業状況について】(図表Ⅶ-1～3)

保護者の就業状況について、働いている割合(「正規の職員・従業員」、「パート・アルバイト」、「派遣社員・契約社員・嘱託」、「その他」を合わせた割合)は、ひとり親世帯の母親で 84.9%、ひとり親世帯の父親で 100.0%となっており、ひとり親世帯の就業率が高いことが分かります。

なお、母親の就業形態を見ると、働いている人に占める「正規の職員・従業員」の割合は、ひとり親世帯で 35.8%となっています。



【図表Ⅶ－3】 父親の就業状況



※2歳、5歳、小2、小5、中2、高2の保護者（母子世帯を除く）が回答

支援者ヒアリング・座談会では、保護者の就業状況に関して、以下のような意見があげられました。

＜支援者ヒアリングの意見＞

- ・ 仕事をしているにも関わらず収入が少ない。特に母子家庭でその傾向が強い。
- ・ ひとり親家庭の保護者は、非正規雇用で働いていることが多い。また、生活費を得るために、ダブルワーク、トリプルワークをしている。

＜座談会の意見＞

- ・ 働いている親は、相談したくても受付時間に行くことができない。仕事が終わってからも相談に行ける場所が必要である。

3 本市における子どもの貧困の状況・課題

実態調査などを通じて確認された困難を抱えている世帯の状況を踏まえ、札幌市における子どもの貧困に関する課題について、以下のとおり整理しました。

<課題1> 相談・支援における課題

実態調査では、困難を抱えていると考えられる世帯ほど、子どもや保護者自身の悩みについて相談する人がいない、子育てに関する制度やサービス、相談窓口を知らないなど、社会的孤立の傾向にある³ことが確認されています。

また、困難を抱えていてもその様子を周囲に見せない、あるいは見た目には他の世帯と変わらない場合も多く、外から気づくことの難しさがある⁴一方、支援が必要な世帯の中には、相談窓口への行きづらさを感じて相談に行くことができない世帯もある⁵ということが指摘されています。

こうしたことから、困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげることができるよう、相談支援体制の充実・強化とともに、支援策の情報を確実に届けるための広報の充実が必要となります。

<課題2> 子どもの育ちと学びにおける課題

【乳幼児期の子育てにおける課題】

乳幼児期は、基本的な生活習慣の形成などにあたって特に重要な時期となり、この時期の子育てには、周囲からの様々なフォローが望まれます。

しかしながら、実態調査では、困難を抱えている世帯において、核家族化の進展により子育ての負担が増す中、周囲からの協力が得られず、子育ての不安を一人で抱え込むケースが増えている⁶ということが指摘されています。

こうしたことから、健診や医療など、乳幼児期の子どもの健やかな成長を支える取組とともに、子育て世帯の不安を解消する相談支援の充実や、保護者のニーズに応じた、安心して子どもを預けることができる環境の整備等が必要となります。

【子どもの学びにおける課題】

実態調査では、困難を抱えている世帯において、自分で使うことができる子ども部屋や自分専用の勉強机を保有していないなど、学習環境が十分に整っていなかった

³図表VI-1 (27 ページ)、図表VI-2 (28 ページ)、図表VI-4 (29 ページ)、図表VI-5 (30 ページ)

⁴支援者ヒアリング意見 (30 ページ)

⁵支援者ヒアリング意見 (30 ページ)

⁶支援者ヒアリング意見 (30 ページ)

り⁷、学校以外での勉強時間が少ない傾向が見られる⁸ほか、学習の理解度についても、低い傾向⁹が見られます。

こうしたことから、学校教育はもとより、学習意欲の向上にも寄与する様々な学習機会の提供や、子どもが安心して学ぶための相談支援体制の充実が必要となります。

【子どもの居場所・体験における課題】

実態調査では、教育や進路のことを親に相談できない子どもや、家庭や学校に居場所がないという感覚から、不登校になったり、インターネットカフェに通ったりする子どもの存在¹⁰が指摘されており、地域で子どもを見守り、育てる仕組みづくりを求める¹¹意見があげられています。

また、困難を抱えている世帯では、夕食を一人で食べる「孤食」の状況にある子どもが見られ、家庭的な料理を知らないといった事例¹²も指摘されており、こうした子どもたちの成長のためには、家庭や学校以外でモデルとなる大人と関わる機会が大切である¹³という意見もあげられています。

こうしたことから、家庭や学校以外で、子どもが安心して過ごすことができる地域の居場所づくりや、子どもの成長に寄与する多様な学びや体験活動の支援が必要となります。

＜課題3＞ 若者の社会的自立における課題

実態調査では、困難を抱えている世帯において、大学への進学希望が低く¹⁴、教育を受けさせるためのお金の準備についても、目処がついていない、もしくは奨学金を利用する予定という世帯の割合が高い¹⁵ことが確認されています。その一方で、若者への調査では、奨学金の返済が負担になっている傾向¹⁶が見られます。

併せて、経済的な要因により進学を諦めている事例¹⁷のほか、身近に適切なモデルがないため、進学や就職に対するイメージが持てない、授業料免除や奨学金の制度があることを知らなかったという事例¹⁸も指摘されています。

⁷図表Ⅲ-3、4（17ページ）

⁸図表Ⅲ-1（16ページ）

⁹図表Ⅲ-5、6（17～18ページ）

¹⁰支援者ヒアリング意見（25ページ）

¹¹支援者ヒアリング意見（25ページ）

¹²図表Ⅴ-5（25ページ）、支援者ヒアリング意見（25ページ）

¹³支援者ヒアリング意見（25ページ）

¹⁴図表Ⅳ-1（19ページ）

¹⁵図表Ⅳ-4（20ページ）

¹⁶図表Ⅳ-5～8（21ページ）

¹⁷図表Ⅳ-2（19ページ）、支援者ヒアリング意見（22ページ）

¹⁸支援者ヒアリング意見（22ページ）、座談会意見（22ページ）

また、義務教育を終えた高校・若者期は、価値観や生活形態が多様化する現代において、自立に向けて様々な課題と向き合う年齢段階であり、進路相談や就労支援など、社会的自立に向けた支援が重要である¹⁹という意見もあげられています。

こうしたことから、若者の進学・就労等の希望の実現に向けて、進路支援や就労支援、困難を抱える若者への相談支援等、若者の社会的自立に向けた支援が必要となります。

<課題4> 生活基盤の確保における課題

実態調査では、家計の状況が「ぎりぎり」または「赤字」と回答した世帯が6割に上る²⁰中、世帯の状況によって教育資金の準備状況に差が生じる²¹など、世帯の経済状況が子どもに影響を与えていることが確認されています。

また、保護者が就労できないことにより困難を抱える世帯がある一方、保護者が仕事をしているにも関わらず収入が少ない世帯もあり、特に非正規雇用の割合が高い母子家庭において、その傾向が強い²²ということも指摘されています。

こうしたことから、世帯の暮らし向きの安定に向けて、保護者への就労支援や、生活基盤を確保するための経済的な支援が必要となります。

<課題5> 特に配慮を要する世帯への支援における課題

実態調査では、児童養護施設に入所している子どもは、施設の退所と同時に自立を余儀なくされることから、退所後の生活や進学等への支援が重要である²³という意見があげられています。

また、ひとり親家庭については、経済的に苦しい世帯が多く、子育てに加えてダブルワーク・トリプルワークをしているという事例²⁴が指摘されるなど、様々な困難を抱えやすい傾向が示されています。

このほか、生活保護世帯・生活困窮世帯においては、日常生活や子どもの進学等の様々な場面で、困難や制約を受けていることが示されています。

こうしたことから、社会的養護²⁵を必要とする子どもやひとり親家庭、生活困窮世帯など、特に配慮を要する子ども・世帯に対して、生活状況等に応じたきめ細かな支援が必要となります。

¹⁹支援者ヒアリング意見（22 ページ）

²⁰図表 I - 1（9 ページ）

²¹図表 IV - 4（20 ページ）

²²支援者ヒアリング意見（32 ページ）

²³支援者ヒアリング意見（22 ページ）

²⁴支援者ヒアリング意見（32 ページ）

²⁵社会的養護 保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

第3章 本市の子どもの貧困対策

第2章で整理した、困難を抱える世帯の課題などを踏まえ、本計画における基本理念、「子どもの貧困」のとらえ方、計画の対象、施策の体系を次のとおり定めます。

1 基本理念

すべての子どもは、可能性に満ちたかけがえのない存在であり、自分らしく、豊かに成長し、発達していく権利が認められています。

札幌市では、第一に子どもの視点に立って、困難を抱えている子どもとその保護者が必要な支援に結びつくための体制を整えるとともに、子どもの成長における諸段階に応じた切れ目のない支援を展開し、併せて保護者への必要な支援を実施することなどによって、子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごし、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指します。

2 「子どもの貧困」のとらえ方

この計画では、「子どもの貧困」を「主に経済的な問題を要因として、子どもが生まれ育つ環境に様々な困難が生じることにより、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境など、発達の諸段階において様々な不利や制約と結びつき、子どもの成長や将来的な自立に困難な影響を及ぼしている状態」ととらえます。

3 計画の対象

この計画では、対象を、「子どもの貧困」の状態にある子ども・若者とその家族とすることを基本とします。

なお、ここでの子ども・若者は、生まれる前の妊娠期から、社会的自立へ移行する年齢層として、概ね20歳代前半までの年齢とします。

4 施策の体系

実態調査から確認された困難を抱える子ども・世帯の状況や課題を踏まえ、今後5年間で取り組む5つの基本施策と、関連する11の施策を設定しました。

様々な支援策は、実際に支援を必要とする子どもや世帯にしっかりと届き、利用されることが重要です。

そのため、基本施策1「困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進」を、子どもの貧困対策を進めるうえで基礎となる、特に推進すべき施策と位置づけたうえで、各種支援策のさらなる充実に向けて取り組みます。

基本施策1 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

施策1-1 気づき、働きかけによる相談支援体制の充実

施策1-2 地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進

基本施策2 子どもの育ちと学びを支える取組の推進

施策2-1 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援

施策2-2 子どもの学びの支援

施策2-3 子どもの居場所づくり・体験活動の支援

基本施策3 困難を抱える若者を支える取組の推進

施策3-1 社会的自立に向けた支援

基本施策4 保護者の就労や生活基盤の確保

施策4-1 保護者の自立・就労の支援

施策4-2 生活基盤の確保に向けた支援

基本施策5 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進

施策5-1 社会的養護を必要とする子どもへの支援

施策5-2 ひとり親家庭への支援

施策5-3 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援

<凡例>

39 ページ以降に掲載している取組一覧では、次のように整理しています。

・ 主な対象について

乳幼児 ：主に乳幼児期の子どもを対象とする事業・取組

小・中学生 ：主に小学生や中学生を対象とする事業・取組

高校生・若者 ：主に高校生や若者を対象とする事業・取組

保護者 ：主に保護者を対象とする事業・取組

・ <新規・拡充の取組>について

新規 は、計画期間中の新規事業・取組

【拡充】は、既存の事業のうち、計画期間中に内容の充実を図る事業・取組

※参考として、29 年度の新規、拡充の事業・取組をそれぞれ（29 年度新規）（29 年度拡充）と掲載

・ <継続する主な取組>について

<新規・拡充の取組>以外の主な事業・取組を掲載

第4章 施策の展開

基本施策1 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

基本施策の方針

実態調査の結果から、困難を抱えている世帯においては、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境や進学、経験の機会など様々な点で制約や困難が生じている傾向が見られました。

一方で、困難を抱えている世帯ほど、行政や民間の相談窓口や支援策の情報を得られていない傾向にあることから、必要な支援につながっていない場合も想定されます。

このことから、子どもの貧困対策を進めるうえでは、子どもの成長段階に応じた様々な場面でのかかわりを通じて、困難を‘早期に把握’し、‘必要な支援につなげる’ことが、計画の基本理念を実現するための基礎となる、特に推進すべき取組であると考えます。

相談支援体制の充実とともに、家庭や学校、地域や関係機関・団体等と連携した対策の推進や、必要な情報を分かりやすく届けるための広報の充実に取り組みます。

(関連する課題：【課題1：相談・支援における課題】)

施策1-1 気づき、働きかけによる相談支援体制の充実

施策の方向性

困難を抱えている子ども・世帯の中には、自分から支援につながるできない世帯もあります。そのような際に、支援の必要な世帯を早期に発見するためには、日ごろから子どもと接する機会の多い関係機関や地域における気づきが重要となります。

困難を抱えている子どもや世帯を包括的に支援するための体制の構築に取り組むとともに、日ごろから子ども・世帯と関わる様々な関係者に子どもの貧困への理解を深めてもらうことで、より一層気づき、働きかけを推進し、必要な支援につなげる体制の充実を図ります。

また、困難を抱えている子ども・世帯が孤立することのないよう、乳幼児期から学齢期、若者期に至るまでの切れ目のない相談支援を行います。特に、ひとり親家庭など、配慮を要する子ども・世帯への相談支援を推進します。

取組項目

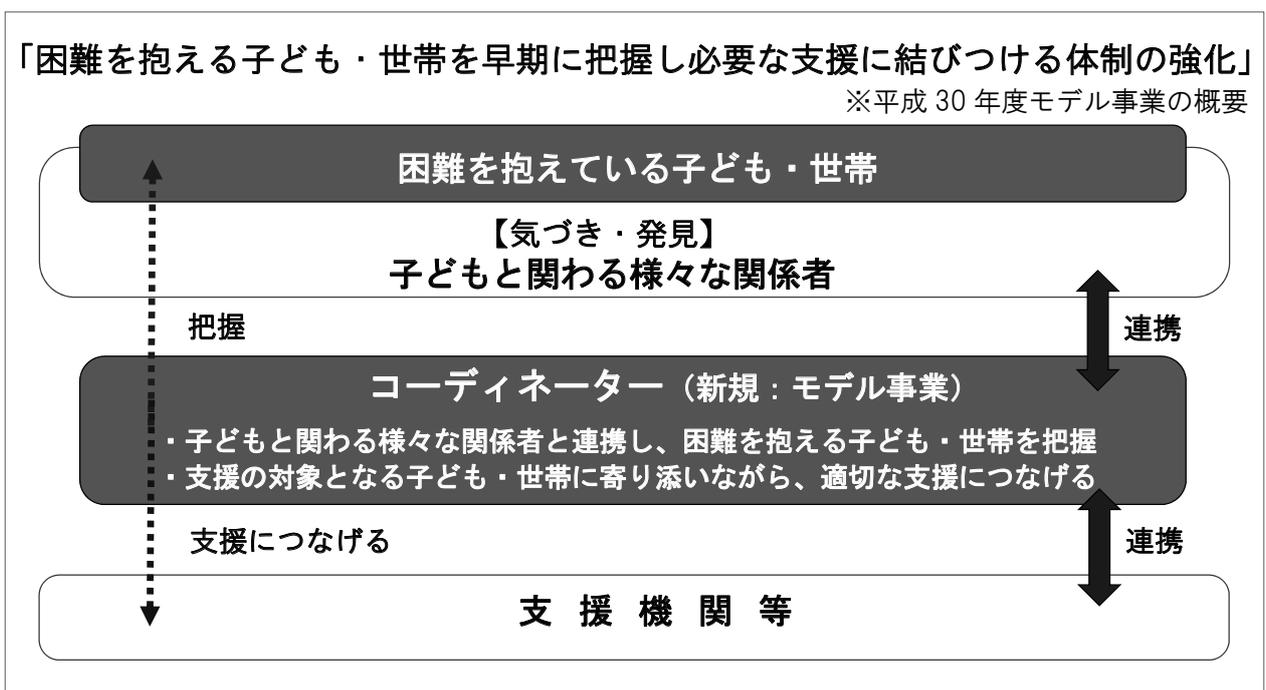
・ 困難に気づき、必要な支援につなげる体制の推進

「子どもの貧困」による様々な悩みや不安を抱える子ども・世帯への包括的な相談支援を行う仕組みを構築し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、困難を抱えている子ども・世帯に気づき、必要な支援につなげる体制をより推進するため、子どもと関わる関係者が、子どもの貧困に対してより理解を深めることができるよう、研修や啓発に取り組みます。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し必要な支援に結びつける体制の強化 新規	困難を抱えていても必要な支援に結びついていない子どもやその世帯を早期に把握し、支援に結びつける体制強化に取り組みます。 平成 30 年度は、子どもと関わる様々な関係者と連携体制を構築しながら、困難を抱えている子どもやその世帯を把握し、対象となる世帯に寄り添いながら、適切な支援につなげるコーディネーターを配置するモデル事業を実施します。			
	【子】子ども育成部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
2	子どもの貧困への理解の促進 新規	困難を抱えている子ども・世帯を把握し、必要な支援に結びつけるための体制をより推進するために、日ごろから子どもと関わる様々な関係者をはじめ、広く市民に対して、子どもの貧困の現状やその対策など、子どもの貧困への関心や理解を深めるための研修や啓発を実施します。 併せて、子どもの権利の普及啓発の推進にも取り組みます。			
	【子】子ども育成部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者



・成長段階に応じた切れ目のない相談支援の推進

妊娠期からの保健師による面接相談を実施するとともに、出産後も、乳児家庭への全戸訪問などを通じて、支援を必要とする世帯を早期に把握し、継続的な支援につなげます。

さらに、幼児期、学齢期と子どもの成長段階に応じた切れ目のない相談支援を推進します。

また、若者への相談支援の取組として、札幌市若者支援総合センターをはじめとした若者支援施設を中心として、若者の社会的自立に向けた総合的な相談支援を推進します。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
3	スクールソーシャルワーカーの活用 【拡充】	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーが、児童生徒がおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを構築したりして、困難を抱える児童生徒を支援します。 また、スクールソーシャルワーカーの活用を一層進め、児童生徒の支援体制をさらに充実させます。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
4	スクールカウンセラーの活用 【拡充】	児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラーを、全市立小・中・高等学校・特別支援学校及び中等教育学校に配置し、児童生徒や保護者の教育相談に対応します。 また、小学校へのスクールカウンセラーの配置時間数を拡充するなど、学校の教育相談体制のさらなる充実に取り組みます。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
5	ひきこもり対策推進事業 【拡充】	年齢や相談内容で区切ることのない、ひきこもり専門の相談窓口であるひきこもり地域支援センターを設置しています。さらに、ひきこもり状態にある人とその家族などが集まり支援を受けられる機会を設けるなど、誰もが安心して相談できる環境を整備していきます。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
6	困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実 【拡充】	若者支援施設において、ひきこもりやニート等困難を有する若者のための相談事業や、自立支援プログラムを実施するなど、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行います。 また、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」をはじめとする支援機関の連携により、困難を有する子ども・若者を速やかに適切な支援機関へとつなげられるように取り組みます。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
7	妊婦支援相談事業	安心・安全な妊娠、出産及び児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の不安の軽減を図るとともに、ハイリスク世帯を把握し継続支援につなげます。			
	【保）保健所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

8	初妊婦訪問事業	初めての子どもを迎える家庭に母子保健訪問指導員及び保健師が訪問し、相談に応じるとともに、必要に応じて面接相談や家庭訪問等による継続支援を行います。			
	【保）保健所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握し、育児等の相談に応じます。			
	【保）保健所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
10	産後のメンタルヘルス支援対策事業	母子保健訪問指導事業において、母子保健訪問指導員や保健師等が、産婦のメンタルヘルス上の問題を早期に発見し支援します。			
	【保）保健所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
11	子育て支援総合センター、区保育・子育て支援センターにおける相談支援	区における子育て支援の中心的役割を担っている子育て支援総合センター、区保育・子育て支援センターでは、 ・面談・電話による子育てや子どもの成長・発達における心配や悩み事などの相談支援 ・個別のケースに応じた専門機関等との連携支援 ・子育てに関する各種制度やサービスの情報提供とともに、子育て家庭が必要な支援を円滑に利用できるための支援などの相談支援の取組を行います。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
12	子育て情報室	各区の子育て情報室では、子育て世帯の悩みを解決する子育て相談に応じるとともに、必要な支援を円滑に利用できるよう、地域の子育て支援事業や教育・保育施設及び子どもに関する各種制度等の情報提供を行います。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
13	子育てサロン	子育て家庭の孤立や不安解消を図り、安心して子育てできる環境づくりを進めるため、乳幼児をもつ親子が集まり、自由に交流できる場所として、子育てサロンを設置しています。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
14	早期からの教育相談・支援	子どもの発達や就学に関わる教育相談を、幼児教育センターや市立の幼稚園、教育センター教育相談室等で実施するほか、支援をつなぐため、必要に応じて医療・福祉等の関係機関や学校、幼稚園・認定こども園、保育所と連携します。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
15	教職員研修の充実	子どもを取り巻く様々な諸課題に対応できる専門的知識・技能を向上させるために、教職員に対する研修等の一層の充実を図ります。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
16	思春期特定相談事業	概ね12歳から20歳未満の不登校やひきこもり等の問題で困っている子どもやその家族、子どもを支援する専門職を対象に、こころのセンターにおいて、電話と来所（来所相談は予約制）による相談支援を行います。			
	【保）障がい保健福祉部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
17	子どもの権利救済機関による相談支援（子どもアシストセンター）	子どもの権利条例に基づき設置された子どもの権利救済機関では、原則18歳未満の子どもに関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行います。 また、権利侵害からの救済申立てに基づいて、公的第三者の立場で問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行います。			
	【子）子どもの権利救済事務局】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

18	民生委員・児童委員	民生委員は、地域で支援を必要とする方々に対し、住民の立場に立って福祉に関する相談に応じ、必要な援助を行うほか、福祉サービスの情報提供や行政・専門機関へつなぐなどの活動を行います。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼務しており、児童、妊産婦、母子家庭等の相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用しうる制度、施設、サービス等について助言し、適切な関係機関の援助が受けられるよう支援しています。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

・配慮を要する子ども・世帯への相談支援の推進

社会的養護を必要とする子ども・世帯への支援として、虐待等の発生の未然防止を図るため、世帯へ支援員を派遣することで、在宅で継続的に支援する体制を強化します。

ひとり親家庭に対しては、各区に配置している母子・婦人相談員や、ひとり親家庭支援センターの相談員による相談支援を行います。

生活困窮世帯に対しては、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口により、個々の状況に応じた自立に向けた支援を行います。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
19	養育支援員派遣事業 (29年度新規)	養育状態の改善等が必要な世帯に支援員を派遣して、育児・家事援助を実施することで、在宅で継続的に支援する体制を強化し、児童虐待の発生防止に努めます。			
	【子）児童相談所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
20	児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援	児童相談所及び区役所家庭児童相談室では、18歳未満の子どもに関する様々な相談を受けており、児童虐待通報のほか、関係部署と連携して、子どもの心身の発達や対人関係、不登校、家庭内暴力など児童に関する各種相談に対応しています。			
	【子）児童相談所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
21	児童家庭支援センターにおける相談支援	児童家庭支援センターでは、地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っています。			
	【子）児童相談所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
22	子ども安心ホットライン	24時間365日体制の「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」を児童相談所内に開設しており、専門の電話相談員が相談支援を行っています。			
	【子）児童相談所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
23	母子・婦人相談員、ひとり親家庭支援センターによる相談支援	区に配置している母子・婦人相談員及びひとり親家庭支援センターの相談員が、ひとり親家庭への相談支援を行います。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

24	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の段階での自立支援を実施するため、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口を設置し、就労の支援その他の自立に関する問題について、情報提供、支援計画の作成、支援計画に基づく就労支援などの支援を行います。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

施策 1-2 地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進

施策の方向性

困難を抱えている子ども・世帯の中には、経済的な面にとどまらず、健康や教育など、複合的な課題を抱えている場合があります。

このような複合的な課題を抱えている子ども・世帯を必要な支援に結びつけるために、地域や関係する支援機関・団体等による一層の連携を促進し、支援のネットワークの充実を図るとともに、家庭が必要とする情報をより分かりやすく届けます。

取組項目

・支援機関や団体等との連携の推進、広報の充実

様々な支援機関や団体等との、情報交換や相互支援のためのネットワークの形成などによる一層の連携を推進します。

また、幼児期と児童期の教育の円滑な接続・連携を図るための幼保小連携の推進や、保健と医療の情報共有による適切な育児支援、さらには、児童相談体制の強化を図るなど、子どもと関わる関係機関による連携の取組を推進します。

さらに、困難を抱えている子ども・世帯が必要とする情報を得られるよう、受け手の目線に立った広報を展開するとともに、利用者の利便性の向上という視点を大切にしながら取り組めます。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	地域における支援機関や団体等との連携促進 新規	地域における様々な支援機関、子どもの居場所づくりに取り組む団体等とのネットワークの形成、また市民団体や大学との情報交換など、子どもの貧困に関わる関係機関との一層の連携に向けた取組を推進します。 また、子どもの貧困対策に札幌のまち全体で継続的に取り組んでいく機運の醸成を図るための必要な取組を検討します。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
2	児童相談体制の強化 【拡充】	第2次札幌市児童相談体制強化プランに掲げる、専門性の強化や連携体制の構築などの取組により、児童相談体制の強化を図ります。			
	【子）児童相談所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
3	必要な支援策を届ける広報の充実 【拡充】	困難を抱えている子ども・世帯に向けた各種制度や相談窓口、支援機関の認知度の向上に向けて、情報が得やすく、必要としている方に確実に届く、受け手の目線に立った広報の充実を図ります。具体的には、児童扶養手当の対象世帯に支援制度の案内を一斉送付することなどを検討します。			
	【関係部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
4	幼保小連携の推進	幼児期と児童期の教育の円滑な接続・連携を図るため、幼保小連携推進協議会において教職員の合同の研修会、情報交流、幼児の支援内容の引継ぎ会等を実施し、接続期の教育内容や指導方法の相互理解・連携等を目指します。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
5	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	医療機関が、保健センターが実施する訪問等による支援を必要とする母子を把握した場合に、保健センターに対し情報提供を行います。訪問指導等を実施した保健センターは、その結果を医療機関に報告し、保健と医療の情報を共有し適切な育児支援を行います。			
	【保）保健所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
6	要保護児童対策地域協議会	被虐待児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るため関係機関等が理解を深め、情報の交換や支援内容の協議を行うため要保護児童対策地域協議会を設置・運営しています。			
	【子）児童相談所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
7	さっぽろ子ども・若者支援地域協議会	子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関等による適切な支援を組み合わせることにより、効果的かつ円滑な支援を実施するために、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会を設置しています。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

基本施策2 子どもの育ちと学びを支える取組の推進

基本施策の方針

基本的な生活習慣の形成など、子どもの発達にとって特に重要な時期となる、乳幼児期の子どもの健やかな成長を様々な面から支えるために、子ども、保護者への支援に取り組みます。

また、実態調査からは、困難を抱える世帯において、学習習慣や学習の理解度などが相対的に低い傾向にあることが確認されています。子ども自身ではどうすることもできない家庭環境などによる学習面への影響を出来る限り少なくすることが求められるため、学校教育の充実はもとより、学習意欲の向上につながる様々な学習機会の提供や、安心して教育を受けられる環境の整備に取り組みます。

また、学校や家庭以外にも、子どもが気軽に立ち寄ることができ、地域の大人などとながりながら安心して過ごすことができる居場所づくりの推進や、社会性や生活習慣を育むことにつながる多様な学びや体験・交流活動の支援に取り組みます。

(関連する課題：【課題2：子どもの育ちと学びにおける課題】)

施策2—1 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援

施策の方向性

子どもの発達にとって重要な時期となる乳幼児期の子どもの健やかな成長を支えるとともに、乳幼児期の子どもを育てる保護者への支援を推進します。

取組項目

・乳幼児期の子どもの健やかな成長を支える取組の推進

困難を抱えている家庭の子どもをはじめ、乳幼児期のすべての子どもの健やかな成長を支えるために、乳幼児への健診事業や栄養指導、歯科健診などを実施します。

また、子どもにかかる医療費の負担軽減を図るため、未就学児の入院・通院及び小・中学生の入院にかかる医療費を対象としている助成について、平成30年度から小学1年生の通院を助成対象に拡大して実施します。併せて、ひとり親家庭の子どもの医療費の一部の助成や、未熟児などを対象とした必要な医療等の給付を行います。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	子ども医療費助成 【拡充】	未就学児の入院・通院及び小学生・中学生の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。 平成30年4月からは、新たに小学1年生の通院を助成対象に拡大して実施します。			
	【保】保険医療部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
2	乳幼児健康診査	区保健センターで、4か月児・10か月児健診（再来）・1歳6か月児・3歳児を対象に乳幼児健康診査を行います。			
	【保】保健所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
3	乳幼児健康診査における 栄養指導	乳幼児健康診査の際に、食事に関する情報提供を行ったり、個別の相談に応じるなど、望ましい食習慣を形成するための支援を行います。			
	【保】保健所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
4	5歳児健康相談事業	5歳を迎える子どもがいる家庭に健診案内とセルフチェック表を送付し、心配なこと、相談したいことがある方を対象に、健診・発達相談を行います。			
	【保】保健所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
5	歯科口腔保健推進事業	歯と口の健康について、地域での健康相談や電話相談を、歯科衛生士が受けています。また、市内の保健センターでは、歯科医師による妊産婦対象の無料歯科健診と、乳幼児健診での歯科健診・保健指導を行います。			
	【保】保健所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
6	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の20歳未満の子どもの入院・通院及びひとり親家庭の親の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。			
	【保】保険医療部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
7	未熟児養育医療給付	入院医療を必要とする未熟児を対象に、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行います。			
	【保】保健所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
8	自立支援医療 （育成医療）	障がいのあるまたは医療を行わなければ将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童を対象に、指定自立支援医療機関において、手術などにより生活能力を回復するために必要な医療費の支給を行います。			
	【保】保健所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
9	結核児童療育給付	18歳未満の結核にかかっている児童であって、指定療育機関の医師が長期療養のために入院が必要と認めたものに対し必要な医療の給付並びに学習及び療養生活に必要な物品の支給を行います。			
	【保】保健所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
10	小児慢性特定疾病医療費 支給	小児慢性特定疾病にかかっている児童やその家族に対して、医療給付や相談事業などを行います。			
	【保】保健所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

11	障害児通所給付費	障がいのある児童に、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）の利用に必要な費用の一部を支給します。			
	【保】障がい保健福祉部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

・乳幼児期の子どもを育てる保護者への支援の充実

妊婦の健康を守り、安全な出産につなげるための妊婦健診の費用の一部助成や、出産後の生活や育児相談等のケアを行います。

併せて、保育ニーズに応じた保育施設の整備の促進や、多様な保育サービスの提供などを通じて、乳幼児期の子どもを育てる保護者への支援を推進します。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
12	保育ニーズに応じた保育施設等の整備促進 【拡充】	保育ニーズを踏まえた保育定員の確保を図るため、 ・幼稚園からの幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行を促進 ・新築・改築や賃貸物件を活用した保育所の整備 ・保育ニーズの高い低年齢児の保育定員を拡大するため、小規模保育事業を整備 などを行います。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
13	第2子以降の保育料無料化事業 (29年度拡充)	これまでの第3子以降に加え、最も保育料の高い3歳未満児童を対象として、平成29年度から第2子についても保育料を無料化し、子育て世代の経済的負担を軽減しています。 ※年収約360万円以上の世帯は、就学前児童で保育所等施設に入所している子どものみを子順としてカウントします。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
14	妊婦一般健康診査	妊婦に対して、妊婦一般健康診査受診票（全14回）を交付し、妊婦健診にかかる費用の一部を助成します。			
	【保】保健所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
15	私立幼稚園就園奨励費補助金事業	子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園に通園する園児がいる世帯に対して、入園料と保育料の一部を補助します。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
16	実費徴収に係る補足給付事業	保育・教育に必要な物品の購入に要する費用等を各施設・事業者が実費徴収する場合に、国の制度に合わせて生活保護世帯に助成します。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
17	保育所等の利用調整	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点します。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

保護者の保育ニーズに対応する多様な保育サービスの提供					
18	休日保育	日曜、祝日に保育を実施します。			
	夜間保育事業	午前0時（一部施設は午後10時）までの保育を実施します。			
	時間外保育事業	開所時間の11時間を超えて、18時以降に1時間または2時間の時間外保育を実施します。			
	一時預かり事業	幼稚園等での一時預かりを実施します。 (幼稚園型・一般型幼稚園タイプ・一般型保育所タイプ)			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
	病後児デイサービス事業	病気回復期にある児童を、就業や急用などにより家庭で保育できない保護者に代わって、病院等に付設した施設で預かります。			
	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての支援を受けたい方と援助したい方により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える活動を支援する事業です。 日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と緊急時や病児、病後児の預かりに対応する「こども緊急サポートネットワーク事業」の2つの事業を実施します。 併せて、病児、病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施します。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
	市立幼稚園預かり保育事業	市立幼稚園において預かり保育を実施するとともに、園と家庭が連携したよりよい幼児期の子育てのあり方について研究し、その成果を発信します。			
【教】学校教育部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者	
19	子育て短期支援事業 (子どもショートステイ)	児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的な事由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において児童を一時的に養育します。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
20	保育センター運営	市民の保育ニーズの多様化に対応できるよう保育関係者の資質の向上を図ります。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
21	助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設であり、妊産婦に対して安全で衛生的な出産を保証するとともに、胎児が無事に生まれてくることを確保し、ひいては児童の健全な育成を図ります。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
22	産後ケア事業	生後4か月未満の子どもがおり、家族等から十分な援助が得られず、かつ心身の不調又は育児不安等がある産婦を対象に、宿泊又は日帰りで休養の機会を提供し、母子の健康管理や育児に関する助言指導を行います。			
	【保】保健所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

施策2—2 子どもの学びの支援

施策の方向性

すべての子どもが家庭環境などに左右されることなく、将来的な自立へ向けた歩みを進めることができるよう、学校での教育に加えて、特に配慮を要する世帯の子どもに対する学習支援の実施などにより、子どもの学びを支援します。

また、学校における相談支援体制の充実や、不登校児童生徒へのきめ細かな支援とともに、就学援助などの経済的支援の充実を図ることで、すべての子どもが安心して学ぶことができる環境を整えます。

取組項目

・ 学びを支える取組の推進

子どもたち一人ひとりの「学ぶ力」を育むための取組を推進します。

また、高校中退者等を対象とした学習相談及び学習支援を新たに実施するとともに、生活に困窮している世帯やひとり親家庭、児童養護施設に入所中の児童など、特に配慮を要する世帯の子どもを対象とした学習支援等を実施します。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	若者の社会的自立促進事業（学習支援） 新規	学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指す学習相談及び学習支援を、平成30年度から新たに実施します。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
2	「学ぶ力」の育成	学校・家庭・地域と教育委員会が一体となり、子どもたちに、「学ぶ力」の3要素「学ぶ意欲（主体的に学習に取り組む態度）」「学んだ力（基礎的・基本的な知識・技能）」「活かす力（思考力・判断力・表現力等）」をバランスよく育みます。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
3	家庭教育事業	保護者を対象とした講演会の開催や、その内容についての広報等を通じて、家庭教育に関する意識啓発を図るとともに、子どもとのより良い関わり方について広く発信します。			
	【教）生涯学習部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
4	札幌まなびのサポート事業	生活困窮世帯の中学生の子どもに対し、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援事業を実施します。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

5	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の児童（小学校3年生から中学校3年生）に対し、学習支援（市内10区の会場で実施）により学習習慣を身につけさせるとともに基礎的な学力の向上を図り、また進学や進路等の相談を通じてひとり親家庭の不安感を解消し、ひとり親家庭の自立を促進します。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
6	スタディメイト派遣事業	児童養護施設に入所中の児童に対し、大学生などの有償ボランティアを派遣し、学習支援等を行います。			
	【子）児童相談所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
7	アイヌの児童・生徒の学習支援	アイヌの児童・生徒に対し、進学率向上を目的とした学習支援事業を実施します。			
	【市）市民生活部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

・子どもが安心して学ぶための支援体制の推進

困難を抱える児童生徒が安心して学習できるよう、相談支援の充実を図るとともに、不登校の児童生徒への個々の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

また、不登校児童生徒の受け皿となっている札幌市内のフリースクール等を支援します。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
8	スクールソーシャルワーカーの活用 【拡充】 ※再掲（施策1-1）	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーが、児童生徒がおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを構築したりして、困難を抱える児童生徒を支援します。 また、スクールソーシャルワーカーの活用を一層進め、児童生徒の支援体制をさらに充実させます。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
9	スクールカウンセラーの活用 【拡充】 ※再掲（施策1-1）	児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラーを、全市立小・中・高等学校・特別支援学校及び中等教育学校に配置し、児童生徒や保護者の教育相談に対応します。 また、小学校へのスクールカウンセラーの配置時間数を拡充するなど、学校の教育相談体制のさらなる充実に取り組みます。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
10	子どもの学びの環境づくり事業 (29年度拡充)	不登校児童生徒の受け皿となっている札幌市内のフリースクール等民間施設に対し、児童生徒の指導体制の整備や、教材・体験活動等の充実を目的として当該経費の一部を助成しています。 平成29年度から、児童生徒数に応じた補助上限額の段階を増やし、支援の拡充を図っています。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
11	相談支援パートナー事業	不登校や不登校の心配のある児童生徒に対し、個に応じたきめ細かな支援を行い状況改善を図ります。主に登校しても教室に入ることができない児童生徒に対し、別室における学習等の支援を行います。			
	【教】 学校教育部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
12	不登校児童生徒に対する相談・支援	不登校児童生徒に対し、学校復帰や社会的自立に向けた相談指導教室及び教育支援センターでの支援の充実を図るとともに、個別相談を実施することにより、子どもや保護者の不安を和らげる取組を推進します。			
	【教】 学校教育部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

・教育の機会均等を図るための経済的支援の充実

経済的に困難を抱えている世帯に対して、世帯の収入に応じて学校教育にかかる費用の一部を助成する就学援助について、支給費目の追加など制度の充実に取り組みます。

また、意欲・能力があるにもかかわらず経済的な理由によって修学が困難な子どもに対して返還義務のない奨学金を支給するほか、生活が困難になっている世帯の子どもに対し、技能修得に必要な学資を支給します。

さらに、通学に要する費用の一部を助成する取組などを通じて、子どもの学びを経済的な面からも支援します。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
13	高等学校等生徒通学交通費助成 新規	札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校などに通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の1/2を助成します。			
	【教】 学校教育部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
14	就学援助 【拡充】	経済的理由により、就学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。 また、支給費目の追加など、制度の充実に取り組みます。			
	【教】 学校教育部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
15	奨学金支給	意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な学生又は生徒に対し、返還義務のない奨学金を支給します。			
	【教】 学校教育部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
16	札幌市特別奨学金支給事業	札幌市特別奨学金支給条例に基づき、経済的に困窮している世帯の子どもが技能習得を目的とした高等学校等に通うために必要な学資を支給します。			
	【子】 子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

17	義務教育児童生徒遠距離通学定期料金助成	札幌市立小・中学校へバス等の公共交通機関を利用して通学する児童生徒の保護者に対し、通学定期料金の全額を助成します。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
18	特別支援教育就学奨励費	札幌市立小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒、通常学級に在籍しているが重度の障がいや疾病のある児童生徒、通級指導教室に通級している児童生徒がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
19	高等学校定時制課程教科用図書給与	高等学校定時制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的として、高等学校定時制課程に在学する有職生徒に教科用図書を給与します。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
20	高校生留学支援事業	将来を担う国際感覚豊かな人材の育成を目的として、高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）に在籍する生徒を対象に、留学に要する費用の一部補助を実施します。			
	【経）国際経済戦略室】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

施策2—3 子どもの居場所づくり・体験活動の支援

施策の方向性

保護者が就労などで不在となる家庭の子どもをはじめ、すべての子どもが安心して放課後等を過ごすことができるよう、子どもの居場所づくりを推進します。

また、子どもたちが健やかに成長するために、遊びや体験活動はなくてはならない大切なものです。子どもの自主性、創造性、協調性を育む多様な学びや体験・交流活動の支援を行います。

取組項目

・子どもの居場所づくりの推進

地域やNPOなどが主体となって実施している子ども食堂や学習支援などの取組は、子どもの居場所の提供に加えて、多世代交流などの多様な機能を併せ持つものであり、さらなる広がりが期待されます。

このような取組を通じた、地域で子どもが安心して過ごすことができ、生活習慣や学習習慣などの習得にも寄与する居場所づくりの推進を図ることができるよう、効果的な支援のあり方を検討します。

また、子どもの放課後の居場所である児童会館やミニ児童会館においては、遊びや体験活動等の様々な活動を通じた子どもの健全育成を図るとともに、既存の児童会館・ミニ児童会館を、小学校などと併設した児童会館として再整備を進めます。さらに、民間児童育成会等とも連携を図りながら、子どもの居場所の充実を図ります。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組 【新規】	子ども食堂など、地域における子どもの居場所の運営状況や地域ニーズの調査に基づき作成したガイドブックを活用して、利用や開設に向けた活動紹介や情報提供を進めるとともに、広く利用や参加、支援の機運醸成を図ります。 また、子どもにとって身近で、安心できる地域における居場所づくりの推進に向けた効果的な支援策を検討します。			
	【子】子ども育成部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
2	新型児童会館整備 【拡充】	既存の児童会館及びミニ児童会館（放課後子ども館を含む。）を、小学校（必要に応じ、まちづくりセンターや地区会館など地域のまちづくり活動施設）と併設した児童会館として再整備を進めます。			
	【子】子ども育成部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
3	児童会館・ミニ児童会館	児童会館、ミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ります。 ※児童会館は高校生まで、ミニ児童会館は小学生が対象			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
4	放課後子ども教室	児童会館やミニ児童会館が利用しにくい地域で、地域住民や保護者等が運営する「放課後子ども教室」を実施します。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
5	札幌市児童育成会運営委員会補助	保護者の就労等による留守家庭児童を対象に、生活の場と適切な遊びの提供を通じた健全育成を図っている民間の児童育成会に対し、登録児童数等に応じて助成金の交付を行います。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

・子どもの体験活動の推進

子どもは、地域の人に見守られながら、様々な遊びや体験をすることにより、地域社会の一員としての自覚や必要な知識等を身につけます。そこで、子どもが自分の責任で自由に遊ぶことができる環境づくりを支援し、子どもの自主性、協調性を育みます。また、子どもが地域の団体活動に参加することを推進し、子どもの社会性の向上を図ります。

さらに、地域と学校の連携による多様な学びの場を提供します。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
6	サッポロサタデースクール事業 【拡充】	地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用したプログラムを土曜日等を実施する「サッポロサタデースクール」を通して、地域と学校の連携の仕組みを整えることにより、地域全体で子どもを育てる環境の醸成を目指します。			
	【教）生涯学習部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
7	プレーパーク推進事業	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的として、子どもが身近な公園等において自分の責任で自由に遊ぶことができるよう、地域住民等が主体的に開催・運営するプレーパークを推進します。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
8	子どもの体験活動の場支援事業	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、子どもの自立性と社会性を育むことを目的に、プレーパークや昔遊びなど、多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「C o m i d o r i (こみどり)」の運営を支援します。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

9	少年団体活動促進事業	様々な体験活動を通して、子どもの自主的な社会参加、連帯意識の向上を促し、青少年活動を担う人材を育成する研修事業等を通じて、少年団体の円滑な活動と活発化を図ります。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
10	進路探究学習オリエンテーリング事業	将来の生き方や進路についてよく考えとともに、体験を通じて働くことの意義を感じ取ることができるよう、中学校・中等教育学校の第1学年生徒及び前年度参加していない第2学年生徒を対象として、専修学校・各種学校と連携し、中学校・中等教育学校の夏季休業期間中に、札幌市内及び近郊の専修学校等を会場とした職業体験講座を実施します。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

基本施策3 困難を抱える若者を支える取組の推進

基本施策の方針

札幌市では、若者の社会的自立を総合的に支援するため、「若者支援総合センター」と「若者活動センター」からなる若者支援施設を設置しています。

若者支援施設では、若者と地域を結ぶ拠点として、社会教育に関するイベントやまちづくり活動などを通じて、若者の社会活動への参加を促進するほか、ひきこもり等の対人関係、進路、就職や就労など、若者が抱える様々な悩みの相談に応じ、自立へ向けた支援を行っています。

また、ひきこもり本人の自立を促進し福祉の増進を図るため、ひきこもり専門の第一相談窓口として「ひきこもり地域支援センター」を設置しており、電話や来所等による相談支援のほか、地域における関係機関とのネットワークの構築、ひきこもり対策にとって必要な情報提供等、ひきこもりの状態にある本人及びその家族に向けた支援を行っています。

これらの関係機関等が連携しながら、困難を抱える若者の自立・社会参加を推進するための支援に積極的に取り組みます。

(関連する課題：【課題3：若者の社会的自立における課題】)

施策3—1 社会的自立に向けた支援

施策の方向性

困難を抱える若者への学習支援や進路支援、職場体験などの取組を通じて、若者の社会的自立を推進します。また、ひきこもりの状態にある人への支援として、専門の相談窓口による支援の充実を図ります。

取組項目

・若者の自立支援の推進

若者の社会的自立の促進に向けて、学力格差の解消や進学・就労の希望の実現に向けた支えとなるよう、中学校卒業生等への進路支援や、若者の職場体験を推進する取組などを実施するとともに、新たに高校中途退学者等を対象とした学習相談や学習支援の取組を実施します。また、困難を抱える若者の状況に応じたサポートを実施し、支援プログラムや他の専門機関との連携を通じた支援など、充実した相談支援体制により自立へ向けた支援を行います。

就労の支援としては、新卒未就職者や若年層の求職者等を対象とした研修や職場実習などの取組を実施します。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	若者の社会的自立促進事業（学習支援） ※再掲（施策2-2） 新規	学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指す学習相談及び学習支援を、平成30年度から新たに実施します。			
	【子】子ども育成部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
2	困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実 ※再掲（施策1-1） 【拡充】	若者支援施設において、ひきこもりやニート等困難を有する若者のための相談事業や、自立支援プログラムを実施するなど、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行います。 また、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」をはじめとする支援機関の連携により、困難を有する子ども・若者を速やかに適切な支援機関へとつなげられるよう取り組みます。			
	【子】子ども育成部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
3	公立大学法人札幌市立大学運営費交付金の交付（授業料の減免） 【拡充】	経済的困窮状態にある学生が、学費の不安を抱えることなく、勉学に集中できる環境を提供できるよう、札幌市立大学への運営費交付金において授業料の減免に係る費用を加味します。			
	【政】政策企画部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
4	中学校卒業業者等への進路支援事業	札幌市若者支援総合センターにおいて、中学校及び高等学校の卒業時や高等学校の中途退学時等の進路未定者に対し、進学や就労に向けた支援を行います。			
	【子】子ども育成部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
5	社会体験機会創出事業	ひきこもりやニート等困難を有する若者の職場体験やボランティア体験等の受入先となる企業の開拓等を行います。			
	【子】子ども育成部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
6	市立札幌大通高等学校支援事業	多様なニーズを有する大通高校の生徒に対して、企業や福祉機関等の外部機関と連携した就労支援などを行います。			
	【教】学校教育部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
7	フレッシュスタート塾事業	学校卒業後3年以内の新卒未就職者等を対象に、就職に必要な能力及び社会人基礎力を身につけてもらう研修や職場実習等を実施し、地元企業への早期の正社員就職を支援します。			
	【経】雇用推進部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
8	若年層ワークトライアル事業	概ね35歳以下の求職者及び非正規社員を対象に、就職に必要な能力及び社会人基礎力を身につけてもらう研修や職場実習等を実施し、市内企業への正社員及び正社員への転換が可能な早期の就職を支援します。			
	【経】雇用推進部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
9	就労支援コーディネーター派遣事業	児童養護施設等に入所中又は退所した児童や、里親・ファミリーホーム等に委託中又は委託解除された児童で、学校卒業を控えている児童等に対して「就労支援コーディネーター」を派遣し、卒業に向けたきめ細やかな就労支援を行います。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

10	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業	児童福祉施設等入所児童（里親委託児童を含む。）が、大学などに入学するため措置解除となる場合、60万円（年額）を限度額として措置解除後の生活費等を支給する取組を実施します。			
	【子）児童相談所】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
11	奨学金支給 ※再掲（施策2-2）	意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な学生又は生徒に対し、返還義務のない奨学金を支給します。			
	【教）学校教育部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
12	札幌市特別奨学金支給事業 ※再掲（施策2-2）	札幌市特別奨学金支給条例に基づき、経済的に困窮している世帯の子どもが技能習得を目的とした高等学校等に通うために必要な学資を支給します。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

・ひきこもり対策の充実

ひきこもりに特化した専門相談窓口である「ひきこもり地域支援センター」をはじめ、若者支援施設における自立支援事業、こころのセンターなどにおける精神保健相談等、関係機関同士が連携を図りながら、ひきこもりの状態にある人やその家族に対するきめ細かな相談支援を行っていきます。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
13	ひきこもり対策推進事業 【拡充】 ※再掲（施策1-1）	年齢や相談内容で区切ることのない、ひきこもり専門の相談窓口であるひきこもり地域支援センターを設置しています。さらに、ひきこもり状態にある人とその家族などが集まり支援を受けられる機会を設けるなど、誰もが安心して相談できる環境を整備していきます。			
	【子）子ども育成部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
14	思春期特定相談事業 ※再掲（施策1-1）	概ね12歳から20歳未満の不登校やひきこもり等の問題で困っている子どもやその家族、子どもを支援する専門職を対象に、こころのセンターにおいて、電話と来所（来所相談は予約制）による相談支援を行います。			
	【保）障がい保健福祉部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

基本施策 4 保護者の就労や生活基盤の確保

基本施策の方針

子どもの貧困対策に取り組むうえでは、子どもが抱える困難を一つひとつ解決していくことが大切となることは言うまでもありませんが、生活基盤の確保に向けた支援を通じて、世帯全体が抱える困難を解消するための取組もまた大変重要となります。

世帯の暮らし向きの安定に向けた保護者の就労等の支援とともに、各種手当の給付などにより、生活基盤の確保に向けた取組を推進します。

(関連する課題：【課題 4：生活基盤の確保における課題】)

施策 4-1 保護者の自立・就労の支援

施策の方向性

家庭生活の安定を図るうえでは、保護者が安定した職に就くことが基本であり、また、保護者が子どもに働く姿を示すことは、子どもが労働の価値や意味を学ぶなど、自立に向けたモデルとなる意味もあります。

世帯の暮らし向きの安定が図られるよう、保護者への就労支援を推進します。

取組項目

・保護者の自立・就労に向けた支援の推進

女性を対象とした、個々の環境やニーズに合わせた多様な働き方を実現するための支援に取り組めます。

また、ひとり親家庭向けの就職説明会の開催や、就職に有利な資格を取得するために養成機関に通った場合の給付金の支給などを通じたひとり親家庭の親への就労支援や、生活に困窮している世帯への就労支援に取り組めます。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	女性の多様な働き方支援 窓口運営事業 【拡充】	漠然と就職を考えているものの具体的な活動方法がわからず、就労支援施設の利用に踏み切れなかったり、何から始めれば良いかわからないような女性を対象として、子連れでも気軽に相談ができ、個々の環境やニーズに合わせた多様な働き方の実現に向けた支援が受けられる、女性のための総合就労相談施設を設置、運営します。			
	【経】雇用推進部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

2	ひとり親家庭就業機会創出事業 【拡充】	ひとり親家庭の就業を支援するため、ひとり親家庭の就業に理解がある企業を開拓し、就職の機会を提供する合同就職説明会を開催します。 合同就職説明会の開催回数を増やすなど、就業機会の拡充を図るとともに、幅広く制度の周知を行い利用の促進を図ります。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
3	高等職業訓練促進給付金事業 【拡充】	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得に係る養成機関に通った場合に給付金を支給します。 対象資格の追加などにより、利用の促進を図ります。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
4	高等職業訓練促進資金貸付事業	就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより、資格取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金の受給者に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行います。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
5	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職ができるよう、高卒認定試験合格のために講座（通信講座を含む。）を受け、これを終了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
6	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が、市が指定した職業能力開発目的の講座を受講した場合に、教育訓練終了後、給付金を支給します。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
7	就労ボランティア体験事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活保護受給者又は生活困窮者に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を支援するため、就労体験やボランティア活動の場を提供します。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
8	就労支援相談員	区保護課に配置した就労支援相談員が、就労可能な生活保護受給者に対して、職業相談や求人情報の収集及び提供等を行います。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
9	生活困窮者自立支援事業 ※再掲（施策1-1）	生活保護に至る前の段階での自立支援を実施するため、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口を設置し、就労の支援その他の自立に関する問題について、情報提供、支援計画の作成、支援計画に基づく就労支援などの支援を行います。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

施策 4-2 生活基盤の確保に向けた支援

施策の方向性

実態調査の結果から、子育て世帯においては、家計の状況がぎりぎりまたは赤字と回答した世帯が6割に上り、世帯の経済状況が子どもに影響を与えていることが確認されています。

子育て世帯への手当等の支給や住宅の確保の支援を通じて、生活基盤を確保することで子どもの暮らしを支えます。

取組項目

・世帯の生活基盤の確保に向けた支援の推進

児童手当や児童扶養手当をはじめとした各種手当の支給や、ひとり親家庭向けの貸付事業の実施などを通じて、子育て世帯の家計を支援します。

また、安心して子どもを生き育てられる環境づくりを進めるため、子育て世帯の住宅の確保を支援します。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 【拡充】	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等12種類の資金の貸付を行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行います。 また、貸付の種類追加についても検討します。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
2	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 (29年度新規)	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の円滑な入居を促進するための賃貸住宅について、登録制度の運用及び情報提供を進めます。			
	【都】市街地整備部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
3	児童手当	子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給します。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

4	児童扶養手当	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。				
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者	
5	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障がいをもつ20歳未満の児童を監護又は養育する方に特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。				
	【保）障がい保健福祉部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者	
6	災害遺児手当	交通事故、労働災害等その他不慮の災害により、父、又は母等を失った（重度障がいとなった場合を含む。）義務教育終了前の遺児を扶養する方に手当を支給するとともに、遺児が小・中学校及び高等学校に入学する際又は中学卒業後、就職する際に支度金を支給します。				
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者	
7	障害児福祉手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。				
	【保）障がい保健福祉部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者	
8	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方に対して、住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的に、住居確保給付金を支給します。				
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者	
9	アイヌ住宅建築費等貸付事業	札幌市に在住するアイヌの居住環境の整備改善を図るため、住宅の新築、改修、宅地取得の資金の貸付を行います。				
	【市）市民生活部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者	
10	市営住宅への優先入居	安心して子どもを生き育てられる居住環境づくりの一環として、市営住宅の入居申込みに際して、ひとり親世帯や多子世帯の当選確率が高まるように優遇措置を行います。 また、一部の市営住宅において、子育て家庭に配慮した募集を行います。				
	【都）市街地整備部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者	

基本施策5 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進

基本施策の方針

社会的養護を必要とする子ども、ひとり親家庭、生活保護世帯などは、特に困難を抱えやすい実態にあることを踏まえて、相談支援や学習支援、社会的自立に向けた支援など、子ども・世帯の生活状況等に応じたきめ細かな支援を推進します。

(関連する課題：【課題5：特に配慮を要する世帯への支援における課題】)

施策5-1 社会的養護を必要とする子どもへの支援

施策の方向性

社会的養護のもとで暮らす子どもは、原則として18歳までに、必要な場合であっても20歳到達により施設等を退所する必要があるが、自立生活を余儀なくされますが、退所し社会に出ていくにあたっては、保護者からの支援を受けることが困難な場合もあります。

社会的養護のもとで育つ子どもが、円滑に社会に出ていくことができるよう、入所中と退所後のそれぞれにおける支援を推進します。

また、関係機関との連携体制の構築や地域支援の充実などに取り組みます。

取組項目

・社会的養護を必要とする子どもへの支援の推進

平成29年4月に策定した「第2次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づく専門性の強化や連携体制の構築などの取組により、児童相談体制の強化を図ります。

児童養護施設に入所中の児童に対して学習の支援等を行うとともに、児童養護施設等で生活できる年齢を引き上げる取組の実施などを通じて、入所児童を支援します。また、入所児童への大学進学等にかかる給付を実施することで、退所後の暮らしを支援します。

このほか、虐待等の発生の未然防止を図るため、世帯へ支援員を派遣することで、地域での生活を支援します。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部	内容 / 主な対象
1 児童相談体制の強化 【拡充】 ※再掲（施策1-2） 【子】児童相談所	第2次札幌市児童相談体制強化プランに掲げる、専門性の強化や連携体制の構築などの取組により、児童相談体制の強化を図ります。
	乳幼児 小・中学生 高校生・若者 保護者

2	養育支援員派遣事業 (29年度新規) ※再掲(施策1-1)	養育状態の改善等が必要な世帯に支援員を派遣して、育児・家事援助を実施することで、在宅で継続的に支援する体制を強化し、児童虐待の発生防止に努めます。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
3	社会的養護自立支援事業 (29年度新規)	20歳到達により児童養護施設等の入所措置を解除された者等のうち、自立のため支援を継続して行うことが適当な場合において、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて、引き続き必要な支援を実施します。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
4	児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援 ※再掲(施策1-1)	児童相談所及び区役所家庭児童相談室では、18歳未満の子どもに関する様々な相談を受けており、児童虐待通報のほか、関係部署と連携して、子どもの心身の発達や対人関係、不登校、家庭内暴力など児童に関する各種相談に対応しています。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
5	児童家庭支援センターにおける相談支援 ※再掲(施策1-1)	児童家庭支援センターでは、地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っています。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
6	子ども安心ホットライン ※再掲(施策1-1)	24時間365日体制の「子ども安心ホットライン(子ども虐待相談)」を児童相談所内に開設しており、専門の電話相談員が相談支援を行っています。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
7	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業 ※再掲(施策3-1)	児童福祉施設等入所児童(里親委託児童を含む。)が、大学などに入学するため措置解除となる場合、60万円(年額)を限度額として措置解除後の生活費等を支給する取組を実施します。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
8	社会的養護体制整備事業	児童養護施設の小規模化やグループホーム設置等を支援し、児童一人ひとりに配慮した養育ができる環境を整えます。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
9	スタディメイト派遣事業 ※再掲(施策2-2)	児童養護施設に入所中の児童に対し、大学生などの有償ボランティアを派遣し、学習支援等を行います。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
10	就労支援コーディネーター派遣事業 ※再掲(施策3-1)	児童養護施設等に入所中又は退所した児童や、里親・ファミリーホーム等に委託中又は委託解除された児童で、学校卒業を控えている児童等に対して「就労支援コーディネーター」を派遣し、卒業に向けたきめ細やかな就労支援を行います。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
11	要保護児童対策地域協議会 ※再掲(施策1-2)	被虐待児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るため関係機関等が理解を深め、情報の交換や支援内容の協議を行うため要保護児童対策地域協議会を設置・運営しています。			
	【子】児童相談所	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

施策5-2 ひとり親家庭への支援

施策の方向性

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、子育て、家事、仕事など、生活全般で様々な困難を抱えています。

また、ひとり親家庭の子どもにとって、親との離別という経験は精神面に与える影響が大きく、さらに生活環境の変化などが重なることで、学習や進学に対する不安や、生活面での不安など、様々な悩みを抱えがちとなることから、成長過程において十分な配慮が必要とされます。

ひとり親家庭の抱える多岐にわたる課題に対する、個々の状況に応じた総合的な支援を推進します。

取組項目

・ひとり親家庭への支援の推進

ひとり親家庭向けの就職説明会の開催や、就職に有利な資格を取得するために養成機関に通った場合の給付金の支給などを通じて、就労支援の充実を図ります。

また、ひとり親家庭に向けた各種制度の認知度の向上に向けて、利用者目線に立った広報の充実に取り組みます。

ひとり親家庭への生活援助や生活相談支援、ひとり親家庭の児童への学習支援の実施とともに、医療費の負担軽減や、児童扶養手当の支給などにより、広く生活面を支えます。

<新規・拡充の取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	ひとり親家庭就業機会創出事業 【拡充】 ※再掲（施策4-1）	ひとり親家庭の就業を支援するため、ひとり親家庭の就業に理解がある企業を開拓し、就職の機会を提供する合同就職説明会を開催します。 合同就職説明会の開催回数を増やすなど、就業機会の拡充を図るとともに、幅広く制度の周知を行い利用の促進を図ります。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
2	高等職業訓練促進給付金事業 【拡充】 ※再掲（施策4-1）	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得に係る養成機関に通った場合に給付金を支給します。 対象資格の追加などにより、利用の促進を図ります。			
	【子】子育て支援部	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

3	必要な支援策を届ける広報の充実 【拡充】 ※再掲（施策 1-2）	困難を抱えている子ども・世帯に向けた各種制度や相談窓口、支援機関の認知度の向上に向けて、情報が得やすく、必要としている方に確実に届く、受け手の目線に立った広報の充実を図ります。具体的には、児童扶養手当の対象世帯に支援制度の案内を一斉送付することなどを検討します。
	【関係部】	乳幼児 小・中学生 高校生・若者 保護者
4	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 【拡充】 ※再掲（施策 4-2）	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等 12 種類の資金の貸付を行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行います。また、貸付の種類追加についても検討します。
	【子】子育て支援部】	乳幼児 小・中学生 高校生・若者 保護者

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
5	高等職業訓練促進資金貸付事業 ※再掲（施策 4-1）	就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより、資格取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金の受給者に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行います。			
	【子】子育て支援部】	乳幼児 小・中学生 高校生・若者 保護者			
6	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ※再掲（施策 4-1）	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職ができるよう、高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む。）を受け、これを終了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。			
	【子】子育て支援部】	乳幼児 小・中学生 高校生・若者 保護者			
7	自立支援教育訓練給付金事業 ※再掲（施策 4-1）	ひとり親家庭の親が、市が指定した職業能力開発目的の講座を受講した場合に、教育訓練終了後、給付金を支給します。			
	【子】子育て支援部】	乳幼児 小・中学生 高校生・若者 保護者			
8	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の親が、就職活動や疾病等により日常生活を営むのに支障がある場合などに家庭生活支援員を派遣し、生活援助を行います。			
	【子】子育て支援部】	乳幼児 小・中学生 高校生・若者 保護者			
9	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 ※再掲（施策 2-2）	ひとり親家庭の児童（小学校 3 年生から中学校 3 年生）に対し、学習支援（市内 10 区の会場で実施）により学習習慣を身につかせるとともに基礎的な学力の向上を図り、また進学や進路等の相談を通じてひとり親家庭の不安感を解消し、ひとり親家庭の自立を促進します。			
	【子】子育て支援部】	乳幼児 小・中学生 高校生・若者 保護者			
10	ひとり親家庭支援センター等運営	ひとり親家庭の一般的な生活相談をはじめ、専門家による法律相談等を実施するとともに、資格取得講習会や就業情報の提供から職業紹介に至る一貫した就業支援サービスを実施します。			
	【子】子育て支援部】	乳幼児 小・中学生 高校生・若者 保護者			
11	母子生活支援施設運営	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、生活、住宅、就職等解決困難な問題をもっているため、児童の福祉に欠ける場合に、その女子と児童を保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援します。			
	【子】子育て支援部】	乳幼児 小・中学生 高校生・若者 保護者			

12	保育所等の利用調整 ※再掲（施策 2-1）	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点します。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
13	ひとり親家庭等医療費助成 ※再掲（施策 2-1）	ひとり親家庭の 20 歳未満の子の入院・通院及びひとり親家庭の親の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の 1 割を除いた金額を助成します。			
	【保）保険医療部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
14	児童扶養手当 ※再掲（施策 4-2）	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
15	養育費確保の推進	母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターによる養育費や面会交流に関する相談を実施します。 また、ホームページやパンフレット等の媒体を用いて、養育費や面会交流に関する広報・啓発活動を推進します。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
16	市営住宅への優先入居 ※再掲（施策 4-2）	安心して子どもを生み育てられる居住環境づくりの一環として、市営住宅の入居申込みに際して、ひとり親世帯や多子世帯の当選確率が高まるように優遇措置を行います。 また、一部の市営住宅において、子育て家庭に配慮した募集を行います。			
	【都）市街地整備部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

施策5-3 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援

施策の方向性

生活保護世帯への必要な保護の実施と自立へ向けた支援を実施するとともに、生活に困窮する世帯への個々の状況に応じた支援により、世帯の暮らしを支えます。

取組項目

・生活保護世帯、生活困窮世帯への支援の推進

生活保護世帯に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、保護者への就労支援など自立に向けた支援を行います。

また、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を早期に把握し、一人ひとりの状況に応じて、相談支援や就労支援など自立へ向けた支援を行います。

さらに、貧困が連鎖することのないよう、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもの学習習慣の定着や自己肯定感を持てるような居場所の提供に取り組みます。

<継続する主な取組>

事業・取組 / 担当部		内容 / 主な対象			
1	生活保護	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を行います。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
2	就労支援相談員 ※再掲（施策4-1）	区保護課に配置した就労支援相談員が、就労可能な生活保護受給者に対して、職業相談や求人情報の収集及び提供等を行います。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
3	生活困窮者自立支援事業 ※再掲（施策1-1、4-1）	生活保護に至る前の段階での自立支援を実施するため、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口を設置し、就労の支援その他の自立に関する問題について、情報提供、支援計画の作成、支援計画に基づく就労支援などの支援を行います。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
4	生活困窮者自立支援事業 （住居確保給付金） ※再掲（施策4-2）	離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方に対して、住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的に、住居確保給付金を支給します。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
5	就労ボランティア体験事業 ※再掲（施策4-1）	直ちに一般就労への移行が困難な生活保護受給者又は生活困窮者に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を支援するため、就労体験やボランティア活動の場を提供します。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

6	札幌まなびのサポート事業 ※再掲(施策2-2)	生活困窮世帯の中学生の子どもに対し、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援事業を実施します。			
	【保）総務部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
7	保育所等の利用調整 ※再掲(施策2-1、5-2)	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点します。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者
8	実費徴収に係る補足給付事業 ※再掲(施策2-1)	保育・教育に必要な物品の購入に要する費用等を各施設・事業者が実費徴収する場合に、国の制度に合わせて生活保護世帯に助成します。			
	【子）子育て支援部】	乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者

第5章 計画の推進について

1 成果指標の設定による計画の推進状況の把握

成果指標の設定は、進捗の把握だけでなく、点検・評価による施策の改善にもつながるなど、計画の実効性を高めるための一つの手立てとなります。

この計画では、基本施策ごとに指標を設定し、その数値変化の傾向を確認することで実効性を把握し、必要な施策の検討などにつなげていきます。

基本施策1 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

指標	現状値	目標値
区役所の相談窓口子育てや生活について相談する方法を知らなかった世帯の割合	6.0% (平成28年度)	0% (平成34年度)
妊娠・出産や子育てについて相談相手や情報収集手段があり、相談等により不安や負担が軽減されている人の割合	57.3% (平成28年度)	65.0% (平成34年度)

基本施策2 子どもの育ちと学びを支える取組の推進

指標	現状値	目標値
子どもを生き育てやすい環境だと思う人の割合	56.1% (平成28年度)	80.0% (平成34年度)
子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合	56.9% (平成28年度)	70.0% (平成34年度)

基本施策3 困難を抱える若者を支える取組の推進

指標	現状値	目標値
困難を抱える若者が自立に向けて支援機関を利用し職業訓練への参加や進路決定をした割合	43.9% (平成28年度)	60.0% (平成34年度)

基本施策4 保護者の就労や生活基盤の確保

指標	現状値	目標値
子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合	62.6% (平成28年度)	50.0% (平成34年度)
ひとり親家庭の親（母子家庭）の就業者に占める正規の職員の割合	35.8% (平成28年度)	45.0% (平成34年度)

基本施策5 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進

指標	現状値	目標値
市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合	62.6% (平成28年度)	70.0% (平成34年度)
今後の生活に不安があるひとり親家庭（母子家庭）の割合	88.0% (平成29年度)	80.0% (平成34年度)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	97.5% (平成28年度)	一般世帯の進学率※ (平成34年度)

※ 平成28年度の札幌市における一般世帯（生活保護世帯を除く。）の進学率は99.3%

2 子どもの貧困の現状と、対策の取組の普及啓発の推進

子どもの貧困対策は、行政だけの取組では限りがあるため、市民の幅広い理解と協力のもとに進めていくことが欠かせません。

このため、実態調査の結果などから見える子どもの貧困の現状と、この計画で整理した対策の取組などを広く市民と共有し、子どもの貧困対策への理解や意識を深めてもらう取組を通じて、子どもの貧困対策を一過性のものにすることなく、札幌のまち全体で取り組む機運の醸成につなげていきます。

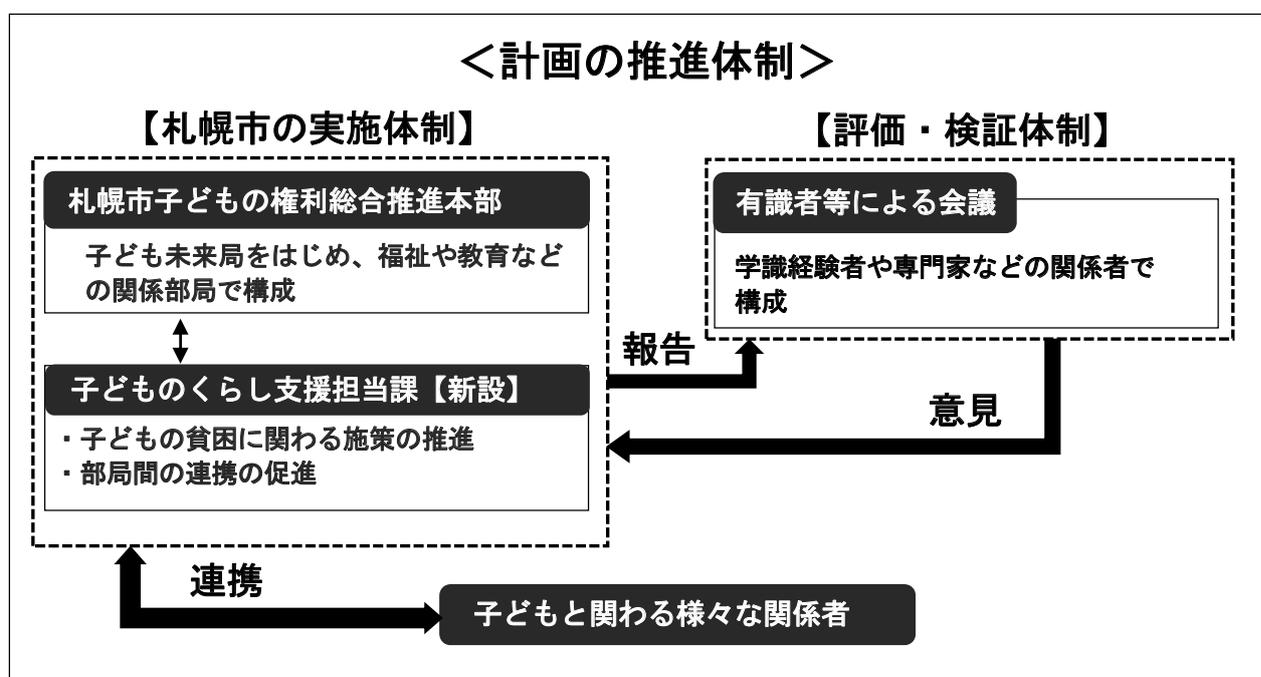
3 計画を推進するための実施体制

子どもの貧困に関わる有識者などからなる会議において、本計画に基づく施策の取組状況や効果等を検証し、必要に応じて施策の充実や見直しを図っていきます。

また、札幌市が子どもの貧困対策を進めるうえで、関係部局がそれぞれ子どもの貧困対策の視点を持ち、かつそれらを横断的につなげていく推進体制が重要となります。

そのため、子どもの貧困対策を専門に担当する「子どものくらし支援担当課」を平成30年度から新たに設置し、子どもの貧困に関わる施策の推進や、部局間の連携の促進などに取り組みます。

さらに、子ども施策を一元的に担う子ども未来局をはじめ、福祉や教育などの関係部局で構成する「札幌市子どもの権利総合推進本部」によって、関係部局が一丸となって子どもの貧困対策に取り組んでいきます。



4 子どもの貧困に関わるデータや情報の収集による実態把握

この計画の策定にあたり、実態把握のためのアンケート調査などを行いました。

今後も、計画を推進していくうえで必要なデータ等の収集を行い、生活実態やニーズを把握しながら、必要な施策の検討を行います。

参考資料

1 附属機関における審議について

(1) 札幌市子ども・子育て会議

本会議は、札幌市の子ども・子育て支援に関する協議のために、「札幌市子ども・子育て会議条例」に基づき設置された附属機関です。子育て当事者や子ども・子育て支援に携わる関係者、学識経験者などから構成されています。

子どもの貧困対策計画の策定にあたっては、本会議のもとに設置する「児童福祉部会」を作業部会として、計画案等について幅広く検討を行っていただきました。

【子ども・子育て会議委員名簿】

(正副会長を除き五十音順、敬称略)

	氏名	職業等	備考
会長	金子 勇	神戸学院大学現代社会学部教授	
副会長	梶井 祥子	札幌大谷大学社会学部教授	
	○松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院教授	
委員	安藤 慎也	札幌市PTA協議会理事（白石区PTA連合会会長）	
	○上田 厚子	札幌市母子寡婦福祉連合会理事長	～H29.6
	内山 真理子	公募委員	H29.9～
	枝村 正人	札幌市医師会理事	
	大久保 薫	さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オールセンター長	～H29.8
	岡田 光子	北海道子育て支援ワーカーズ代表理事	
	香川 美由紀	公募委員	H29.9～
	加藤 欽也	札幌商工会議所政策委員長	～H29.3
	菊地 秀一	札幌市私立保育園連盟会長	
	北川 聡子	札幌市自立支援協議会子ども部会部会長	H29.9～
	齋藤 寛子	公募委員	～H29.8
	品川 ひろみ	札幌国際大学短期大学部教授	
	芝木 捷子	札幌市私立幼稚園連合会理事	～H29.8
	柴田 田鶴子	川沿あすなろ児童育成会代表	
	下村 勝子	札幌市民生委員児童委員協議会 札幌市主任児童委員連絡会代表幹事	
	須藤 桃代	北海道科学大学保健医療学部教授	～H29.8
	○高橋 司	弁護士	
	巽 佳子	公募委員	H29.9～
	○田中 貞美	札幌市里親会会長	
	○富岡 美織	札幌市私立保育園連盟副会長	～H29.6
	中村 みどり	札幌市私立幼稚園連合会副会長	H29.9～
	野寺 克美	札幌市小学校長会会長	H29.9～
	○秦 直樹	札幌市児童養護施設協議会会長	
林 進一	札幌市清田区青少年育成委員会連絡協議会議長	～H29.7	
平野 直己	北海道教育大学札幌校准教授		
前田 元照	札幌市私立幼稚園連合会会長		
正岡 経子	札幌医科大学助産学専攻科兼保健医療学部教授	H29.9～	

	氏名	職業等	備考
委員	松田 秀夫	札幌市青少年育成委員会連絡協議会副議長	H29.7～
	松本 直子	公募委員	～H29.8
	○三浦 幸生	北海道警察本部生活安全部管理官（人身安全対策）	H29.4～
	○水岡 路代	札幌市私立保育園連盟副会長	H29.6～
	三井 有希子	全国認定こども園協会理事	
	水戸 康智	札幌商工会議所さっぽろ成長戦略推進特別委員会委員	H29.3～
	○桃野 秀之	北海道警察本部少年課少年サポートセンター所長	～H29.4
	○箭原 恭子	札幌市母子寡婦福祉連合会理事長	H29.6～
	山田 暁子	弁護士	
	吉田 賢一	連合北海道札幌地区連合会事務局長	
	○若松 尚代	札幌市中学校長会庶務幹事	
	渡辺 元	札幌市小学校長会会長	～H29.8

※ ○は児童福祉部会（基本委員）所属の委員

【「札幌市子どもの貧困対策計画」の策定に係る児童福祉部会委員名簿】

（部会長を除き五十音順、敬称略）

	氏名	職業等	備考
基本委員	部会長 松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院教授	
	委員 上田 厚子	札幌市母子寡婦福祉連合会理事長	～H29.6
	委員 高橋 司	弁護士	
	委員 田中 貞美	札幌市里親会会長	
	委員 富岡 美織	札幌市私立保育園連盟副会長	～H29.6
	委員 秦 直樹	札幌市児童養護施設協議会会長	
	委員 三浦 幸生	北海道警察本部生活安全部管理官（人身安全対策）	H29.4～
	委員 水岡 路代	札幌市私立保育園連盟副会長	H29.6～
	委員 桃野 秀之	北海道警察本部少年課少年サポートセンター所長	～H29.4
	委員 箭原 恭子	札幌市母子寡婦福祉連合会理事長	H29.6～
	委員 若松 尚代	札幌市中学校長会庶務幹事	
	臨時委員	委員 佐藤 至英	北翔大学教授
委員 鈴木 恵一		市立札幌大通高等学校校長	
委員 須藤 桃代		北海道科学大学保健医療学部教授	～H29.8
委員 正岡 経子		札幌医科大学助産学専攻科兼保健医療学部教授	H29.9～
委員 村尾 政樹		公益財団法人あすのば事務局長	
臨時委員 （実態調査検討ワーキング）	委員 大澤 真平	札幌学院大学准教授	
	委員 加藤 弘通	北海道大学大学院教育学研究院准教授	
	委員 川田 学	北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター准教授	
	委員 鳥山 まどか	北海道大学大学院教育学研究院准教授	

※ 計画策定に係る児童福祉部会の委員は、子ども・子育て会議の委員から8名を基本委員として選出し、他8名を臨時委員として選任しています。

【子ども・子育て会議の開催状況】

	開催日	主な審議内容
第1回	平成28年9月15日	・計画策定に係る実態調査の実施について
第2回	平成29年2月3日	・計画策定に係る実態調査結果の中間報告について
第3回	平成29年9月1日	・計画策定に係る実態調査の実施結果について ・計画の素案概要について
第4回	平成30年1月23日	・計画案について

【「札幌市子どもの貧困対策計画」の策定に係る児童福祉部会の開催状況】

	開催日	主な審議内容
第1回	平成28年6月27日	・計画策定の概要について ・計画策定に係る実態調査の概要について
第2回	平成28年9月5日	・計画策定に係る実態調査の実施について
第3回	平成29年2月3日	・計画策定に係る実態調査結果の中間報告について
第4回	平成29年8月31日	・計画策定に係る実態調査の実施結果について ・計画の素案概要について
第5回	平成29年12月12日	・計画案について
第6回	平成30年3月16日	・最終計画案について

(2) 札幌市子どもの権利委員会

本委員会は、札幌市における子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するために、「子どもの権利条例」に基づき設置された附属機関です。子どもの権利の保障に携わる学識経験者や関係者、高校生を含む公募委員などから構成されています。

本委員会では、子どもの権利の保障等の観点から、計画案等について意見をいただきました。

【子どもの権利委員会委員名簿】

(正副委員長を除き五十音順、敬称略)

	氏名	職業等	備考
委員長	千葉 卓	北海学園大学名誉教授	
副委員長	橋本 敏昭	札幌市中学校長会事務局次長	
委員	朝倉 靖	札幌弁護士会子どもの権利委員会委員長	
	飯田 雅子	公募委員	
	加藤 信行	北海学園大学教授	
	川嶋 英輝	札幌市小学校長会副会長	~H29.5
	木村 こはく	公募委員	
	工藤 有希	公募委員	
	國兼 達輝	公募委員	
	桑原 由美子	札幌市PTA協議会副会長	
	佐々木 花鈴	公募委員	
	鈴木 利勝	札幌市民生委員児童委員協議会理事	~H29.5
	高津 ひろみ	札幌児童養護施設協議会	

	氏名	職業等	備考
委員	田中 敦	札幌市主任児童委員連絡会幹事	H29.5～
	津田 安彦	札幌市小学校長会副会長	H29.5～
	堀内 仁志	公募委員	
	丸岡 里香	北翔大学教授	

【子どもの権利委員会の開催状況】

	開催日	主な審議内容
第1回	平成29年2月16日	・計画策定に係る実態調査結果の中間報告について
第2回	平成29年10月3日	・計画策定に係る実態調査の実施結果について ・計画の素案概要について
第3回	平成30年1月30日	・計画案について

(3) 附属機関における審議で出された主な意見の概要

- 札幌市としてこの計画でどこに重点を置いて取り組んでいくのか、ということを表すべき。
- 新規や拡充の項目が、札幌市としてこれから取り組んでいくことを表している意味があると思うので、掲載の仕方に工夫があれば良い。
- 相談支援体制の強化を考えるとときには、小学校区、中学校区ぐらいの規模の地域を念頭に置いてネットワークづくりを考えることが重要ではないか。
- 支援機関や団体等との連携促進はとても大事なところであり、連携体制をコーディネートする仕組みや体制づくりに取り組んでいくべき。
- 医療や保健、福祉などで個別に相談があるところをどのように横につなげることができるか、ということが重要ではないか。
- 子どもの進路を子ども自身がつくっていくことを手助けできるような仕組みが必要ではないか。
- 子どもや世帯を支援に結びつけていくために、寄り添っていく存在が重要。
- 困難を抱えている子どもや保護者が安心して支援につながるような工夫が必要ではないか。
- 計画を推進する庁内外の体制づくりが重要であり、その強化を盛り込むべき。
- 取組の実施状況の検証にあたっては、外部の有識者などを交えた体制で行っていくべき。
- 計画の推進状況を把握する指標の設定は重要であり、項目や目指すべき水準についてよく検討すべき。

2 市民フォーラムの開催

計画の策定にあたり、子どもの貧困対策について考えるフォーラムを開催し、広く市民の方に参加をいただきました。

(1) 参加者

子どもの貧困に関心のある方 約 350 名

(2) 開催概要

日時：平成 29 年 12 月 16 日（土）

会場：北海道大学 学術交流会館 講堂

主催：北海道、札幌市、北海道大学大学院教育学研究院

内容：

①報告「調査からみる子どもの貧困」

北海道大学・北海道と札幌市が実施した実態調査結果の報告

②パネルディスカッション「北海道の子どもの貧困対策を考える」

実態調査結果を基に、行政担当者、研究者、市民活動の立場から報告し、子どもの貧困対策のあり方を探る。

3 パブリックコメント手続

計画案について、平成30年2月7日から3月8日までの30日間、市民の皆様からのご意見を募集しました。

併せて、同期間でキッズコメントとして、子どもの意見募集用小冊子を小中学校や児童会館などに配布し、子どもからの意見を広く募集しました。

なお、ご意見の概要と、それに対する札幌市の考え方については、別冊「札幌市子どもの貧困対策計画 パブリックコメント意見集」に掲載しています。

(1) 意見募集実施の概要

ア 意見募集期間

平成30年2月7日（水）～3月8日（木）まで

イ 意見提出方法

郵送、持参、FAX、電子メール

ウ 資料の配布・閲覧場所

- ・ 札幌市役所本庁舎（2階市政刊行物コーナー）
- ・ 子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
- ・ 各区役所（総務企画課広聴係、健康・子ども課）
- ・ 各まちづくりセンター
- ・ 札幌市若者支援施設（若者支援総合センター、若者活動センター）
- ・ 札幌市内の小中学校【子どもの意見募集用小冊子】
- ・ 札幌市内の児童会館【子どもの意見募集用小冊子】
- ・ 札幌市ホームページ など

(2) パブリックコメント（大人の意見）の内訳

ア 意見提出者数・意見件数

53人（団体2を含む）、174件

イ 年代別内訳

年代	19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明	合計
人数	9人	9人	3人	5人	6人	8人	0人	13人	53人
件数	12件	31件	12件	11件	56件	23件	0件	29件	174件

ウ 提出方法別内訳

提出方法	郵送	持参	FAX	電子メール	合計
提出者数	1人	32人	5人	15人	53人
構成比	1.9%	60.4%	9.4%	28.3%	100%

エ 意見内訳

分類	件数	構成比
第1章 計画の策定について	3件	1.7%
第2章 本市の子どもの貧困等の状況	0件	0%
第3章 本市の子どもの貧困対策	0件	0%
第4章 施策の展開	164件	94.3%
基本施策1 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進		
施策1-1 気づき、働きかけによる相談支援体制の充実	(22件)	(12.6%)
施策1-2 地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進	(11件)	(6.3%)
基本施策2 子どもの育ちと学びを支える取組の推進		
施策2-1 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援	(11件)	(6.3%)
施策2-2 子どもの学びの支援	(47件)	(27.0%)
施策2-3 子どもの居場所づくり・体験活動の支援	(14件)	(8.0%)
基本施策3 困難を抱える若者を支える取組の推進		
施策3-1 社会的自立に向けた支援	(14件)	(8.0%)
基本施策4 保護者の就労や生活基盤の確保		
施策4-1 保護者の自立・就労の支援	(0件)	(0%)
施策4-2 生活基盤の確保に向けた支援	(5件)	(2.9%)
基本施策5 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進		
施策5-1 社会的養護を必要とする子どもへの支援	(1件)	(0.6%)
施策5-2 ひとり親家庭への支援	(16件)	(9.2%)
施策5-3 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援	(7件)	(4.0%)
その他の意見	(16件)	(9.2%)
第5章 計画の推進について	5件	2.9%
計画全体に関する意見	2件	1.1%
合 計	174件	100%

※ 札幌市子どもの貧困対策計画（案）の構成に沿って分類。

※ （ ）内は、括弧なし数字の内数。

※ 数値の単位未満の算出方法は四捨五入としたため、合計数値と内訳の累計値とは一致しない場合がある。

(3) キッズコメント（子どもの意見）の内訳

ア 意見提出者数・意見件数

90人、286件

イ 学年別内訳

学年	小学			中学			合計
	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	
人数	1名	32名	19名	8名	9名	21名	90名

ウ 意見内訳

分類	件数	構成比
どうして今、「子どもの貧困対策」が必要なの？	26件	9.1%
札幌市の現状	79件	27.6%
計画で目指すこと	18件	6.3%
計画で取り組むこと	142件	49.7%
1 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組	(38件)	(13.3%)
2 子どもの育ちと学びを支える取組	(54件)	(18.9%)
3 困難を抱える若者を支える取組	(19件)	(6.6%)
4 保護者の就労や生活基盤の確保	(13件)	(4.5%)
5 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組	(18件)	(6.3%)
計画全体に関する意見	21件	7.3%
合計	286件	100%

※ 札幌市子どもの貧困対策計画（案）（小学4年生～中学3年生向け）の構成に沿って分類。

※ （ ）は、括弧なし数字の内数。

※ 数値の単位未満の算出方法は四捨五入としたため、合計数値と内訳の累計値とは一致しない場合がある。

(4) 意見に基づく当初案からの変更点

市民の皆様からいただいたご意見を基に、当初案から一部変更いたしました。また、他のご意見についても、計画を推進するうえで可能な限り取り入れていきます。

No.	意見の概要	修正内容
1	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条例が具体的にどこに活かされているのかが分からない。子どもにとって分かりやすい、直接的に子どもに関わる施策をつくるのが、権利条例を持つ札幌市らしい子どもの貧困対策計画になるのではないか。 ・貧困の根源に権利の否定が考えられるとするなら、権利の視点を学ぶことが一番の貧困対策になるのではないか。 (パブリックコメント) ・基本理念や、子どもの権利条例で決まっていることは、本当に必要なことで大切だと思う。 (キッズコメント) 	<p>≪計画書P5≫ 札幌市子どもの貧困対策計画では、子どもの権利条例の趣旨を踏まえながら、取組を進めていきます。 ↓ 札幌市子どもの貧困対策計画では、<u>第一に子どもに視点を置いて、子どもの権利条例で定める安心して生きる権利や豊かに育つ権利など、4つの権利の趣旨を踏まえ、取組を進めていきます。</u></p> <p>≪計画書P40≫ 【子どもの貧困への理解の促進】 困難を抱えている子ども・世帯を把握し、必要な支援に結びつけるための体制をより推進するために、日ごろから子どもと関わる関係者に対して、子どもの貧困への理解を深めるための研修や啓発を実施します。 ↓ 困難を抱えている子ども・世帯を把握し、必要な支援に結びつけるための体制をより推進するために、日ごろから子どもと関わる様々な関係者をはじめ、広く市民に対して、子どもの貧困の現状やその対策など、子どもの貧困への関心や理解を深めるための研修や啓発を実施します。 <u>併せて、子どもの権利の普及啓発の推進にも取り組みます。</u></p>
市の考え方	子どもの権利条例を持つ札幌市として、子どもの権利保障の観点を踏まえた、子どもの貧困対策の普及啓発の推進を図ることが大切であると考えております。 ご意見を踏まえ、より具体的な取組内容へと文言を修正しました。	

No.	意見の概要	修正内容
2	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの困難を抱えた家庭では、必要な情報も伝わらず、必要な支援を受けていないことも多くあるので、乳幼児期に限らず訪問型の支援が必要。 ・就学前（重たい事例になる前）に、個々の家庭の困難な部分に「気づく人」と、そこにつながる「機関」が必要。 (パブリックコメント) ・困っている人が自分から相談することは難しいと思う。 	<p>≪計画書P40≫ 【困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し必要な支援に結びつける体制の強化】 困難を抱えていても必要な支援に結びついていない子どもやその世帯を、地域や関係機関との連携により早期に把握し、対象となる世帯に寄添いながら必要な支援に結びつける体制を、より強化するための仕組みを構築します。 ↓ 困難を抱えていても必要な支援に結びついていない子どもやその世帯を早期に把握し、<u>支援に結びつける体制強化に取り組みます。</u> <u>平成30年度は、子どもと関わる様々な関係者と連携体制を構築しながら、困難を抱えている子どもやその世帯を把握し、対象となる世帯に寄り添いながら、適切な支援につなげるコーディネーターを配置するモデル事業を</u></p>

	(キッズコメント)	施します。
市の考え方	札幌市ではこの計画に基づき、平成 30 年度に、困難を抱えている子どもやその世帯を早期に把握し、寄り添いながら適切な支援につなげるコーディネーターを配置するモデル事業の実施を予定しており、実施にあたっては、抱えている困難に気づき、寄り添いながら支援に取り組むことが重要だと考えています。 ご意見を踏まえ、モデル事業の具体的な内容について、文言を追加しました。	

No.	意見の概要	修正内容
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本では相対的貧困率の認知度が著しく低いのが現状。そのためまずは、相対的貧困率への関心を高めるべく啓発を促す必要がある。 ・ 子どもと関わる関係者の理解を深めるだけでなく、関係者以外の人たちが現状を知るための啓発活動を積極的に行ってほしい。(パブリックコメント) ・ 資料を見て、初めて子どもの貧困対策の取組を知った。一つひとつ大切に良い考えなので、もっと広めていったほうが良いと思う。(キッズコメント) 	<p>《計画書P40》</p> <p>【子どもの貧困への理解の促進】</p> <p>困難を抱えている子ども・世帯を把握し、必要な支援に結びつけるための体制をより推進するために、日ごろから子どもと関わる関係者に対して、子どもの貧困への理解を深めるための研修や啓発を実施します。</p> <p>↓</p> <p>困難を抱えている子ども・世帯を把握し、必要な支援に結びつけるための体制をより推進するために、日ごろから子どもと関わる<u>様々な関係者をはじめ、広く市民</u>に対して、<u>子どもの貧困の現状やその対策など</u>、<u>子どもの貧困への関心や理解を深めるための研修や啓発を実施</u>します。</p> <p>併せて、子どもの権利の普及啓発の推進にも取り組みます。</p>
市の考え方	子どもの貧困対策は、行政だけでの取組では限りがあるため、市民の皆様の幅広い理解と協力のもとに進めていくことが欠かせないものと認識しております。 ご意見を踏まえ、子どもの貧困への理解の促進について、より具体的な取組内容を追記しました。	

No.	意見の概要	修正内容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスを受ける手続きをするときに、長い時間や高い能力が必要とならないようにしてほしい。 ・ 諸制度、諸施策の利用手続きの利便性や周知のさらなる工夫が必要。援助を受けることが権利として保障されていることを知らせ、ポジティブなイメージを持てるような周知の方法を検討してほしい。(パブリックコメント) 	<p>《計画書P45》</p> <p>さらに、困難を抱えている子ども・世帯が必要とする情報を得られるよう、受け手の目線に立った広報を展開します。</p> <p>↓</p> <p>さらに、困難を抱えている子ども・世帯が必要とする情報を得られるよう、受け手の目線に立った広報を展開するとともに、<u>利用者の利便性の向上という視点を大切にしながら取り組みます。</u></p>
市の考え方	利用者の利便性の向上を図ることは、重要な視点であると認識しています。 ご意見を踏まえ、利用者の利便性の向上という視点を大切にしながら取り組むことを明記しました。	

No.	意見の概要	修正内容
5	・連携する仕組みの中に、関係する大学や市民団体も入れるべき。 (パブリックコメント)	<p>《計画書P45》</p> <p>【地域における支援機関や団体等との連携促進】</p> <p>地域における様々な支援機関、子どもの居場所づくりに取り組む団体等とのネットワークの形成など、一層の連携に向けた取組を推進します。</p> <p>↓</p> <p>地域における様々な支援機関、子どもの居場所づくりに取り組む団体等とのネットワークの形成、<u>また市民団体や大学との情報交換など、子どもの貧困に関わる関係機関との一層の連携に向けた取組を推進します。</u></p>
市の考え方	<p>この計画の策定に向けて、札幌市では、これまでも市民団体や大学との情報交換などを通じた連携を図ってきたところであり、計画策定後も一層連携を図っていきたいと考えております。</p> <p>ご意見を踏まえて、市民団体や大学など、子どもの貧困に関わる関係機関との一層の連携について、追記しました。</p>	

No.	意見の概要	修正内容
6	・困窮度が高いほど、情報を集める時間も手段もないので、児童扶養手当申請時など、各種手続きの際に分かりやすく書かれてある冊子などを渡すようにしてほしい。 (パブリックコメント)	<p>《計画書P45、P68》</p> <p>【必要な支援策を届ける広報の充実】</p> <p>困難を抱えている子ども・世帯に向けた各種制度や相談窓口、支援機関の認知度の向上に向けて、ひとり親家庭に向けたパンフレット等の作成を検討するなど、情報が得やすく、必要としている方に確実に届く、受け手の目線に立った広報の充実を図ります。</p> <p>↓</p> <p>困難を抱えている子ども・世帯に向けた各種制度や相談窓口、支援機関の認知度の向上に向けて、<u>情報が得やすく、必要としている方に確実に届く、受け手の目線に立った広報の充実を図ります。具体的には、児童扶養手当の対象世帯に支援制度の案内を一斉送付することなどを検討します。</u></p>
市の考え方	<p>札幌市が行った実態調査からも、困難を抱えている世帯ほど、子育てに関する制度や相談先を知らないといった傾向にあることが確認されるなど、支援制度の認知度の向上が重要だと考えています。</p> <p>新たにひとり親家庭の方を対象としたパンフレットを作成し、離婚届の提出時に配布することや、児童扶養手当の対象世帯に支援制度の案内を一斉送付することなど、必要な情報を確実に伝える取組を行い、認知度の向上に努めてまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ、計画書の記載を一部変更しました。</p>	

No.	意見の概要	修正内容
7	・子どもの居場所づくりの推進について、民間の子ども食堂や学習支援とともに、民間の学童保育についてもふれ、文言を加えるべき。 (パブリックコメント)	<p>《計画書P55》</p> <p>また、子どもの放課後の居場所である児童会館やミニ児童会館においては、遊びや体験活動等の様々な活動を通じた子どもの健全育成を図るとともに、既存の児童会館・ミニ児童会館を、小学校などと併設した児童会館として再整備を進め、子どもの居場所の充実を図ります。</p> <p>↓</p> <p>また、子どもの放課後の居場所である児童会館やミニ児童会館においては、遊びや体験活動等の様々な活動を通じた子どもの健全育成を図るとともに、既存の児童会館・ミニ児童会館を、小学校などと併設した児童会館と</p>

		して再整備を進めます。さらに、民間児童育成会等とも連携を図りながら、子どもの居場所の充実を図ります。
市の考え方	子どもの居場所づくりの推進について、引き続き民間の放課後児童クラブ（学童保育）と連携を図りながら行っていきますので、いただいたご意見を踏まえて計画書の記載を追加しました。	

No.	意見の概要	修正内容
8	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭以外に居場所があることが大切で、話を聞いてくれる人が必要。子どもたちの身近な居場所づくりについて計画に入れてほしい。（パブリックコメント） ・放課後の居場所づくりはとても良い。子どもは居場所があったら安心できる。（キッズコメント） 	<p>《計画書P55》</p> <p>【地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組】</p> <p>また、地域における子どもの居場所づくりへの効果的な支援策を検討します。</p> <p>↓</p> <p>また、<u>子どもにとって身近で、安心できる地域における居場所づくりの推進に向けた効果的な支援策</u>を検討します。</p>
市の考え方	いただいたご意見のとおり、子どもの居場所は、子どもにとって身近で、安心できるものであることが大切だと考えております。ご意見を踏まえて、計画書の記載を追加しました。	

No.	意見の概要	修正内容
9	<ul style="list-style-type: none"> ・（社会的養護を必要とする子どもやひとり親家庭、生活保護世帯などへの）きめ細かな支援とは、具体的にどのようなことなのか。（キッズコメント） 	<p>《計画書P65》</p> <p>社会的養護を必要とする子ども、ひとり親家庭、生活保護世帯などは、特に困難を抱えやすい実態にあることを踏まえて、子ども・世帯の生活状況等に応じたきめ細かな支援を推進します。</p> <p>↓</p> <p>社会的養護を必要とする子ども、ひとり親家庭、生活保護世帯などは、特に困難を抱えやすい実態にあることを踏まえて、<u>相談支援や学習支援、社会的自立に向けた支援など、子ども・世帯の生活状況等に応じたきめ細かな支援</u>を推進します。</p>
市の考え方	ご意見を踏まえて、きめ細かな支援として、相談支援や学習支援、社会的自立に向けた支援など、という記載を追加しました。	

No.	意見の概要	修正内容
10	<ul style="list-style-type: none"> ・新設の子どものくらし支援担当課に、子どもの貧困対策のワンストップサービスとしての機能が期待されるが、人員配置や庁内連携の仕組みはどのように考えているのか。（パブリックコメント） 	<p>《計画書P73》</p> <p>【計画を推進するための実施体制】</p> <p>また、庁内の推進体制として、子どもの権利総合推進本部等で、庁内関係部局間での横断的な情報共有や施策の検証、検討を行うとともに、日ごろから子どもの貧困対策に関わりの深い部局による連携を一層強化し、必要な施策の充実や見直しにつなげていきます。</p> <p>これらの取組を着実に実施し、子どもの貧困対策を推進していくために、子どもの貧困対策を専管する「子どものくらし支援担当課」を平成30年度から新たに設置します。</p> <p>↓</p> <p>また、札幌市が子どもの貧困対策を進めるうえで、関係部局がそれぞれ子どもの貧困対策の視点を持ち、かつそれらを横断的につなげていく推進体制が重要となります。</p>

		<p>そのため、子どもの貧困対策を専門に担当する「子どものくらし支援担当課」を平成30年度から新たに設置し、子どもの貧困に関わる施策の推進や、部局間の連携の促進などに取り組めます。</p> <p>さらに、子ども施策を一元的に担う子ども未来局をはじめ、福祉や教育などの関係部局で構成する「札幌市子どもの権利総合推進本部」によって、関係部局が一丸となって子どもの貧困対策に取り組んでいきます。</p>
<p>市の考え方</p>	<p>計画を推進していくためには、推進する実施体制が重要であると認識しており、平成30年度から子どもの貧困対策を専門に担当する「子どものくらし支援担当課」を新たに設置することとしています。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、庁内外との連携体制や、子どものくらし支援担当課の役割などについて、記載を修正しました。</p>	

SAPPORO

札幌市子どもの貧困対策計画

平成 30 年（2018 年）5 月発行

編集・発行 札幌市子ども未来局子ども育成部子どものくらし支援担当課

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目

大通バスセンタービル 1 号館 3 階

電話 (011) 211-2947 FAX (011) 211-2943

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/torikumi/taisaku/>



さっぽろ市
01-G01-18-732
30-1-81